

みえ県民カビジョン・第三次行動計画

第2編

政策体系

第1章 政策体系の概要

第1節 政策体系とは

政策体系は、「みえ県民力ビジョン」で示す基本理念を実現するために、県が行う取組を目的と手段の関係で整理したものです。

＜政策展開の基本方向＞（三つの柱）のもとに、＜政策＞－＜施策＞－＜基本事業＞－＜事務事業＞の階層で、県の取組等を網羅し、体系的に整理しています。

「みえ県民力ビジョン」で示した＜政策展開の基本方向＞（三つの柱）に加え、本行動計画では、＜政策＞と、＜施策＞の内容を、構成する＜基本事業＞とあわせて示しています。

＜施策＞には、それぞれの＜施策＞をより適切に評価するとともに、県民の皆さんに成果をわかりやすくあらわす指標（「主指標」と、＜施策＞を適切に評価する際に、「主指標」を補足するのにふさわしい代表的な指標（「副指標」）を複数設定します。

＜施策＞は、数値目標の達成状況や基本事業の取組状況等を総合的に判断して、＜施策＞を担当する副部長または次長が評価を行い、毎年度「成果レポート」として取りまとめ、＜施策＞の成果と改善方向を公表します。

〔施策の指標の考え方〕

＜施策＞の進行管理を的確に行うとともに、県民の皆さんに取組の進捗状況をお示しするため、「主指標」、「副指標」について、それぞれの性質をふまえた実現可能かつ挑戦的な目標値を掲げ、数値目標としています。

○主指標

「主指標」は、各＜施策＞の第三次行動計画における目標（「県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）」）をふまえ、当該＜施策＞において、県がさまざまな主体との協創の取組によって得られる最終的な成果を、県民の皆さんにわかりやすくあらわそうとしたものです。

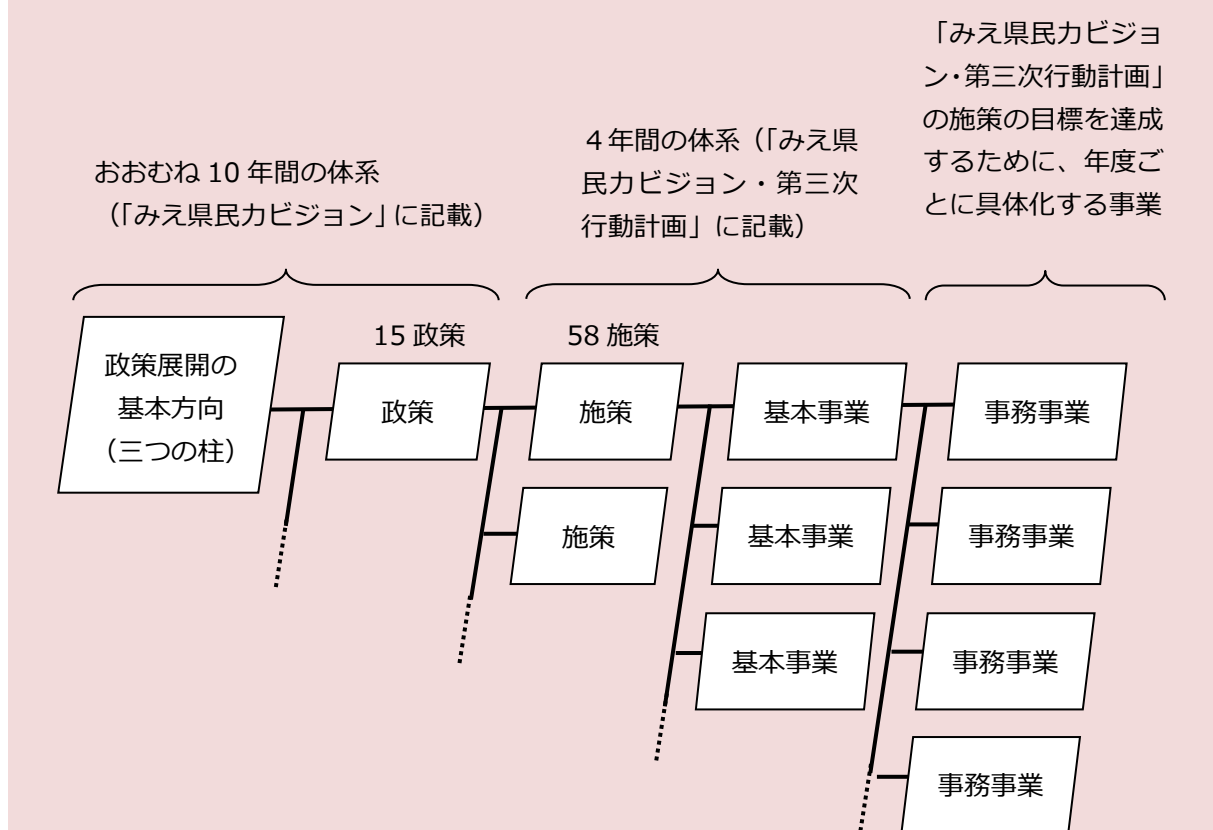
＜施策＞の進行管理において、基本的な指標として活用します。

○副指標

「副指標」は、各＜施策＞の成果や課題を適切に把握するために、県がさまざまな主体との協創の取組によって得られる成果、あるいは県が取り組んだことの効果をあらわす指標で、「主指標」を補足するのにふさわしい代表的な指標を複数設定しています。

第二次行動計画では、＜施策＞を構成する＜基本事業＞に1つ以上の「県の活動指標」を設定していましたが、「副指標」は、＜基本事業＞にかかわらず、＜施策＞を進行管理するため、「主指標」と共に各＜施策＞の成果をわかりやすくあらわす指標として活用します。

図 「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の政策体系



第 2 節 政策体系の見直し

政策体系については、社会経済情勢の変化やこれまでの成果と課題の確認・検証等をふまえて、新たな課題に対応するために必要な施策の新設・改変や、関連する基本事業が有機的に結びつき、効果的かつ効率的な取組の成果が得られるような施策の再構築など必要な見直しを行いました。

1 政策体系の見直しの考え方

(1) 政策展開の基本方向（三つの柱）

「みえ県民力ビジョン」策定当時における時代潮流と現状認識は、大規模な自然災害の脅威への対応、環境問題を含めたエネルギー政策の見直し、人口減少と少子・超高齢社会への対応、グローバル化への対応を含めた強じんて多様な産業構造への転換など、現時点においても通ずるものと考えられるため、第三次行動計画の4年間においても、「みえ県民力ビジョン」の基本理念の実現に向けて、引き続き「守る」「創る」「^{ひら}拓く」の三つの柱に沿って取り組んでいきます。

(2) 政策・施策

政策・施策については、少子・超高齢社会への対応をはじめとする人口減少対策など、第二次行動計画において残された課題をふまえた見直しや、「三重県教育施策大綱」や「み

え産業振興ビジョン」、「三重県環境基本計画」など、計画の策定・改定等による見直しを行いました。

(3) 数値目標

施策をより適切に評価し、かつ、わかりやすさを重視するため、第二次行動計画における「県民指標」、「県の活動指標」に替えて、施策に「主指標」、「副指標」を設けることとしました。その上で、各施策の「主指標」および「副指標」については、第二次行動計画策定後の社会経済情勢の変化を考慮するとともに、県民の皆さんから見てわかりやすいか、施策のめざす姿や目的との関係が適切に反映されているか、また県民の皆さんのニーズや社会的関心の高い課題をとらえた指標となっているか、などの観点から指標を設定しました。

第3節 重点取組

第一次行動計画では、4年間をととして課題に重点的に取り組む「選択・集中プログラム」（「緊急課題解決プロジェクト」、「新しい豊かさ協創プロジェクト」、「南部地域活性化プログラム」）を設けて、「みえ県民カビジョン」を推進してきましたが、第二次行動計画では、具体的な重点取組の内容を特定せず、毎年度の県政推進の基本方針である「三重県経営方針」において定めることで、さまざまな状況変化に柔軟に対応できるように取組を進めてきました。

第三次行動計画においても、第二次行動計画と同様、社会経済情勢の変化に柔軟かつ的確に対応できるよう、「三重県経営方針」において定めていきます。

1 「重点取組」の概要

三重県でも、全国と同様に人口減少が深刻な問題となっており、県内の人口減少に歯止めをかけ、人口減少下でも「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりに取り組んでいく必要があります。県では、平成27（2015）年度に「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少への対応と地域の自立的かつ持続的な活性化に向けて総合的に取り組んできており、第二次行動計画においては、その中で毎年度特に重点化する内容を選定して、取り組んできました。

第三次行動計画においても、人口減少への対応に重点的に取り組むとともに、社会経済情勢の変化や各施策の進捗状況等を的確にとらえ、機会を逃さずに重点化を図っていきます。

そのため、第三次行動計画においても、重点取組の具体的な取組内容を特定せず、毎年度の県政推進の基本方針である「三重県経営方針」において、当該年度の重点取組を設定して、重点の置きどころを毎年度見直すことができるようにし、より効果的・効率的に予算や人材を重点配分することで、機会を逃さず最大限の成果を得ることをめざします。

第４節 政策の概要

基本理念の実現に向けて、次のとおり＜政策展開の基本方向＞（三つの柱）を定めるとともに、その下に１５の＜政策＞を位置づけて、県政を推進していきます。

政策展開の基本方向	政 策
I「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を 実感できるために～	I－１ 防災・減災、国土強靱化 I－２ 命を守る I－３ 支え合いの福祉社会 I－４ 暮らしの安全を守る I－５ 環境を守る
II「創る」 ～人と地域の夢や希望を 実感できるために～	II－１ 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進 II－２ 学びの充実 II－３ 希望がかなう少子化対策の推進 II－４ 三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功とレガシーを生かしたスポーツの推進 II－５ 地域の活力の向上
III「^{ひら}拓く」 ～強みを生かした経済の 躍動を実感できるために～	III－１ 持続可能なもうかる農林水産業 III－２ 強じんて多様な産業 III－３ 世界の三重、三重から世界へ III－４ 多様な人材が活躍できる雇用の推進 III－５ 安心と活力を生み出す基盤

第2章 施策の概要

この章では、58の〈施策〉について記載しています。記載にあたっては、〈政策展開の基本方向〉（三つの柱）ごとに節を分けた上で、15の〈政策〉順にまとめています。

I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

II 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～

III 「^{ひら}拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

●政策体系一覧

	政 策	施 策	頁数
I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	I－1 防災・減災、国土強 靱化	111 災害から地域を守る自助・共助の推進	56
		112 防災・減災対策を進める体制づくり	58
		113 災害に強い県土づくり	60
	I－2 命を守る	121 地域医療提供体制の確保	62
		122 介護の基盤整備と人材の育成・確保	64
		123 がん対策の推進	66
		124 健康づくりの推進	68
	I－3 支え合いの福祉社 会	131 地域福祉の推進	70
		132 障がい者の自立と共生	72
		133 児童虐待の防止と社会的養育の推進	74
	I－4 暮らしの安全を守 る	141 犯罪に強いまちづくり	76
		142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめ ざす安全なまちづくり	78
		143 消費生活の安全の確保	80
		144 医薬品等の安全・安心の確保と動物愛 護の推進	82
		145 食の安全・安心の確保	84
		146 感染症の予防と拡大防止対策の推進	86
		147 獣害対策の推進	88
	I－5 環境を守る	151 環境への負荷が少ない持続可能な社会 づくり	90
		152 廃棄物総合対策の推進	92
		153 豊かな自然環境の保全と活用	94
		154 生活環境保全の確保	96

	政 策	施 策	頁数
Ⅱ 「創る」く人と地域の夢や希望を 実感できるように	Ⅱ－１ 人権の尊重とダイ バーシティ社会の推 進	211 人権が尊重される社会づくり	100
		212 あらゆる分野における女性活躍とダイ バーシティの推進	102
		213 多文化共生社会づくり	104
	Ⅱ－２ 学びの充実	221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・ 豊かな心・健やかな身体」の育成	106
		222 個性を生かし他者と協働して未来を創 造する力の育成	108
		223 特別支援教育の推進	110
		224 安全で安心な学びの場づくり	112
		225 地域との協働と信頼される学校づくり	114
		226 地域の未来と若者の活躍に向けた高等 教育機関の充実	116
		227 文化と生涯学習の振興	118
	Ⅱ－３ 希望がかなう少子化 対策の推進	231 県民の皆さんと進める少子化対策	120
		232 結婚・妊娠・出産の支援	122
		233 子育て支援と幼児教育・保育の充実	124
	Ⅱ－４ 三重とこわか国体・ 三重とこわか大会の 成功とレガシーを生 かしたスポーツの推 進	241 競技スポーツの推進	126
		242 地域スポーツと障がい者スポーツの推 進	128
	Ⅱ－５ 地域の活力の向上	251 南部地域の活性化	130
		252 東紀州地域の活性化	132
		253 農山漁村の振興	134
		254 移住の促進	136
		255 市町との連携による地域活性化	138

	政 策	施 策	頁数
Ⅲ 「 ひろ く 強みを生かした経済の躍動を実感できるように」	Ⅲ－１ 持続可能なもうかる農林水産業	311 農林水産業の多様なイノベーションの促進とブランド力の向上	142
		312 農業の振興	144
		313 林業の振興と森林づくり	146
		314 水産業の振興	148
	Ⅲ－２ 強じんて多様な産業	321 中小企業・小規模企業の振興	150
		322 ものづくり産業の振興	152
		323 Society 5.0 時代の産業の創出	154
		324 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進	156
	Ⅲ－３ 世界の三重、三重から世界へ	331 世界から選ばれる三重の観光	158
		332 三重の戦略的な営業活動	160
		333 国際展開の推進	162
	Ⅲ－４ 多様な人材が活躍できる雇用の推進	341 次代を担う若者の県内定着に向けた就労支援	164
		342 多様な働き方の推進	166
	Ⅲ－５ 安心と活力を生み出す基盤	351 道路網・港湾整備の推進	168
		352 安心を支え未来につなげる公共交通の充実	170
		353 安全で快適な住まいまちづくり	172
		354 水資源の確保と土地の計画的な利用	174

●施策の各ページの見方

施策〇〇〇 〇〇〇〇

↑ 施策の番号と名称を記載しています。

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんとめざす、施策の行動計画期間内（令和5（2023）年度末）の目標を記載しています。

現状と課題

■ この施策に取り組むにあたって、これまでの取組をふまえた現在の状況や解決しなければならない課題を記載しています。

■

■

■

■

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんとめざす姿の実現にあたって、新しい豊かさ・協創の視点から、この施策での方向性を記載しています。

政策体系におけるこの施策の位置づけ（施策が属する政策）を示しています。→ 政策 ○ー○ ○○○○
この施策を担当する部局名を記載しています。→ 主担当部局：○○○部

取組方向

- この施策を構成する基本事業の名称と、新しい豊かさ・協創の視点をふまえ、県がこの施策で4年間に取り組むことを記載しています。
-
-
-
-

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
施策の成果をあらわす代表的な指標を示します。	現在（最新の実績）の数値を示しています。 注）1	令和5年度における目標値を示しています。 注）2	この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
施策を適切に評価する際に、県の取組によって得られた成果や県の取組の効果がわかる指標で、「主指標」を補足するのにふさわしい代表的な指標を示します。	現在（最新の実績）の数値を示しています。 注）1	令和5年度における目標値を示しています。 注）2	この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。

注）1 現時点で、令和元年度の現状値の把握が困難な指標について、把握可能な最新年度の数値を用いた場合は「(○○年度)」と記載しています。

注）2 令和5年度の取組結果を評価する時点（令和6年5月頃を予定）で、令和5年度実績の把握が困難な指標については、把握可能な最新年度の実績により評価することとし、評価に用いる対象年度について「(○○年度)」と記載しています。

第1節 I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

政 策	施 策
I-1 防災・減災、国土強靱化	111 災害から地域を守る自助・共助の推進 112 防災・減災対策を進める体制づくり 113 災害に強い県土づくり
I-2 命を守る	121 地域医療提供体制の確保 122 介護の基盤整備と人材の育成・確保 123 がん対策の推進 124 健康づくりの推進
I-3 支え合いの福祉社会	131 地域福祉の推進 132 障がい者の自立と共生 133 児童虐待の防止と社会的養育の推進
I-4 暮らしの安全を守る	141 犯罪に強いまちづくり 142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり 143 消費生活の安全の確保 144 医薬品等の安全・安心の確保と動物愛護の推進 145 食の安全・安心の確保 146 感染症の予防と拡大防止対策の推進 147 獣害対策の推進
I-5 環境を守る	151 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり 152 廃棄物総合対策の推進 153 豊かな自然環境の保全と活用 154 生活環境保全の確保

施策111 災害から地域を守る自助・共助の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんが日ごろから防災に関心を持って正しく理解し、災害に備えることで、適切な避難行動をとることができるようになっていくとともに、地域や学校、職場等で防災に関する取組が継続的に行われています。

現状と課題

- 近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や頻発する風水害に備えるため、「みえ防災・減災センター」と連携し、「自助」「共助」の活性化や環境づくりを支援する防災人材の育成をはじめ、県民の防災意識の醸成、市町の支援などに取り組んできました。気候変動や防災・減災に関する技術革新、近年の災害等から得られた検証結果をふまえて、さまざまな防災関係機関、県民等が相互に連携して、引き続き、防災対策に取り組む必要があります。
- 災害時の県民の適切な避難行動を促進するために、わかりやすい情報提供に取り組んできたところです。新たに発生した災害の経験や教訓をふまえ、今後も、避難を必要とする人が適切に避難を行えるよう、新たな情報提供ツールや手法なども検討し、「共助」につながる活動も促進しながら、取組を進めていく必要があります。
- 自然災害から子どもたちの命を守るため、学校における防災教育を推進する必要があります。また、子どもたちの発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を育成することが求められています。さらに、南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、教職員の実践的な災害対応力の向上を図るとともに、学校教育を速やかに復旧させる体制を整える必要があります。
- 大規模災害発生時に、県内外からのボランティアや専門性を有したNPO等が、円滑かつ効果的に支援活動ができる環境を充実・強化していく必要があります。
- 住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震診断や耐震改修等に対する支援を行ってきました。引き続き、住宅・建築物の耐震化や危険な空き家対策等の取組を進め、地震災害などに対するまちの安全性を確保する必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や頻発する台風・風水害など「必ず起こる」災害に備えて、被害を最小限にするため、さまざまな主体との連携・協働や新しいツール・手法の活用により、「防災の日常化」が定着するとともに、災害時に適切な避難行動を行えるよう「自助」「共助」の取組を推進します。

取組方向

■ 基本事業 1 多様な主体が連携した防災活動の促進

発生が予想される南海トラフ地震や頻発する風水害などに備え、「みえ防災・減災センター」と連携して防災人材の育成・活用や防災・減災に関する普及啓発を行うとともに、地区防災計画の策定や自主防災活動など、市町の「共助」の取組を支援すること等により、地域や学校・職場において、さまざまな主体が連携して、地域の特性や課題に応じた防災活動が促進されるよう取り組みます。

■ 基本事業 2 県民の適切な避難行動を促進するための防災情報の提供

災害時に県民一人ひとりの「命を守る」ために、避難行動要支援者等も含めて適切な避難ができるよう、日ごろから防災情報の理解や事前の備えの促進を図るとともに、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）などさまざまなツールや新しいICT（情報通信技術）等も活用しながら、「自助」「共助」の取組に必要なきめ細かな防災情報を迅速に提供します。

■ 基本事業 3 学校における防災教育の推進

子どもたちが自分の命を自分で守る力を身につけられるよう、防災学習教材の充実や教職員の防災に関する知識の向上などに取り組みます。また、子どもたちが災害時に地域の支援者として行動できるよう、平常時から学校と家庭・地域が連携した取組を推進します。さらに、災害時における学校教育の早期復旧に向け、被災した学校を支援する体制の整備に取り組みます。

■ 基本事業 4 災害ボランティアの活動環境の充実・強化

「みえ災害ボランティア支援センター」の強化を図りつつ、市町における受援体制の整備を支援するとともに、大規模災害発生時に、県内外からのボランティアや専門性を有したNPO等が円滑かつ効果的な支援を展開できるよう活動環境の充実・強化に取り組みます。

■ 基本事業 5 住宅・建築物の耐震化の促進

木造住宅や「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により耐震診断が義務付けされた民間建築物の耐震化を促進するとともに、危険な空き家除却の取組を支援することにより、まちの安全性の向上に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
率先して防災活動に参加する県民の割合	50.0%	60.0%	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合（防災に関する県民意識調査）

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
地区防災計画等を作成している市町数	4市町 (30年度)	29市町	地区防災計画やそれに準じる計画を作成している市町の数
「防災みえ.jp」から防災情報等を入手している県民の割合	24.5%	33.3%	「防災みえ.jp」から気象情報や災害情報などの防災情報等を入手している県民の割合（防災に関する県民意識調査）
大雨等の際に避難行動をとろうとする県民の割合	82.7%	100%	住居地において大雨・洪水等の際に避難行動をとろうとする県民の割合（防災に関する県民意識調査）
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	92.4% (30年度)	100%	家庭やPTA、自主防災組織、地域住民など、他の主体と連携した防災の取組を実施している公立小中学校および県立学校の割合
耐震性のない木造住宅の耐震改修と除却の補助件数(累計)	—	1,200件	市町が行う耐震性のない木造住宅の耐震改修と除却の補助事業に対して、県が財政支援した件数

施策112 防災・減災対策を進める体制づくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

災害への備えから復旧・復興までの防災・減災対策の新たなステージへの進化に向けて、県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体が、それぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 東日本大震災や紀伊半島大水害、熊本地震といった大規模災害で明らかになった課題や教訓等をふまえて策定した各種の計画に基づき、地域の防災・減災対策を推進してきました。近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害等に備え、今後、計画の見直しも進め、災害対応に携わる人材の育成等を含めた防災・減災体制の強化を進める必要があります。
- 「三重県広域受援計画」や「三重県版タイムライン」等の策定、それに基づく訓練の実施など、災害時に的確な対策を実践できるよう国、市町、防災関係機関等と連携して取組を進めてきました。気候変動や防災・減災に関する技術革新等もふまえ、県民の生命・財産を守るため、さまざまな関係機関との連携をさらに進め、災害対策活動体制の充実・強化に取り組む必要があります。
- 災害拠点病院における施設整備の支援や、保健医療活動を支える人材の育成などに取り組んでいます。今後も引き続き、南海トラフ地震等の大規模災害発生時における保健医療体制の充実・強化に取り組んでいく必要があります。
- 学校施設においては、屋内運動場等の天井等落下防止対策、ブロック塀等の撤去、猛暑に備えるための空調整備などの防災・安全対策の取組を進めてきました。今後も、子どもたちが安全に安心して学校生活を送れるよう、学校施設の防災・安全対策を進めていく必要があります。
- 消防団の入団促進や消防本部の連携強化に取り組んできたところですが、近年の大規模な災害の発生により、消防に寄せられる県民の期待はますます大きくなっていることから、消防体制および消防力のさらなる充実・強化に取り組んでいく必要があります。
また、高圧ガス等の保安の確保に向けた取組を行っていますが、高圧ガス施設等において事故が発生していることから、高圧ガス等の取扱事業者に対して保安検査および立入検査等を実施し、適正な保安管理等の徹底を指導することにより、事業者の自主保安を推進し、産業保安の確保を図る必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震、頻発する台風・集中豪雨などの自然災害、コンビナートにおける事故等の災害に備え、県民の皆さんが安全・安心に暮らせるよう、ICTの活用等により、市町、消防その他防災関係機関と連携した防災・減災対策のさらなる深化を図ります。

取組方向

■ 基本事業 1 防災・減災対策の計画的な推進

「三重県防災・減災対策行動計画」等の計画を推進するとともに、新たな知見の導入や気候変動への適応、訓練等による実効性の検証を通じた改善を図り、その成果を県民に周知していきます。また、「三重県職員防災人材育成指針」等に基づく職員の育成とともに、災害への備えから復旧・復興までを見据えて、防災・減災体制の強化を図ります。

■ 基本事業 2 災害対策活動体制の充実・強化

防災・減災に関する技術革新等をふまえ、気象庁等の防災関係機関や県民からの情報を災害対策活動に活用することや、さまざまな訓練を通じて、地域の特性や課題に応じたきめ細かな対応に向け災害対策活動体制の充実・強化を図ります。また、災害が発生した場合にも、早期の復旧・復興ができるよう、ライフライン事業者やインフラ事業者、国、他の都道府県等との連携を進めます。

■ 基本事業 3 災害保健医療体制の整備

災害時においても必要な保健医療が提供できるよう、災害拠点病院の施設整備や病院における業務継続計画（BCP）の整備を支援するとともに、保健医療活動を支える人材の育成を進めます。

■ 基本事業 4 教育施設の防災対策

県立学校の計画的な老朽化対策を進め、学校施設の防災・安全対策の強化に取り組みます。また、市町等の学校設置者に対して、防災・耐震対策に係る情報提供と助言を行い、地域における学校等の防災機能の強化を図ります。

■ 基本事業 5 消防・保安対策の充実・強化

消防学校等での教育を通じた消防職員や消防団員の資質向上に努めるとともに、引き続き消防団の入団促進や消防本部の連携強化などに取り組むことで、消防本部および消防団の組織の活性化を支援し、消防体制および消防力の充実・強化を図ります。また、高圧ガス等を取り扱う事業者に対して保安検査等を実施し、事故の発生防止に努めるとともに、研修会の開催等により、産業保安の確保を図ります。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
「三重県防災・減災対策行動計画」における「公助」を対象とした行動項目の進捗率	98.2% (30年度)	100%	「三重県防災・減災対策行動計画」における「公助」を対象とした行動項目の進捗率の平均値

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県が主催し、市町・防災関係機関と連携して継続的に実施している訓練等の回数	13回 (30年度)	13回	県が主催し、継続的に実施している市町・防災関係機関と連携した実動訓練および図上訓練の実施回数
業務継続計画（BCP）を整備する病院の割合	31.2% (30年度)	100%	BCPの考え方に基づく災害医療マニュアルを整備した病院の割合
消防団員の条例定数の充足率	92.4% (30年度)	93.3%	各市町における消防団員の条例定数に対する実団員数の割合

施策113 災害に強い県土づくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われ、自然災害への対策が講じられている人家数が増加しています。また、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進むとともに、災害発生時に対応できる緊急輸送道路等の機能確保を図ることで、災害に対して安全・安心な県土づくりが進んでいます。

現状と課題

- 令和元（2019）年台風第19号や平成30（2018）年7月豪雨など頻発・激甚化する水害・土砂災害や大規模地震から、県民の皆さんの生命と財産を守るため、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し、河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の整備や橋梁の耐震対策等を進めています。これらの防災・減災対策の必要性は依然として高く、さらなる推進が求められています。
- 「施設では防ぎきれない洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を構築する取組として、洪水浸水想定区域図の作成や高潮浸水想定区域図の作成、土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を進めています。これらの対策は、県民の皆さんがリスクを把握し主体的な避難行動をとるための情報として、継続して取り組むことが求められています。
- 河川堆積土砂および河川内の樹木繁茂により浸水被害が助長されるおそれがあることから、河川の流下能力を回復するため、堆積土砂撤去および樹木伐採を進めています。また、老朽化が進んでいる河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の機能を確保するため、修繕・更新を実施しています。引き続き、適切な維持管理と施設の老朽化対策が求められています。
- 南海トラフ地震の発生が懸念されている中、大規模地震発生後の津波・高潮等による浸水被害を軽減するため、海抜ゼロメートル地帯などにおける河川・海岸堤防や河口部の大型水門、ダム等の耐震対策を進めています。引き続き、河川管理施設や海岸保全施設等の機能の確保と強化が求められています。
- 災害発生時に災害対応を迅速かつ効率的に実施するため、緊急輸送道路等の橋梁耐震化やのり面の防災対策を重点的に進めてきました。引き続き、災害対応力の充実・強化に取り組むことが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんの安全で安心な暮らしを確保するため、頻発・激甚化する水害・土砂災害や、発生が懸念されている南海トラフ地震に対する備えとして、施設整備を推進するとともに、老朽化した施設の適切な維持管理や警戒避難体制整備を支援する取組等、ハード・ソフト両面での取組を進め、「三重県国土強靱化地域計画」に基づき地域の強靱化を図ります。

また、施設の維持管理について、県民の皆さんの参画や協力を得ながら進めていきます。

取組方向

■ 基本事業 1 洪水対策の推進

洪水、高潮等による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、河川堤防の整備、河川管理施設等の耐震化や計画的な老朽化対策、堆積土砂の撤去および樹木伐採等と併せて、想定し得る最大規模の降雨を対象とした河川の洪水浸水想定区域図の作成等に取り組みます。

■ 基本事業 2 土砂災害対策の推進

土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備や適切な維持管理等と併せて土砂災害警戒区域の指定等に取り組みます。特に自力での避難が困難な要配慮者が利用する施設や避難所の保全を重点的に取り組みます。

■ 基本事業 3 高潮・地震・津波対策の推進

高潮、地震、津波による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、高潮災害防止のための海岸堤防の整備や、地震・津波対策としての堤防耐震化、粘り強い構造とする施設整備、計画的な老朽化対策等に取り組みます。また、ソフト対策として高潮浸水想定区域図の作成に取り組みます。

■ 基本事業 4 山地災害対策の推進

山崩れや土石流等の山地災害から県民の皆さんの生命・財産を守るため、治山施設の整備や計画的な老朽化対策等に取り組みます。

■ 基本事業 5 緊急輸送道路等の機能確保

災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路等の橋梁の計画的な耐震対策やのり面の防災対策に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
自然災害への対策が講じられている人家数（累計）	242,300 戸	246,000 戸	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
洪水浸水想定区域図作成河川数（累計）	109 河川	210 河川	洪水による浸水想定区域図を作成した河川数
要配慮者利用施設、避難所の保全施設数（累計）	302 施設	314 施設	砂防事業および急傾斜地崩壊対策事業による要配慮者利用施設、避難所の保全施設数
緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率	84.0%	93.0%	緊急輸送道路上の橋梁のうち、耐震対策を完了した橋梁の割合

施策121 地域医療提供体制の確保

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

病床の機能分化・連携、医療従事者の確保等、地域の医療提供体制の充実に取り組むとともに、県民の皆さんと将来のあるべき医療提供体制を共有することで、患者の状態に応じた適切な医療が提供される体制の整備が進んでいます。

現状と課題

- 「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するため、病床の機能分化・連携、在宅医療等の充実に向けた取組をさらに進めていく必要があります。
- 医師確保対策を総合的に進めてきたところ、過去10年間（平成20（2008）年～平成30（2018）年）の医師数の増加が全国11位となるなど、若手医師を中心に、県内の医師数は着実に増加しています。
- 一方、人口10万人あたりの医師数は、依然として全国平均を下回っているなど、医師不足の状況は続いており、また、地域偏在や看護職員の不足等も課題となっていることから、地域医療に従事する医師・看護職員の確保・定着を図っていく必要があります。
- 救急搬送件数が増加する中、高齢化の進展等をふまえ、救急医療体制をより一層、充実・強化していく必要があります。また、安全・安心な医療を確保するため、県内医療機関における医療安全体制の強化を図っていく必要があります。
- こころの医療センター、一志病院および志摩病院においては、地域医療構想など病院を取り巻く状況をふまえながら、県立病院に求められる役割を適切に担うとともに、より一層健全な病院経営に努めていく必要があります。
- 国民健康保険の財政運営の責任主体として、市町と共に各市町の保険財政の安定化や医療費適正化を図っていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが住み慣れた地域で、安心して必要な医療を受けられるよう、県民一人ひとりが医療提供体制に関する理解を深め、適切な受療行動につなげていくことや、地域の関係者が医療機関の役割分担や連携体制について協議する場を設けて意思形成していくことを通じて、県民や関係者の皆さんと共に、地域の実情に応じた医療提供体制の構築を進めます。

取組方向

■ 基本事業 1 地域医療構想の実現

地域医療構想の実現に向けて、県内 8 地域の地域医療構想調整会議等において、関係者による協議を進めるとともに、地域において不足する医療機能を担う病床や在宅医療提供体制の整備支援等に取り組めます。

■ 基本事業 2 医療分野の人材確保

医師の地域偏在等の解消により地域における医療提供体制を確保するため、「三重県医師確保計画」に基づき、地域医療に従事する医師確保対策に取り組めます。

また、看護職員の確保に向けて、「人材確保」、「定着促進」、「資質向上」、「助産師確保」の 4 つの視点から総合的に看護職員確保対策に取り組めます。

■ 基本事業 3 救急医療等の確保

救命救急センターの運営やドクターヘリの運航、二次救急医療機関や周産期母子医療センターの運営支援、救急医療情報システムや子ども医療ダイヤルの運営、県民への啓発活動等、救急医療体制の整備等を進めるとともに、医療安全の推進に取り組めます。

■ 基本事業 4 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供

県立病院では良質で満足度の高い医療サービスを提供するとともに、適切な経営計画に基づく健全な病院経営を進めます。また、志摩病院の指定管理者に対して適切な指導監督を行います。

■ 基本事業 5 適正な医療保険制度の確保

国民健康保険財政を安定的に運営するため、「三重県国民健康保険運営方針」に基づき、財政運営の責任主体として各市町の保険財政の安定化や事務の効率化に取り組むとともに、医療に要する費用の適正化が図られるよう、各市町における地域の実情に応じた予防・健康づくりの取組を支援します。

主指標			
目標項目	現状値	令和 5 年度の目標値	目標項目の説明
病院勤務医師数	2,142 人 (30 年度)	2,292 人	県内の病院で勤務する常勤医師数

副指標			
目標項目	現状値	令和 5 年度の目標値	目標項目の説明
地域医療構想の進捗度	48.5%	79.0%	地域医療構想における必要病床数の達成に向けた、医療機能ごとの割合の進捗度と、病床総数の進捗度の平均
看護師等学校養成所の定員に対する県内就業者の割合	70.2% (30 年度)	71.4%	県内看護師等学校養成所の定員に対する県内に看護職員として就業した者の割合

施策122 介護の基盤整備と人材の育成・確保

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

利用者のニーズに応じた介護サービス等が一体的に提供されるとともに、地域住民等による見守りや多様な生活支援が行われるなど、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムが構築され、高齢者が介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしています。また、介護基盤の整備と介護人材の確保等により、特別養護老人ホームへの入所待機者が解消されています。

現状と課題

- 団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制（地域包括ケアシステム）を深化・推進していく必要があります。
- 施設サービスを必要とする方の増加が見込まれる中で、市町と連携し、介護基盤の整備を進めることにより、特別養護老人ホームの入所待機者の解消を図る必要があります。
- 介護ニーズが増加する中で、介護サービスの担い手となる介護人材の確保が課題となっており、市町や関係団体と協働して、総合的な対策を行っていく必要があります。
- 認知症高齢者の増加が見込まれることから、早期から適切な診断や対応ができるよう医療と介護の連携を図るとともに、若年性認知症の方も含め、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、それぞれの地域で本人と家族を支えるための支援体制を構築していく必要があります。
- 高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、まちづくり活動と連携し、それぞれの地域特性に応じた介護予防・重度化防止の取組や生活支援サービスの充実を図る必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

介護が必要となったり、認知症になっても、高齢者が安心して、可能な限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、元気な高齢者をはじめとする地域のさまざまな主体による生活支援サービスの充実や、認知症サポーターの養成および活動促進等に市町や関係団体と連携して取り組み、介護や認知症に対する県民の理解と支援の輪を広げ、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を図ります。

取組方向

■ 基本事業 1 介護基盤の整備促進

特別養護老人ホーム等の介護施設の整備を行うとともに、市町等における介護保険事業の安定的な運営を支援します。

■ 基本事業 2 介護人材の確保

介護人材の確保のため、三重県発の取組である「介護助手」のさらなる普及展開に向けた支援、業務負担の軽減に資する介護ロボット等の導入促進を行うとともに、市町や事業者団体等と協働し、参入促進、資質向上、労働環境の改善等の取組を行います。

■ 基本事業 3 認知症施策先進県に向けた取組

「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症の人の視点を積極的に取り入れたピアサポートの推進、認知症サポーターのステップアップによるチームオレンジの立ち上げ支援と活動促進、市町との協働によるSIB^{注）}を活用した認知症予防に係る取組の検討等を行い、認知症施策を先進的・総合的に推進します。

■ 基本事業 4 介護予防・生活支援サービスの充実

高齢者の自立した日常生活の支援、介護予防・重度化防止等に係る市町、地域包括支援センター等の取組を支援するため、研修会の開催、アドバイザーの派遣等を行います。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	210人 (30年度)	0人	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数（入所を辞退した者等を除く実質的な待機者数）

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
特別養護老人ホーム施設整備定員数（累計）	10,408床 (30年度)	10,998床	特別養護老人ホーム（広域型、地域密着型およびショートステイの転換）の施設整備定員数
県内の介護職員数	27,818人 (29年度)	33,849人 (4年度)	都道府県介護職員数の県内介護職員数（厚生労働省「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」）

注）1 SIB：ソーシャル・インパクト・ボンド。民間の活力を社会的課題の解決に活用するため、民間資金を呼び込み成果報酬型の委託事業を実施する新たな社会的インパクト投資の取組。

施策123 がん対策の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少するとともに、がんと向き合って生活していく患者やその家族への支援が進んでいます。

現状と課題

- がんは、県内における死亡原因の第1位であり、重要な健康問題の一つとなっています。「三重県がん対策推進条例」に基づき、さまざまな主体が連携・協力して、「がん予防」「がん医療の充実」「がんとの共生」など、それぞれの段階に応じた総合的ながん対策を推進していく必要があります。
- がんの予防や早期発見を推進するためには、生活習慣の改善や、がん検診および精密検査の受診率向上を図る必要があります。また、学習指導要領の改訂をふまえたがん教育を推進する必要があります。
- 国のがん診療連携拠点病院の整備指針をふまえ、県内のがん診療連携体制を整備するとともに、蓄積されたがん登録データを活用して、がんの早期発見やがん治療の推進につなげる必要があります。
- がん患者やその家族の持つ不安や悩みを軽減し、がんとの共生しながら可能な限り質の高い療養生活を送ることができるよう、緩和ケアの推進や、相談支援体制、情報提供等の充実が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

企業、関係機関・団体、市町との連携により、がんに対する啓発活動を行い、がん検診および精密検査の受診率の一層の向上を図ります。また、蓄積された精度の高いがん患者罹患状況等の情報を分析し、がん予防等へ積極的に活用していきます。さらに、がん患者とその家族が、がんに向き合いながらよりよい療養生活を送ることができるよう相談体制等の充実を図ります。

取組方向

■ 基本事業 1 がん予防・早期発見の推進

避けられるがんを防ぐため、がんに対する正しい知識の普及啓発や、医療関係者および教育関係者と連携した児童、生徒へのがん教育を推進します。また、ナッジ理論^{注)} 1などの手法を活用したがん検診の受診勧奨や、「三重とわか県民健康会議」において企業、関係機関・団体、市町との連携によるがん検診および精密検査受診率の向上を図ることにより、がんによる死亡率のより一層の低減に取り組めます。

■ 基本事業 2 がん医療の充実

県内のがん患者が適切ながん医療を受けられるよう、がん診療連携体制の一層の充実を図るとともに、医科歯科連携等、多職種との連携を推進します。また、がん登録により得られた罹患率、生存率等のデータの分析結果について、がんの早期発見やがん治療の推進につながるよう、市町、医療機関等と連携しながら、情報の利活用を進めます。

■ 基本事業 3 がんとの共生

がん患者やその家族が診断時から適切な緩和ケアを受け、療養生活の質の向上を図るため、緩和ケアに係る人材育成を支援します。また、がんに対する不安等を軽減するため、ライフステージに応じた支援の充実を図るとともに、治療と仕事の両立を支援するため、関係機関や団体、医療機関等と連携した就労支援の取組を推進します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数（年齢調整後）	64.1人 (30年)	60.9人 (4年)	がんによる75歳未満の死亡状況について、年齢構成を調整した県の人口10万人あたりの死亡者数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
がん検診受診率（乳がん、子宮頸がん、大腸がん）	乳がん 41.1% 子宮頸がん 47.8% 大腸がん 26.8% (29年度)	乳がん 55.0% 子宮頸がん 55.0% 大腸がん 50.0% (4年度)	乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率
がん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携拠点病院指定数	7か所 (30年度)	10か所	手術、薬物療法およびこれらの効果的な組み合わせによる、がんの標準的・集学的治療を提供する医療機関数（がん診療連携拠点病院は国指定、三重県がん診療連携拠点病院は県指定）
がん患者等の就労について理解を得られた企業数（累計）	1,045社 (30年度)	2,286社	説明会および事業所訪問で就労支援について理解を得られた企業数

注) 1 ナッジ理論：行動経済学で用いられる理論の一つで、「選択の余地を残しながらも、より良い方向に誘導する方法」のこと。「ナッジ（nudge）」とは「そっと後押しする」という意味。

施策124 健康づくりの推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

企業、関係機関・団体、市町と連携して健康づくりに取り組み、病気の予防、早期発見、治療、療養生活の質の維持向上のための対策が進み、県民一人ひとりが適正な生活習慣を身につけることにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等にかかった時も、適切な治療や支援を受けています。

現状と課題

- 「人生100年時代」を迎える中、県民の皆さんの健康への関心がより一層高まっている一方で、県民の皆さんの約半数が健康づくりに取り組んでいないことが課題となっています。
- 糖尿病については、年齢調整受療率は全国第2位となっているものの、新規透析患者数は減少傾向にあります。糖尿病などの生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るため、企業、関係機関・団体、市町と連携し、健康づくりの取組を進めるとともに、県民による主体的な健康づくりの推進に取り組んでいます。
- 人口減少が進む中、地方創生を推進し、若者に選ばれる三重につなげるためには、企業における健康経営の推進が必要です。
- 「全国トップクラスの健康づくり県」をめざすため、Society 5.0やSDGsなどの新しい考え方を取り入れ、さまざまなデータやテクノロジーを活用しながら、健康無関心層を含めた全ての県民に対して、健康づくりの取組を推進するとともに、企業における主体的な健康経営の取組を推進することが必要です。
- むし歯のない12歳児の割合が全国平均を下回る状況が続いていることから、効果的なむし歯予防対策が必要です。また、さまざまなニーズに対応するため、在宅歯科医療や障がい児（者）歯科診療、医科歯科連携の推進が必要です。
- 難病医療費助成制度の円滑な運営のために、難病指定医の育成や指定医療機関の増加に取り組むとともに、難病患者が身近な医療機関で適切な治療を継続できるように、拠点病院、協力病院が連携し、さまざまなニーズに対応できる医療提供体制の拡充に取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

企業、関係機関・団体、市町など、健康づくりに関するさまざまな主体・分野が連携し、オール三重で健康づくりに取り組むことで、健康無関心層を含めた全ての県民にアプローチを図り、「誰もが健康的に暮らせるとこわかの三重」の実現をめざします。

取組方向

■ 基本事業 1 健康づくり・生活習慣病予防活動の推進

生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るため、企業、関係機関・団体、市町と連携し、さまざまなデータやテクノロジーを活用しながら、県民が主体的に取り組む健康づくりや企業の健康経営の取組を推進するなど、社会全体で継続的に健康づくりに取り組みます。

■ 基本事業 2 歯科保健対策の推進

全身の健康につながる歯と口腔の健康を保つことで、生涯にわたり生活の質の向上が図られるよう、ライフステージに応じた歯科疾患予防や口腔機能の維持・向上に取り組めます。また、むし歯予防の効果が高いフッ化物洗口の実施に向けて、教育委員会等と連携して積極的に取り組むとともに、地域口腔ケアステーションを核とした在宅歯科保健医療連携などに取り組めます。

■ 基本事業 3 難病対策の推進

難病指定医等の育成や指定医療機関の増加により、医療費助成制度を円滑に運営するとともに、拠点病院を中心とする医療提供体制の拡充に取り組めます。また、難病患者等の療養生活の質の向上を図るため、生活・療養相談、就労支援を行います。

主指標			
目標項目	現状値	令和 5 年度の目標値	目標項目の説明
健康寿命	男性 78.5 歳 女性 80.9 歳 (29 年)	男性 79.6 歳 女性 81.4 歳 (4 年)	国の定める健康づくりの基本的方針である「健康日本 21 (第 2 次)」の目的の一つであり、県民が日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間

副指標			
目標項目	現状値	令和 5 年度の目標値	目標項目の説明
特定健康診査受診率	52.2% (29 年度)	59.7% (4 年度)	三重県保険者協議会に所属する医療保険者が行う特定健康診査（生活習慣病に関する健康診査）の受診率
フッ化物洗口を実施している施設数（累計）	159 施設 (30 年度)	259 施設	フッ化物洗口を実施している幼稚園、保育所等の数

施策131 地域福祉の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

地域における支え合い体制づくりが進み、高齢者、障がい者、子育て家庭、生活困窮者など、地域でさまざまな課題を抱える人が、社会から孤立することなく、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、誰一人取り残されことなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、一人ひとり個性や能力を発揮しながら、希望を持って日々自分らしく生活しています。

現状と課題

- 相互扶助としての地域コミュニティの機能が失われつつある中、社会的に弱い立場に置かれた人びとが社会から孤立し、地域で暮らし続けることが困難な状況が生じています。また、複数の課題を抱えており、一つの側面からだけでは対応できないケースも見られます。高齢者や障がい者、子育て家庭、生活困窮者などの支援を必要とする人を、地域住民やさまざまな主体が連携し、社会全体で支え合う体制づくりを進めていくことが必要です。
- 刑法犯認知件数が平成14（2002）年をピークに年々減少している一方で、検挙者に占める再犯者の割合は上昇し50%を占めるに至っており、再犯を防止し、県民の安全・安心を確保するには、犯罪をした者等が地域で孤立せず、社会の一員として、地域社会とかかわりを持ちながら日常生活を営めるよう支援することが必要です。
- 福祉サービスを提供する社会福祉法人等が増加する中、効率的、効果的な指導監査等の実施により、適正な運営と健全な経営を確保するとともに、提供される福祉サービスの質の向上を図ることが必要です。
- ひきこもりや自殺の背景にはさまざまな事情や原因がありますが、こうした生きづらさを抱えている人にしっかりと寄り添いながら、個々の状況に応じた適切な支援につなげるため、関係機関の連携による包括的な支援体制を整備し、誰一人取り残さない支援が必要です。
- 生活困窮状態に陥った背景にはさまざまな要因が考えられ、生活困窮者の個々の状態に応じた生活の保障や自立に向けた支援が必要です。
- ユニバーサルデザインの考え方をさらに広めるため、ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、さまざまな主体と連携して、ユニバーサルデザインの意識づくりに取り組むことが必要です。また、事業者・設計者等の理解、協力を得ながら、よりユニバーサルデザインに配慮した公共施設や商業施設を整備することが必要です。
- 戦後生まれの世代が人口の大部分を占めるようになっているため、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承していくことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民や地域のさまざまな主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められています。このため、市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、事業者等の皆さんとの協働・連携のもとに、地域の支え合い体制づくり、生活困窮者の自立支援、ユニバーサルデザインのまちづくりなどを進めます。

取組方向

■ 基本事業 1 地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供

「三重県地域福祉支援計画」に基づき地域福祉の推進を図り、市町や社会福祉協議会との連携を深め、民生委員・児童委員、ボランティア、地域住民等による地域福祉活動を支援するとともに、福祉的援助を必要とする人が地域で安心して暮らすことができるよう支援します。また、犯罪をした者による再犯を防止するため、「三重県再犯防止推進計画」に基づく取組を進め、関係機関等と連携しながら、就労・住まいの確保、保健医療・福祉サービスの利用促進等の支援を行います。さらに、社会福祉施設および事業所に対して効率的な指導監査等を実施するとともに、福祉施設の第三者評価の受審促進、福祉サービスに対する苦情解決を行います。

■ 基本事業 2 生きづらさを抱えている人を受け止める社会づくり

ひきこもりなどで生きづらさを抱えている人が、社会の中で孤立することなく、安心して生活できるよう、電話や面談による相談対応のほか、支援者研修などに取り組みます。また、県、市町、関係機関・団体等で構成するネットワーク組織の連携を強化し、子ども・若者から高齢者まで幅広い世代に対応した対策を進めるとともに、さまざまな課題を抱える人を包括的に受け止め、誰一人取り残すことなく、適切なサービスにつなぐ相談支援体制の構築を進めます。

■ 基本事業 3 生活困窮者の生活保障と自立支援

生活保護の適正実施、生活保護受給者の自立支援を進めるとともに、さまざまな課題を抱えた生活に困窮する人に対して、相談支援等を実施することで自立の促進を図ります。

■ 基本事業 4 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

ヘルプマーク、おもいやり駐車場利用証制度の普及や学校での出前授業等に取り組むとともに、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に定める整備基準や適合証の啓発、鉄道駅等のバリアフリー化の支援等を進めます。

■ 基本事業 5 戦没者遺族等の支援

戦争犠牲者への慰霊事業を行うとともに、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代へ継承するため、慰霊事業への次世代遺族の参列を促します。また、戦没者遺族や戦傷病者に必要な支援を行います。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
地域福祉計画を策定している市町数	18 市町	29 市町	地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画を策定している市町数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
40 歳未満の自殺死亡率	14.2 (30 年)	12.1 (4 年)	40 歳未満（子ども・若者世代）における人口 10 万人あたりの自殺者数
自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数	8,736 件 (30 年度)	10,426 件	福祉事務所設置自治体において、自立相談支援機関（相談窓口）で実施している生活困窮に関する相談に対する、面談や訪問、同行支援の件数 （出典：生活困窮者自立支援統計システム）
ヘルプマークを知っている県民の割合	58.1% (30 年度)	85.0%	ヘルプマークを知っている県民の割合

施策132 障がい者の自立と共生

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

障がい者がライフステージをとおして、どこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。また、多様な働き方が選択でき、働くことを通じた自己実現の機会や、レクリエーション・文化活動などに参加する機会が確保されるとともに、障がい者差別の解消および虐待の防止、障がい者の情報保障など、障がい者の権利を守るための取組が進み、障がい者が地域で生きがいを感じながら安心して暮らすことができる社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 障がい者の地域生活を支援するための取組を進めることで、グループホームなどの障害福祉サービスの充実、工賃の向上や一般就労者数の増加など障がい者の自立に向けた環境整備は進みつつありますが、引き続き居住の場や日中活動の場、地域生活を支える障害福祉サービス等の充実や、医療的ケアが提供できる事業所の拡充を図る必要があります。また、工賃向上や多様な就労の場の確保と定着への支援を強化し、さらには、社会的事業所をはじめとした障害者就労施設等からの優先調達を推進することで、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、より一層取組を進める必要があります。
- 農林水産分野における障がい者の就労の場の創出に取り組んでいます。今後、障がい者が農林水産分野でさらに活躍できるよう、引き続き就労支援の充実を図る必要があります。
- 障がい者が身近な市町で相談が受けられる相談支援の提供体制構築と支援の質的向上のため、広域的・専門的な相談支援体制の整備に取り組んでいます。さまざまな障がい状況に対応し、誰もが望む生活が送れるよう、引き続き相談支援の強化を図り、地域における人材育成体制の構築を推進することが必要です。
- 精神科病院の長期入院患者の地域生活への移行をさらに進めるとともに、精神障がい者が不調を来した場合も早期かつ適切に医療や支援が受けられ、地域で安心して生活できる体制づくりの推進が必要です。
- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、国においては障害者差別解消法や障害者虐待防止法、また、県においては「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」や「三重県手話言語条例」の整備が進められてきましたが、障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止、障がい者の情報保障など社会参加環境の整備のより一層の取組が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

障がい者が地域社会で生きがいを感じながら安心して暮らすことができるよう、障害者権利条約における「障害者を保護の客体から権利の主体へ」との考え方にに基づき、県民の皆さんが社会全体で障がい者との対話を通じて社会的障壁の除去に取り組み、地域の多様な構成員が相互の理解と支え合いにより、障がい者の自立と社会参加を妨げているさまざまな要因の解消を図っていくことで、障がい者がその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参加・参画できるための取組を進めていきます。

取組方向

■ 基本事業 1 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実

障がい者が地域で必要な支援を受けながら、自立し安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実、医療的ケア児・者の受け皿の拡充、就労の場の確保および職場への定着支援、福祉的就労事業所における工賃向上に取り組めます。

■ 基本事業 2 農林水産業と福祉との連携の促進

障がい者が農林水産分野で活躍できるよう、農福連携に取り組む福祉事業所や農林水産事業者の経営発展を促進するとともに、農林水産業と福祉をつなぐ人材の育成やマッチングの仕組みづくりなどの支援体制を強化することで、障がい者の就労機会の拡大に取り組めます。

■ 基本事業 3 障がい者の相談支援体制の整備

障がい者が自ら生活の場や暮らし方を選択し、地域で暮らし続けることができるよう、広域的・専門的な相談支援の強化と、地域における人材育成体制の構築による相談支援の一層の質的向上を図り、障がい者のニーズの多様化、高度化に適切に対応できる相談支援体制の整備を推進します。

■ 基本事業 4 精神障がい者の保健医療の確保

精神障がい者の地域移行の取組やアウトリーチ、精神科救急医療体制の整備など、精神障がい者や家族が適切な医療や支援を受けて安心して暮らせるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を図ります。また、依存症について、相談体制の整備や、専門医療機関の確保に努めるとともに、相談機関、専門医療機関と自助グループ等との連携を進めます。

■ 基本事業 5 障がい者の差別解消および虐待防止と社会参加の推進

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」についての普及啓発、障がいを理由とする差別の解消のための支援体制等の強化や、障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応のための取組を進めるとともに、情報コミュニケーションに係る支援、スポーツや芸術文化活動などへの参加機会の充実など、障がい者の社会参加環境の整備に取り組めます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数	1,568 人 (30 年度)	2,128 人	居住支援系サービスであるグループホーム（共同生活援助）や自立生活援助を利用することで、地域で生活している障がい者数（出典：三重県国民健康保険団体連合会「サービス利用状況集計」）

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
障がい児・者の日中活動を支援する事業所の利用者数	12,665 人 (30 年度)	16,143 人	日中活動系サービスである生活介護、療養介護、就労系サービスである就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、障害児通所系サービスである児童発達支援、放課後等デイサービスを利用することで、日中活動している障がい児・者数（出典：三重県国民健康保険団体連合会「サービス利用状況集計」）
農林水産業と福祉との連携による新たな就労人数	—	70 人	福祉事業所と農林水産事業体において、農林水産業に新たに年間 12 日以上従事した障がい者数

施策133 児童虐待の防止と社会的養育の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進み、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応により、虐待被害から子どものかけがえのない命や尊厳が守られています。また、全ての子どもが、家庭あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、市町による子ども家庭支援の充実や里親委託の促進、施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

現状と課題

- 児童虐待相談対応件数は全国的に増加しており、その内容もより複雑化する中、これまで介入支援機能や法的対応力の強化に向けた専門職の配置、全国に先駆けた独自のリスクアセスメントツール^{注）1}の導入、相談業務へのAI活用に向けた実証実験、子どもの権利擁護のためのアドボケイト^{注）2}の養成など、相談支援体制の強化に取り組んできました。さらに、県民全体で児童虐待の防止に取り組む決意をあらためて示すため、社会情勢の変化やこれまでの取組をふまえ、「子どもを虐待から守る条例」を改正し、引き続き、児童相談所の機能の充実や市町や警察等との連携を強化し、社会全体で児童虐待の防止に取り組んでいく必要があります。
- 平成23（2011）年3月、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざして、「三重県子ども条例」を制定し、県民をあげて、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組んできました。さらに、平成27（2015）年3月には、家庭から離れてもより家庭的な環境で生活できるよう「三重県家庭的養護推進計画」を策定し、施設や里親関係者と協力し、里親委託の推進や施設の小規模化および地域分散化を進めてきたところ、里親委託率は全国平均を上回るペースで伸びているとともに、家庭的な養育環境の施設も年々増加しています。そのような中、平成28（2016）年には、「児童福祉法」が改正され、子どもが権利の主体であることに加え、家庭養育優先原則が明確に示されたことから、今後は「新しい社会的養育ビジョン」の理念に沿って、社会的養育の推進に向け、里親委託と施設環境の充実をさらに推進するとともに、子どもの権利擁護の取組、自立支援の推進、市町の子ども家庭支援体制の構築を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

社会的養育を必要とする要保護児童などが安心して健やかに暮らせるよう、県民一人ひとりが要保護児童とその家族に対する理解を深めるとともに、地域の市町、医療機関、警察、里親、施設等が連携し合い、地域社会がセーフティネットを機能させて支援を行います。

注）1 リスクアセスメントツール：児童虐待による死亡等重篤な事例を発生させないことを目的に、緊急出動や一時保護についての判断基準を明確化したもの。

注）2 アドボケイト：子どもや障がい者など、自分の意見を伝えるのが困難な人に代わりその意見を代弁し権利を擁護する者。

取組方向

■ 基本事業 1 児童虐待対応力の強化

児童虐待対応力の強化に向け、児童相談所の専門職を増員して体制強化を図ります。また、子どもの安全を最優先に考えた迅速な初期対応、虐待があった家庭への支援を行うなど、的確な児童虐待対応に取り組みます。さらに、市町における子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた支援を行い、市町の児童相談体制の強化を促進するとともに、児童虐待防止の啓発や関係機関との連携強化等に取り組み、児童虐待の未然防止、早期発見および早期対応につなげます。

■ 基本事業 2 社会的養育の推進

社会的養護を必要とする全ての子どもが、家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができるよう、「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親制度の周知や里親登録者の増加と、里親の養育技術の向上等に取り組み、里親委託を推進するとともに、児童養護施設等の小規模化・多機能化等を促進します。さらに、子どもの権利擁護や社会的養護の子どもの自立支援、市町の子ども家庭支援体制の構築に向けた取組を行います。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数	15 市町 (30 年度)	29 市町	県が派遣するスーパーバイザーやアドバイザーの専門的知見の活用などにより児童虐待の早期発見、早期対応力の向上に取り組む市町数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数（累計）	8 事業 (30 年度)	16 事業	児童養護施設・乳児院が行う、児童家庭支援センター、一時保護専用施設、フォスタリング ^{注）} 3 機関等の事業数
里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合	28.8% (30 年度)	35.0%	里親・ファミリーホームへの委託児童数、児童養護施設・乳児院に入所している児童数の総和のうち、里親・ファミリーホームへの委託児童の割合（出典：福祉行政報告例）

注3） フォスタリング：里親のリクルートおよびアセスメント、里親登録前後および委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、委託期間中および委託解除後のフォローなど、質の高い里親養育のための包括的な支援。

施策141 犯罪に強いまちづくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

市町や地域住民、ボランティア団体、事業者、学校等との連携による犯罪防止に向けた取組と、発生した犯罪に対する検挙活動の推進により、県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会が構築されています。また、社会全体で犯罪被害者等に対する支援が行われています。

現状と課題

- 県民の皆さんの安全と安心を確保するため、犯罪の防止と検挙に取り組んできた結果、令和元（2019）年中の刑法犯認知件数は、戦後最少を記録しました。その一方で、被害者に重大な危害を及ぼす重要犯罪^{注）1}や、高齢者等を狙った特殊詐欺は後を絶たず、また、ストーカー・DV（ドメスティック・バイオレンス）事案の認知件数や、サイバー犯罪等に関する相談件数が高止まりするなど、治安情勢は、依然、予断を許さない状況にあります。さらに、近年、下校中の女兒が殺害される事件、登校中の児童らが殺傷される事件、多数の社員が放火により殺害される事件など、社会の耳目を集める凶悪事件が全国的に相次いで発生していることも相まって、治安に対する県民の皆さんの不安を解消するには至っていません。
- このような現状において、県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会を構築するためには、自治体や地域住民、ボランティア団体など、さまざまな主体との連携による犯罪防止に向けた取組と、重要犯罪をはじめ、特殊詐欺やストーカー・DV事案、サイバー犯罪など、県民の皆さんに不安を与える犯罪に対する検挙活動を一層推進する必要があります。
- 犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的に「三重県犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図る「三重県犯罪被害者等見舞金」を創設しました。しかし、犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援が適切に提供される必要があることや、必要な支援は多岐にわたることから、市町をはじめとする関係機関等との連携を強化し、総合的な支援体制を整備する必要があります。また、二次被害を防止するため、犯罪被害者等に対する県民の理解促進を図る必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんの理解と協力を得ながら、地域ぐるみのきめ細かな防犯対策や関係機関・団体等による自主防犯活動を促進するとともに、適正捜査を推進し、発生した犯罪の徹底検挙を図ります。また、犯罪被害者等に対する関係機関等と連携した総合的な支援体制の整備や地域社会における理解の促進に取り組みます。

注）1 重要犯罪：殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐および人身売買をいいます。

取組方向

- 基本事業 1 みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進
自治体等と連携した防犯設備の整備・拡充、自主防犯活動の活性化を図るための支援、子どもの安全確保、少年の非行防止、特殊詐欺の被害防止など、犯罪防止に向けた取組を推進するとともに、サイバー空間の安全・安心の確保を図ります。
- 基本事業 2 犯罪の徹底検挙のための活動強化
迅速・的確な初動捜査の徹底、捜査支援システムの活用や科学捜査の推進など、客観証拠確保のための取組を強化し、検挙および暴力団対策等各種対策を行うことで、被害者に重大な危害を及ぼす重要犯罪をはじめ、特殊詐欺やサイバー犯罪など、県民の皆さんに不安を与える犯罪の徹底検挙を図ります。
- 基本事業 3 県民の安全を守る活動基盤の整備
老朽・狭隘な交番・駐在所の建て替えや、装備資機材の充実・強化、捜査支援システムの拡充など、警察活動を支える基盤の強化に取り組み、犯罪防止と徹底検挙を進めます。
- 基本事業 4 犯罪被害者等支援の充実
犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が途切れなく提供されるよう、市町をはじめとする関係機関等との連携を強化し、総合的な支援体制を整備するとともに、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について、県民の理解促進を図ります。

主指標			
目標項目	現状値	令和 5 年度の目標値	目標項目の説明
刑法犯認知件数	10,322 件	7,500 件 未満	刑法犯（道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷を除く）について、1 年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数

副指標			
目標項目	現状値	令和 5 年度の目標値	目標項目の説明
「子ども安全・安心の店」認定事業所数	262 事業所	1,000 事業所 以上	通学路に面し、子どもの保護活動、見守り活動のほか、地域住民への犯罪被害防止に関する情報発信、自主防犯活動に関する広報等を行う「子ども安全・安心の店」として三重県警察が認定した営業所・店舗数
重要犯罪の検挙率	94.8%	90%以上	重要犯罪に係る当該年の認知件数に対する検挙件数の割合
機動力の向上、施設の老朽化・津波浸水への対策を講じた交番・駐在所数	80 か所	100 か所 以上	さまざまな警察事象に迅速・的確に対応するための対策を講じた交番・駐在所の数
犯罪被害者等支援施策集を作成した市町数	1 市	29 市町	市町における犯罪被害者等支援施策や相談窓口等を取りまとめた「犯罪被害者等支援施策集」を作成した市町数

施策142 交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんをはじめ、さまざまな主体と連携が進み、それぞれの特性を生かした交通事故防止対策を実施するとともに、「飲酒運転をしない、させない」意識が高まり、安全運転サポート車や後付け安全運転支援装置が普及することなどにより、幼児から高齢者に至るまで安全・安心な交通環境が実現し、交通事故死者数が減少しています。

現状と課題

- 県内の交通事故死者数・交通事故死傷者数は、長期的に減少傾向が続き、過去最少レベルにありますが、県民の皆さんが安全・安心に暮らしていくにはまだまだ厳しい情勢にあることから、現状の交通事故抑止対策を維持しつつ、さらなる対策の推進が求められています。
- 飲酒運転違反の厳罰化にも関わらず、飲酒運転事故や飲酒運転違反者がなくなる現状にあり、「飲酒運転はしない、させない」という意識の定着や、アルコール依存症などの関連問題を含めた取組が求められています。
- 全国的に子どもや高齢運転者が当事者となる交通事故が問題となる中、本県でも高齢者が当事者となる交通事故の占める割合が増加傾向にあり、また、次代を担う子どもを交通事故から守ることは社会的要請であることから、子どもや高齢者の交通事故抑止対策の推進が喫緊の課題となっています。
- 人口10万人あたりの死者数が、都道府県別に見て常に多いことから、交通事故死者数のさらなる減少に向けて、交通安全意識や交通マナーの向上のための教育・啓発、交通指導取締りや交通安全施設の整備など、ソフト・ハード両面から交通安全対策を一層強力に推進することが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりの交通安全意識の醸成が図れるよう、市町、国の機関、関係団体などさまざまな主体と連携して交通安全教育や啓発活動などを行い、交通事故防止の取組を進めていきます。

取組方向

■ 基本事業 1 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進

四季の交通安全運動をはじめ、広報・啓発を推進するとともに、それぞれの年齢層に合わせた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。

高齢者の交通事故防止対策として、市町や関係団体と連携の上、安全運転サポート車、後付け安全運転支援装置などの普及、運転免許証自主返納の支援などの取組を重点的に進めます。

■ 基本事業 2 飲酒運転 0（ゼロ）をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進

県民一人ひとりに規範意識の定着を図るため、関係団体や教育機関などと連携し、教育・啓発活動を推進します。

また、飲酒運転違反者への教育やアルコール依存症の受診義務などの取組により再発防止を図ります。

■ 基本事業 3 安全で快適な交通環境の整備

歩行者や運転者が安全で快適に通行できるよう、「ゾーン 30」^{注）1}の整備および老朽化した信号機や道路標識等の適正管理をはじめとする交通安全施設の整備を推進します。

■ 基本事業 4 交通秩序の維持

飲酒運転、横断歩行者等妨害、速度超過等の悪質性・危険性の高い違反、シートベルト着用およびチャイルドシート使用に係る違反に重点を置いた交通指導取締りのほか、交通安全教育、広報啓発活動を推進します。

主指標			
目標項目	現状値	令和 5 年度の目標値	目標項目の説明
交通事故死者数	75 人	60 人以下	交通事故発生から 24 時間以内の死者数

副指標			
目標項目	現状値	令和 5 年度の目標値	目標項目の説明
交通事故死傷者数	4,763 人	3,100 人以下	交通事故による死者数と負傷者数の合計
高齢運転者事故件数	783 件	580 件以下	高齢者が第一当事者となった人身事故発生件数
飲酒運転事故件数	36 件	23 件以下	飲酒運転が関係する人身事故発生件数
「ゾーン 30」整備地区数（累計）	47 地区	55 地区以上	生活道路における歩行者等の安全確保対策である「ゾーン 30」の整備地区数
横断歩道の平均停止率	20.7%	60.0%以上	信号機のない横断歩道を人が渡ろうとした時の自動車の停止する割合

注）1 ゾーン 30：生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度 30 キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。

施策143 消費生活の安全の確保

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県や市町、消費者団体、事業者団体、地域住民等さまざまな主体が連携することにより、消費者一人ひとりが消費生活に関する正しい知識を得て、事業者との契約トラブル等を回避する自主的かつ合理的な消費活動を行うとともに、単なるサービスの受け手としてではなく、社会、経済、環境などに消費が与える影響を考えて商品・サービスを選ぶなど、公正で持続可能な社会の形成に寄与するような消費生活を営んでいます。

現状と課題

- 高度情報通信社会の進展や新技術を活用した新たなビジネスの登場など、消費者の利便性が高まる一方で、新たな消費者トラブルの発生が懸念されることから、一層の消費者教育、啓発活動を行うとともに、消費者に身近な市町における相談体制の充実にに向けた取組が必要です。
- 「民法」の改正により、令和4（2022）年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、これまで未成年者取消権で保護されてきた18歳、19歳の若年者が保護対象から外れることとなるため、若年者の消費者被害拡大防止に向けた取組の強化が必要です。
- 消費生活相談件数に占める高齢者の割合が年々増加していることから、高齢者の消費者トラブル防止のための取組を一層進めるとともに、消費者に身近な市町における見守り体制の充実にに向けた取組が必要です。
- 不適正な取引行為等の排除と健全な市場の形成のため、関係機関等と連携して事業者の監視・指導を行うほか、事業者における自主的な取組を支援していくことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんの人や社会・環境に配慮した消費活動を促進します。

また、消費生活の安全を地域で支え合う意識の醸成を図り、県や市町、消費者団体、事業者団体、地域住民等さまざまな主体の協創により、地域における見守りや消費者教育、啓発活動等を行うことで、消費者トラブルの未然防止や早期解決を図ります。

取組方向

■ 基本事業 1 自主的かつ合理的な消費活動への支援

公正で持続可能な社会を形成するためには、消費者が正しい知識を得て消費者トラブルを回避し、人や社会・環境に配慮した消費活動である倫理的消費（エシカル消費）を意識するなど、消費者の自覚や自発的な行動が重要であることから、市町やさまざまな主体が参画する「みえ・暮らしのネットワーク」等と連携した取組を実施するとともに、幼児期から高齢期までのさまざまなライフステージに応じた効果的な消費者教育、啓発活動等を実施します。

特に、令和4（2022）年4月から「民法」の成年年齢が引き下げられることをふまえ、教育機関等と連携し、若年者に向けた取組を強化して実施します。

■ 基本事業 2 消費者被害の救済、適正な取引の確保

「三重県消費生活センター」の専門性を確保し、消費者被害救済のための相談に迅速かつ適切に対応するとともに、市町を含む相談員の資質向上等を図り、県内どこに住んでいても質の高い相談が受けられるよう、県全体の相談対応能力の向上を図ります。また、高齢者等の消費者トラブルを防ぐため、市町における消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置を促進し、地域における見守り体制の構築を推進します。

さらに、適正な商取引や商品・サービスの表示が行われるよう、事業者を監視・指導します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用した人の割合	62.5% (30年度)	70.0%	消費者トラブルに遭った時に消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用した人の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
高齢者や若年者に向けた消費生活講座等に参加した人数	5,244人 (30年度)	7,800人	消費者トラブルの防止等のために県が実施する高齢者や若年者等に向けた消費生活講座等に参加した人数
消費生活相談においてあっせんにより消費者トラブルが解決した割合	92.1% (30年度)	95.0%	消費生活相談において、「三重県消費生活センター」があっせんを行った相談のうち、消費者トラブルが解決した割合

施策144 医薬品等の安全・安心の確保と動物愛護の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により医薬品等の安全が確保されるとともに、生活衛生営業施設等の衛生が確保され、安全なサービスや製品が提供されています。

また、さまざまな主体と連携し地域全体で取り組むことで、動物の殺処分がなくなるとともに、薬物が容易に入手できない環境が整備されています。

現状と課題

- 医薬品等製造業者等への監視指導や、県民の皆さんへの医薬品等の適正使用のための情報提供などを行うとともに、患者本位の医薬分業の実現等をめざし「かかりつけ薬剤師・薬局」を推進しています。引き続き、医薬品等の品質、有効性および安全性の確保を図るとともに、将来にわたり安全な血液製剤を安定的に確保するため、若年層に対する献血啓発などに取り組む必要があります。
- 動物愛護管理の拠点として三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を平成29（2017）年5月に開所し、動物愛護教室などの普及啓発活動、飼い主への終生飼養の指導や飼い主のいない猫の不妊・去勢手術などの引取り数を減らす取組、譲渡事業等に取り組んだところ、犬・猫の殺処分数が大幅に減少しました。引き続き、人と動物が安全・快適に共生できる社会をめざし、取組を推進する必要があります。
- 民間団体、学校、市町等の関係機関と連携し、薬物乱用防止に関する啓発、取締りなどに取り組んでいます。近年、若年層を中心に大麻事犯検挙者数が増加していることから、これまで以上に薬物乱用防止対策を進める必要があります。
- 生活衛生営業施設等に対する監視指導や衛生管理に関する講習会等を行っています。引き続き、施設における衛生確保を図るため、監視指導などに取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

安全な製品やサービスが供給され安心して利用できるよう、医薬品等製造業者等や生活衛生営業施設等営業者に自主管理を促すとともに、県民一人ひとりの献血意識の向上に取り組めます。

また、県民一人ひとりが安心して豊かに暮らせるよう、関係機関等と連携し、動物を愛護する意識の向上や動物愛護管理の取組を推進するとともに、薬物乱用防止に係る意識啓発を行うなど、薬物乱用防止の取組を強化します。

取組方向

■ 基本事業 1 医薬品等の安全な製造・供給の確保

医薬品等製造業者等の監視指導を行うとともに、県民の皆さんに対する医薬品等の適正使用に関する啓発や知識の普及を図るほか、「かかりつけ薬剤師・薬局」の推進に努めます。また、献血について、県民の皆さんへの啓発に加え、高校生などを対象としたセミナーの開催や献血ボランティア活動の推進を通じた若年層の献血者の確保に取り組みます。

■ 基本事業 2 人と動物との共生環境づくり

人と動物が安全・快適に共生できる社会をめざし、三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を県の動物愛護管理の拠点として、さまざまな主体と連携しながら、譲渡事業等、殺処分をなくすための取組等を推進するとともに、災害時におけるペットの防災対策や人型ロボットの配置により収集した情報の利活用等に取り組みます。

■ 基本事業 3 薬物乱用防止対策の推進

学校等における薬物乱用防止教室などの講習会や「ダメ。ゼッタイ。」普及運動などの啓発による「未然防止対策」、警察等関係機関と連携した「取締対策」、さらに薬物依存症者やその家族等に対する支援を中心とした「再乱用防止対策」の3つの対策により、薬物乱用を許さない社会環境づくりを進めます。

■ 基本事業 4 生活衛生営業施設等の衛生確保

生活衛生営業施設等の監視指導や講習会等を行い、生活衛生営業施設等営業者の自主的な衛生管理の促進を図ります。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
やむを得ず殺処分を行った犬・猫の数	115 匹 (30 年度)	0 匹	保健所に収容した犬・猫のうち、やむを得ず殺処分を行った犬・猫の数(治療の見込みがない病気などの理由により殺処分した数を除く)

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県内の医薬品等製造施設のうち不良医薬品等を出さなかった施設の割合	98.8% (30 年度)	100%	県内の医薬品等製造施設のうち、重篤な健康被害の原因となる不良医薬品等や健康被害の原因となる可能性のある不良医薬品等を出さなかった施設の割合
献血を行った10代の人数	2,095 人 (30 年度)	2,400 人	県内の献血ルームおよび献血バスで献血を行った10代の人数
薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた県内学校の児童生徒等の人数	54,702 人 (30 年度)	58,000 人	薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた県内の小中学校、高等学校の児童生徒や大学生等の人数
健康被害が発生しなかった生活衛生営業施設の割合	100% (30 年度)	100%	生活衛生営業施設(公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、旅館、興行場)のうち健康被害の発生がなかった施設の割合

施策145 食の安全・安心の確保

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通から消費に至る全ての過程において監視指導等を行うとともに、家畜伝染病等の食に関わる課題に対して、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられている体制が整備され、安全で安心な食品が供給されています。

現状と課題

- 食の安全・安心の確保のためには、食品関連事業者や生産者のコンプライアンス意識の向上を図るとともに、自主的な取組を促進することが必要です。また、消費者自らが食品に対する知識と理解を深め、判断・選択することが必要なことから、食品関連事業者、生産者および行政の取組を知る機会を増やし、相互理解を促進することが必要です。
- 食品の製造・加工・流通から消費に至る過程において、衛生管理や食品表示等の監視指導、食品の検査等に取り組んでいます。引き続きこれらの取組を実施し、県内に流通する食品の安全性を確保する必要があります。
- 食品事業者は、「食品衛生法」の改正に伴うHACCP^{注1}に沿った衛生管理や、「食品表示法」の経過措置期間終了による新制度に基づく食品表示に対応する必要があることから、HACCPに沿った適切な衛生管理や新制度に基づく適切な食品表示が行われていることを確認する必要があります。
- 食の安全・安心に対する消費者の不安を解消するため、農薬、肥料、動物・水産用医薬品や飼料等の適正使用の管理および安全・安心な農水産物生産システムの構築を図る必要があります。
- 家畜伝染病の発生防止に向け、県内畜産農場における防疫体制の強化を図る必要があります。特に、県内での野生イノシシへのCSF^{注2}感染をふまえ、各農場における飼養衛生管理基準の遵守・徹底など、発生防止に向けた取組を進めるとともに、家畜伝染病の発生による畜産物への風評被害対策に取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

安全で安心な食品が供給され、県民の皆さんが安心して暮らせるよう、食品関連事業者や関係団体の皆さんなど幅広い分野の方々と連携して、食品関連事業者等のコンプライアンス意識の向上や自主管理の促進、消費者への啓発等に取り組むとともに、リスクコミュニケーションの機会を通じて相互理解を深めます。

注) 1 HACCP : Hazard Analysis Critical Control Point（危害分析重要管理点）の頭文字。食品の製造において、施設の清掃や食品取扱者の衛生管理等の従来的一般衛生管理に加え、製造の工程ごとに微生物や異物混入の危害があるか分析し、管理することで食品の安全性を高め、食中毒等の被害を未然に防ぐ衛生管理方法。

注) 2 CSF : CSF（Classical Swine Fever）ウイルスにより起こる豚、イノシシの熱性伝染病。「家畜伝染病予防法」に基づき家畜伝染病に指定されており、豚やイノシシへの強い伝染力と高い致死率が特徴であり、人に感染することはありません。

取組方向

■ 基本事業1 食品の安全・安心の確保

食品関係施設への監視指導等を行い、食品の検査や食品表示の適合性の確認を実施するとともに、食品事業者のHACCPに沿った衛生管理の運用状況を確認します。

また、と畜検査・食鳥検査を全頭（羽）実施するとともに、と畜場や食鳥処理場についてもHACCPに沿った衛生管理の運用状況を確認します。

■ 基本事業2 農畜水産物の安全・安心の確保

食品関連事業者や生産者におけるコンプライアンス意識の向上を図るとともに、食の安全・安心に関する消費者との相互理解を深めるため、積極的な情報提供や研修会、意見交換会等によるコミュニケーションの醸成・充実に取り組みます。また、CSF等家畜伝染病の発生による畜産物への風評被害の未然防止対策に取り組みます。

米トレーサビリティ法や「農産物検査法」等に基づく監視指導体制を強化するとともに、農水産物の生産工程管理および衛生管理の促進、さらに、「家畜伝染病予防法」に基づく飼養衛生管理基準の遵守・徹底等を図ります。特に、CSFについては、飼養豚に対する予防的ワクチン接種の取組を進めるとともに、野生動物や人、車両等を介した農場へのウイルスの侵入防止対策を徹底指導します。さらに、野生イノシシへのCSF感染拡大を防止するため、経口ワクチンの散布や生息数の低減に取り組みます。

主指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
HACCPに沿った衛生管理を適切に運用している施設の割合	—	100%	HACCPに沿った衛生管理が適切に運用されていることを監視等により確認した施設（不適切であったが指導等により改善したものを含む）の割合

副指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
食品表示を適切に行っている食品関連事業者の割合	100% (30年度)	100%	食品表示が適切に行われていることを監視等により確認した食品関連事業者（不適切であったが指導等により改善したものを含む）の割合
特定家畜伝染病発生防止率	81.9%	100%	発生農場での全頭（羽）殺処分が必要な家畜伝染病の発生および感染拡大を防止した割合

施策146 感染症の予防と拡大防止対策の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止策をとることにより、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

現状と課題

- 感染症予防を普及啓発するための人材の養成や感染症発生動向調査システムの活用による情報発信等を行うことで、危険性の高い感染症の集団発生の抑止に取り組んでいます。今後も感染症の流行状況に応じた情報発信や普及啓発が必要であることから、感染予防に関する研修会の開催やシステム活用による情報発信等、感染予防・拡大防止の取組を推進していくことが必要です。
- 発生すると社会的影響の大きい感染症について、適切な治療や防疫措置を講じるため、感染症指定医療機関の運営や設備整備への支援、防疫用品等の備蓄・更新、発生に備えた関係機関と連携した訓練を行っています。今後も、新型コロナウイルスなど新たな感染症が発生した際にも迅速な対応ができるよう、防疫体制の充実に努めるとともに、感染拡大防止と県民の皆さんの不安解消に向けて取り組んでいくことが必要です。
- HIV（エイズの原因となるウイルス）や肝炎に対しては、無料検査や相談により、早期発見・早期治療を促進するとともに、風しんについては、妊娠を希望する女性等を対象に無料の抗体検査等を実施し、感染予防につなげる取組を行っています。引き続き、無料検査や相談についての広報を行うなど、感染予防・拡大防止に向けた取組を行っていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

感染症に関して不安を感じることなく、安心して暮らすことができるよう、感染症発生動向調査システム等を活用して情報提供を行い、県民一人ひとりが、感染予防に理解を深め、適切な予防行動が行うことができるよう取り組みます。また、発生すると社会的影響が大きい感染症については、適切な防疫措置ができるよう、関係機関と連携を進めます。

取組方向

■ 基本事業 1 感染予防のための普及啓発の推進

感染症の流行状況に合わせて適切に感染予防・拡大防止を図るため、引き続き、研修会の開催による普及啓発や、感染症発生動向調査システムの活用による情報の収集・整理・分析を行い、情報発信をしていきます。

■ 基本事業 2 感染症危機管理体制の整備

エボラ出血熱や新型インフルエンザ、新型コロナウイルス等、発生すると社会的影響の大きい感染症の発生に備え、防疫用品等の備蓄・更新を行うとともに、医療機関、消防、警察等の関係機関と連携して患者搬送や情報伝達の訓練等を実施し、発生時に迅速な対応ができるよう体制を整えます。

■ 基本事業 3 感染症対策のための相談・検査の推進

麻しんや風しんについては、有効な予防手段であるワクチン接種を進めていきます。また、HIVや肝炎については、無料検査を実施するとともに、受検者の増加に向けて、イベント等にあわせて啓発を行います。さらに、保健所等での相談体制の充実を図り、陽性者が安心して治療ができる体制の整備を進めます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
危険性の高い感染症発生数のうち集団発生が抑止できた割合	100% (30年度)	100%	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、一、二、三類感染症発生数のうち、集団発生が抑止できた割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
感染症危機管理に関する訓練実施率	50.0% (30年度)	100%	感染症危機管理体制整備のために県内全域で実施する訓練の実施率（本庁および各保健所ごとに、年1回以上実施）
定期接種における麻しん、風しんワクチンの接種率	95.6% (30年度)	100%	「予防接種法」に基づく麻しん、風しんの第2期接種時期におけるワクチン接種率（対象年度の4月1日現在の接種対象者数のうち、当該年度における接種者数の割合）

施策147 獣害対策の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

さまざまな主体がそれぞれの役割分担のもと、獣害対策に取り組み、被害が減少することにより、人と獣との共生社会が実現し、県民の皆さんが安心して暮らし続けられる三重につながっています。

現状と課題

- 獣害対策を集落ぐるみで行う「体制づくり」、侵入防止柵の整備などを行う「被害対策」、捕獲などを進める「生息管理」、捕獲した野生獣を有効に生かす「獣肉等の利活用」に取り組んできた結果、農林水産業被害金額は着実に減少しています。しかしながら、依然として被害軽減が実感されていない集落があることや、自動車等との衝突事故など生活の安全・安心が脅かされており、さらなる獣害対策の推進が求められています。
- 侵入防止柵整備後の管理など継続的な獣害対策活動を支援するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな対策を進め、被害防止効果の高い取組にしていく必要があります。
- ICTを活用した効果的・効率的な捕獲の推進や、新たに被害が発生した地域における初期対応の徹底など、状況に応じた捕獲の強化を図っていくことが必要です。
- CSFの感染源と考えられている野生イノシシについては、捕獲の強化により、生息数の減少に向けた対策を講じていく必要があります。
- 野生鳥獣の管理目標を定め、計画的な生息管理を行うことにより、被害を軽減し、人との共生を進めていくことが必要です。
- 捕獲した野生獣のジビエ利用が1割程度にとどまっている中、捕獲した野生獣のより一層のジビエ利用と農山村地域の所得向上につながる地域資源としての活用が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

集落ぐるみの獣害対策を推進していく中で、地域の皆さんが、アクティブ・シチズンとして主体的に取組に参画していただくことで、獣害の減少や住みやすさの向上、さらには農林漁業者の生産意欲の向上や生きがいにもつながり、農林地の維持・再生が進みます。また、獣害対策が進んでいく中で、人びとの地域への愛着が深まり、地域の野生鳥獣との共生の心が芽生え、豊かに暮らすことのできる三重の実現に近づきます。

取組方向

■ 基本事業 1 地域に応じた獣害対策による被害防止の推進

加害獣の種類や被害程度等地域の状況に対応した侵入防止柵整備や環境整備等を行うことで、人と獣の棲み分けを進め、農林水産業・生活被害の防止に関係者と連携して取り組みます。

また、CSFの感染拡大防止に向けた野生イノシシの捕獲重点エリアを設定した上で、わな設置数を増やすとともに、ICTの導入により見回り労力の軽減を図るなど、捕獲強化を図ります。

■ 基本事業 2 野生鳥獣の生息数管理の推進

科学的なモニタリングに基づいた生息数管理に取り組みます。特に、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルによる被害の減少につなげるため、県の「鳥獣保護管理事業計画」の方針に基づき、計画的な個体数調整などに取り組みます。

■ 基本事業 3 獣肉等利活用の促進

県が定めた「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」の普及や「みえジビエフードシステム登録制度」の適正な運用等により、ジビエのさらなる安全性・品質の確保に取り組みます。また、関係市町・団体等と連携して、安定供給に向けた体制の強化や新商品の開発、販路拡大などに取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
野生鳥獣による農林水産業被害金額	463 百万円 (30 年度)	415 百万円 以下 (4 年度)	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カワウ等による農林水産業の被害金額

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
イノシシによる被害が減少したと実感する集落等の割合	29.5% (30 年度)	43.5%	農業集落代表者アンケートで、イノシシ被害があると回答した集落のうち、イノシシ被害が「前年度より減少、または抑えられている」と回答した集落の割合
ニホンジカの推定生息頭数	46,200 頭 (30 年度)	32,500 頭	捕獲頭数、糞粒密度、目撃効率のデータを使用し、階層ベイズモデル法により推定したニホンジカの生息頭数
食肉処理施設(みえジビエ登録施設)で解体処理された野生獣の頭数(ニホンジカ、イノシシ)	1,200 頭 (30 年度)	1,640 頭	みえジビエフードシステムに登録された食肉処理施設で解体・処理されたニホンジカ、イノシシの頭数

施策151 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民一人ひとりや事業者などのさまざまな主体が、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方をふまえ、環境保全や地球温暖化の緩和、気候変動影響への適応に取り組み、環境への負荷が少ない持続可能な社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 平成27（2015）年9月、SDGsが国連総会において採択され、地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感が高まっています。環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に向け、さまざまな主体の協創により環境に係る課題の解決に取り組むとともに、環境教育・環境学習の充実が求められています。
- 大規模な開発事業等の実施にあたっては、環境影響の回避や低減等の環境保全措置を講じるなど、適切な環境配慮が求められています。
- 温室効果ガス削減のための国際枠組みである「パリ協定」の取組が令和2（2020）年に始まり、国内では、令和12（2030）年度に温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で26％削減することとしています。県では、令和元（2019）年12月に、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を行いました。
- 三重県域からの温室効果ガス排出量（森林吸収量を含む）は、平成28（2016）年度には平成25（2013）年度比2.7％減となっています。排出割合が最も多い産業部門では削減が進んでいますが、民生業務その他部門（オフィス、店舗等）と民生家庭部門については削減が進んでいないことから、一層の取組が必要です。
- 温室効果ガスの排出削減等を行う地球温暖化の「緩和」だけでなく、既にあらわれている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」の取組を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

「三重県環境基本計画」に基づく施策の着実な実施に向けては、SDGsの基本的考え方の一つであるパートナーシップが重要です。県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体が、当事者意識を持って自主的・積極的に環境負荷の低減に取り組むよう促すとともに、各主体間のパートナーシップの充実・強化を図ります。

取組方向

■ 基本事業 1 持続可能な社会を実現するための基盤づくり

持続可能な社会を構築し、地域の環境を保全するため、SDGsの考え方を取り入れた「三重県環境基本計画」に基づく取組を推進し、環境・経済・社会の統合的向上を図ります。

持続可能な社会の実現に向け自ら行動する人づくりを進めるため、三重県環境学習情報センター等を活用して環境教育・環境学習に取り組むとともに、事業者における環境経営や環境影響評価等の取組を進めます。

■ 基本事業 2 地球温暖化対策の推進

脱炭素社会の実現に向け、オール三重で地球温暖化対策に取り組む体制づくりを進めるとともに、新たに「三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）」を策定し取組を推進します。

「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度により事業者の自主的な温室効果ガス排出削減の取組を促進するとともに、脱炭素化に先進的に取り組む企業等を支援します。

県民の皆さんや市町などさまざまな主体と連携し、三重県地球温暖化防止活動推進センター等が取り組む普及啓発活動等を通じて、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進します。

地球温暖化による本県の気候変動やその影響について、三重県気候変動適応センターと連携し、情報収集や分析、情報発信を行い、気候変動適応の取組を促進します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
家庭での電力消費による二酸化炭素排出量	1,080 千t-CO ₂ (30年度)	991 千t-CO ₂	家庭での電力消費による二酸化炭素排出量の2年間移動平均値

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
環境教育・環境学習講座等を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した参加者の割合	91.1% (30年度)	100%	環境学習情報センター、地球温暖化防止活動推進センターが実施する環境教育・環境学習講座等の受講者の方々が、受講後のアンケート調査において、自発的に環境活動に取り組む意向を示した割合
大規模事業所における地球温暖化対策計画書制度に基づく目標達成率	79.1% (29年度)	80.0%	三重県地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画書対象事業者が、自ら定めた温室効果ガス排出量目標を、過去3か年において達成した割合

施策152 廃棄物総合対策の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

ごみの発生・排出抑制が進むとともに、廃棄物が資源として最適な規模で一層循環していくことにより、最終処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により、不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応が進むとともに、不適正処理4事案が着実に是正されています。

現状と課題

- 県民の皆さん、事業者、行政などさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により、一般廃棄物の排出量、最終処分量は着実に削減されてきましたが、近年は横ばい傾向にあることから、循環型社会の実現に向けた取組を一層推進する必要があります。
- 産業廃棄物については、事業者による3Rの取組が進められていますが、排出量や最終処分量は事業活動の影響を受けることもあり、明確な削減傾向は見られない状況です。今後、資源生産性の高い循環型社会の実現に向けて、事業者による3Rの取組を一層促進する必要があります。
- 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理については、依然として後を絶たず、特に建設系廃棄物に係る不適正処理の割合が高い状況です。引き続き、排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化や厳正な監視・指導など、県民の皆さんが安全・安心を実感できる取組の推進が必要です。また、南海トラフ地震等の大規模災害時においても速やかに対応できるよう、災害廃棄物処理体制の強化が必要です。
- 過去に産業廃棄物が不適正処理され、行政代執行により生活環境保全上の支障等の除去を行っている4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、着実に環境修復を行うことが必要です。
- 現在、大きな社会問題となっている海洋プラスチックを含むプラスチックごみ対策や食品ロスの削減対策については、さまざまな主体と連携し、廃棄物の発生抑制や資源の有効活用などに重点的に取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

さまざまな主体との連携により、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の取組を進めるとともに、廃棄物の適正処理の推進により県民の安全・安心を確保します。また、製品のライフサイクル全体での徹底的な資源循環を図り、持続可能な循環型社会を実現することで、環境・経済・社会の統合的な向上を進めます。

取組方向

■ 基本事業 1 ごみゼロ社会の実現

ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された一般廃棄物が資源として最大限有効活用されるよう、消費者の意識改革や循環の質にも着目した取組などを通じて、3Rを推進していきます。

■ 基本事業 2 産業廃棄物の3Rの推進

産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物が資源として最大限有効活用されるよう、廃棄物を排出する事業者と活用する事業者をつなぐ取組の推進や排出事業者等の3Rの取組を進めます。

■ 基本事業 3 廃棄物処理の安全・安心の確保

電子マニフェストの活用や処理業者の優良化の促進による廃棄物の適正処理、建設系廃棄物の不法投棄等不適正処理対策に重点的に取り組むとともに、災害廃棄物の処理体制を強化することで、生活環境の保全と安全・安心の確保を図ります。

■ 基本事業 4 不適正処理の是正措置の推進

産業廃棄物の不適正処理により生活環境保全上の支障等がある4事案について、令和4（2022）年度末までに対策工事を完了させるとともに、その効果を確認するため、モニタリングを実施し、地域の安全・安心を確保します。

■ 基本事業 5 プラスチック等資源のスマートな利用の推進

海洋プラスチックを含むプラスチックごみ対策については、河川でのプラスチックごみの流出実態調査結果をふまえた取組やコンビニエンスストア等事業者と連携したワンウェイプラスチックの使用削減をモデル地域で実施する取組などを進めるとともに、食品ロスの削減対策については、食品提供企業とフードバンク団体等とのマッチングを促進する取組など、資源のスマートな利用を推進します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
廃棄物の最終処分量	331千t (30年度速報値)	318千t	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量（速報値）

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
1人1日あたりのごみ排出量（一般廃棄物の排出量）	943g/人日 (30年度速報値)	918g/人日	一般廃棄物年間排出量を人口および365日で除した数値（速報値）
建設系廃棄物の不法投棄件数	12件 (30年度)	10件以下	産業廃棄物の不法投棄件数のうち、解体廃棄物など建設系の廃棄物の件数（10t以上）
不適正処理4事案に係る環境修復の進捗率	65.0% (見込)	100%	不適正処理4事案に係る対策工事等を実施範囲等により区分し、区分に応じた是正措置が完了した割合
「資源のスマートな利用」を宣言した事業所数（累計）	—	1,000件	ワンウェイプラスチックや食品ロス削減など「資源のスマートな利用」を宣言する事業所を公表する県の制度に登録した事業所数

施策153 豊かな自然環境の保全と活用

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体が、生物多様性をはじめとする自然環境を自主的に保全・再生する社会が形成され、三重県の豊かな自然が継承されています。また、県民の皆さんが、自然とのふれあいや自然資源の持続可能な活用を通じて、自然からの恩恵を享受しています。

現状と課題

- NPO等によって自主的に行われている生物多様性の保全活動は広がりを見せており、こうした保全活動が持続的に展開されることが重要です。また、県内の希少野生動植物種の生息・生育状況を継続的に調査し、県民の皆さんと情報を共有するとともに、保全活動者に対して事業者等がサポートする「みえ生物多様性パートナーシップ協定」を進めることで、これまで以上に、持続可能な生物多様性の保全活動を促進する必要があります。
- 県内の野生動植物が置かれている環境は依然厳しい状況であることから、希少野生動植物種の生息・生育環境の保全に向け、太陽光発電施設や風力発電施設の設置などの開発等に伴う自然環境への影響を軽減していく必要があります。
- 県内各地で、さまざまな活動団体によるエコツーリズムの取組が行われています。引き続き、エコツーリズムの質の向上やガイド等の育成を進めることで、取組を一層広め、定着させる必要があります。
- 県民の皆さんに自然とのふれあいの場を提供するため、自然公園の施設整備や森林公園の適正な維持管理を進めています。引き続き、自然公園施設の整備を進めるとともに、ニーズにあった公園管理やイベントの実施などを通じて、利用者数の増加や満足度の向上に取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんが、豊かな自然環境やそこで生きる動植物にふれあうことで、自然環境や生物多様性の保全意識が高まるとともに、心の豊かさや地域との絆が深まります。また、県民の皆さんやNPO、事業者など、さまざまな主体による自主的な自然環境や生物多様性の保全と活用が進むよう、自然とのふれあいの機会や環境保全活動の拡大を促進します。

取組方向

■ 基本事業 1 貴重な生態系と生物多様性の保全

生物多様性の保全に対する関心の高まりや大規模な開発の増加など、生物多様性を取り巻く社会状況の変化をふまえ改定した「第3期みえ生物多様性推進プラン」に基づき、新たに自然環境保全上重要な地域について明確化するなど、重要な自然環境や野生生物の保全、豊かな里地・里山・里海の保全、生物多様性への負荷の抑制等、生物が豊かに住める自然環境の保全に向けた取組を進めます。

■ 基本事業 2 自然とのふれあいの促進

利用者が安全に自然公園を楽しめるよう、自然公園施設の維持管理に取り組むとともに、老朽化や災害等で修繕が必要な公園施設等の整備を計画的に進めます。また、民間団体等による自然公園等の資源を活用したエコツーリズムの取組を促進します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
自然環境の保全活動団体数	84 団体	94 団体	絶滅のおそれのある野生動植物種の保全活動および里地・里山・里海等の保全活動を継続している実施団体数の合計

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
希少野生動植物種の保全活動や貴重な生態系の維持回復活動の実施率	67.0%	100%	県指定および国内希少野生動植物種のうち、特に保護が必要な種に対する保全活動および生態系維持回復活動を実施した割合
自然体験施設等の利用者数	1,481 千人 (30 年度)	1,533 千人 (4 年度)	森林公園や自然環境の情報を伝える施設、長距離自然歩道等の自然体験施設の利用者数

施策154 生活環境保全の確保

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

大気や水環境などの身近な暮らしの環境問題に対する県民の皆さんの意識が高まり、お互い協力しながら自ら環境の保全に取り組むことで、良好な生活環境が保たれています。このことから、安全・安心で、快適で豊かな生活を営める社会となっています。

現状と課題

- 大気環境はおおむね良好な状態を維持していますが、健康に影響を与える光化学スモッグ^{注1}については、依然として、その濃度上昇に備えるための予報等を発令している状況です。
- 河川の水質は、環境基準（BOD^{注2}）の達成率が90%以上で推移しており、改善傾向にあります。一方、海域の水質については環境基準（COD^{注3}）の達成率が50%前後で推移しており、伊勢湾においては貧酸素水塊等が毎年発生している状況です。水質汚濁の主な要因である工場・事業場排水や生活排水について、汚濁負荷量の管理による水質改善が求められています。
- 生活排水処理施設の整備は着実に進展してきましたが、整備率は全国平均と比較して低く、引き続き未整備人口の解消が必要です。
- 伊勢湾等の海岸域では、河川を経由して流入したごみの漂着により、砂浜等の景観の悪化のほか、漁業や生態系への影響が懸念されています。このような課題の解決に向けて、流域圏での発生抑制対策も含めた環境保全活動の拡大と活性化が必要です。
- 港湾を経由して、大量に搬入される土砂等の無秩序な堆積による崩落事故の発生や、有害物質の混入等による生活環境の影響について地域住民に不安が広がっています。その不安を解消するため、土砂等の埋立地を把握し、無秩序な埋立て等を抑止する「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」により必要な規制を行っていくことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

美しい自然環境の中で、豊かで魅力ある地域づくりを進め、県民の皆さんが安全・安心で、快適で豊かな生活を営むためには、大気環境、水環境と土壌環境が保全されている必要があります。そのため、工場・事業場の法令遵守はもとより、負荷量の削減に向けた取組を促進します。また、人と人のつながりを深めることなどを通じて、環境を守ろうとする意識の醸成を図り、県民の皆さん、市町、民間団体、企業等のさまざまな主体による環境保全活動の拡大と活性化を図ります。

注1 光化学スモッグ：大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光の紫外線によって光化学反応を起こし、それにより生成する有害物質等が空中に滞留し、白くもやがかかったような状態になること。

注2 BOD：生物化学的酸素要求量。河川の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質（有機物）を微生物によって分解させたときに消費される酸素の量。

注3 COD：化学的酸素要求量。海域の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質（有機物）を化学薬品（酸化剤）によって分解させたときに消費される酸素の量。

取組方向

■ 基本事業 1 大気環境の保全

大気規制の対象工場・事業場に立入検査を行い法令遵守の徹底を指導するとともに、光化学スモッグ等による被害防止のため、予報等の情報提供を速やかに行います。

自動車環境対策については、NO_x・PM法^{注）4}に基づき、事業者や関係団体の協力を得ながら進めていきます。

■ 基本事業 2 水環境の保全

水質規制の対象工場・事業場に立入検査を行い法令遵守の徹底を指導するとともに、伊勢湾・英虞湾をはじめとする海域や河川の公共用水域および地下水の水質常時監視を行います。また、伊勢湾の水質改善に向け、工場・事業場から排出される汚濁負荷量の管理に取り組みます。

生活排水対策については、市町と連携して、下水道や合併処理浄化槽等の整備を進めます。

■ 基本事業 3 伊勢湾の再生

県全域の海岸漂着物対策については、海岸管理者、民間団体、企業等による協力体制の構築と、流域圏の自治体との連携により、発生抑制対策を含めた環境保全活動を推進します。また、「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた調査研究を進め、総合的に水環境の改善を図ります。

■ 基本事業 4 土壌・土砂等の対策の推進

「土壌汚染対策法」に基づき、必要に応じて事業者には調査を指導します。また、指定基準を超過した汚染が確認された際には、事業者に必要な措置を指示し、土壌汚染の拡散防止に努めます。

「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、無秩序な土砂等の埋立て等の行為を抑止し、災害の未然防止および生活環境の保全を図ります。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	90.2% (30年度)	97.0%	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合 ^{注）5}

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
大気・水質の排出基準適合率	100% (30年度)	100%	工場・事業場への立入検査において、大気中に排出されるばい煙等および公共用水域への排水が排出基準に適合している割合および不適合であったが適合するよう改善した割合
生活排水処理施設の整備率	85.3% (30年度)	90.3%	下水道、合併処理浄化槽、集落排水施設等により生活排水処理が可能な人口の割合
海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数	35,063人 (30年度)	41,000人	「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に参加した県民の数
無許可による土砂等の搬入件数	—	0件	土砂条例に基づく許可を得ず、3,000m ² 以上の面積かつ1m超の土砂等の堆積が行われる件数

注）4 NO_x・PM法：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法。自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）による大気汚染を防止し、国民の健康を保護するため、平成4（1992）年に定められました。県内では、平成13（2001）年12月に四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曽岬町、朝日町、川越町が窒素酸化物対策地域・粒子状物質対策地域に指定されました。

注）5 環境基準の達成割合：大気環境測定地点における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）、河川におけるBODおよび海域におけるCODが環境基準を達成したと評価した割合。

第2節 II 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～

政 策	施 策
II-1 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進	211 人権が尊重される社会づくり 212 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進 213 多文化共生社会づくり
II-2 学びの充実	221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 222 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成 223 特別支援教育の推進 224 安全で安心な学びの場づくり 225 地域との協働と信頼される学校づくり 226 地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実 227 文化と生涯学習の振興
II-3 希望がかなう少子化対策の推進	231 県民の皆さんと進める少子化対策 232 結婚・妊娠・出産の支援 233 子育て支援と幼児教育・保育の充実
II-4 三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功とレガシーを生かしたスポーツの推進	241 競技スポーツの推進 242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進
II-5 地域の活力の向上	251 南部地域の活性化 252 東紀州地域の活性化 253 農山漁村の振興 254 移住の促進 255 市町との連携による地域活性化

施策211 人権が尊重される社会づくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮して、いきいきと活動できる社会になっています。

現状と課題

- 人権が尊重されるまちづくりや啓発・教育等の人権施策を推進しましたが、偏見等による差別や人権侵害は発生しています。
- 人権尊重社会の実現には、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根つき、人権が尊重されるまちづくりが県内全域で実施される必要があります。
- 県民の皆さんに人権に関する知識や情報を提供し、理解の促進を図ります。また、あらゆる人権課題について自分自身の問題としてとらえることができるような啓発を行うとともに、人権啓発イベント・講演会などに、より多くの県民の皆さんに参加いただくことで、人権意識の高揚を図る必要があります。
- 子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう教育を進める必要があります。
- 人権相談の内容が多様化・複雑化していることから、相談機関の相談員の資質向上が求められるとともに、相談機関相互が連携できる体制づくりが必要です。
- 新たな人権課題について認識を深め、社会の動向を注視しながら、課題に対応していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりが個性や能力を発揮して、自由に生き方を選択し、いきいきと活動できる社会を実現するためには、互いの人格や個性を認め、「存在」を尊重する人権意識が定着する必要があります。そのため、県民一人ひとり、企業、住民組織・NPO等の団体、行政等が連携して人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいけるよう環境づくりを進めます。

取組方向

■ 基本事業 1 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

住民組織、NPO・団体、企業等、地域のさまざまな主体が行う人権尊重の視点に基づく活動を支援し、人権が尊重されるまちづくりを推進します。また、さまざまな手段と機会を通じて、県民の皆さんに人権に関する知識や情報を提供し、理解の促進を図るとともに、人権問題をより多くの県民の皆さんが自分自身の問題としてとらえられるよう効果的な啓発に取り組みます。また、人権啓発活動を担う人材の養成に取り組みます。

■ 基本事業 2 人権教育の推進

教育活動全体を通じた人権教育が行われるよう、子どもたちの発達段階に応じた人権教育カリキュラムの活用等を促進し、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めます。

■ 基本事業 3 人権擁護の推進

人権に関わる相談機関の相談員の資質向上を図るとともに、相談機関のネットワークを強化します。また、インターネット上の差別的な書き込み等を防止するため、モニタリングを実施するなど、早期の発見・拡大防止に努めるとともに、関係機関と連携し削除要請に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	39.5% (30年度)	43.8%	「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」、「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
人権研修等を受講した県民が、人権尊重の視点で行動しようと感じた割合	97.7% (見込)	100%	県民を対象とした人権研修等のアンケート調査において、「人権を大切にする行動をしていこう」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した受講者の割合
人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合	88.5%	98.5%	県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した生徒の割合
人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者が、研修内容を今後の業務に生かしたいと感じた割合	96.8%	100%	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者へのアンケート調査において、「研修内容を今後の業務に生かしたい」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した受講者の割合

施策212 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

あらゆる分野における女性の参画・活躍が拡大するとともに、県民一人ひとりが性別に関わらず、その個性や能力を発揮し、それぞれに多様な生き方が認められる男女共同参画社会づくりが進んでいます。また、性別をはじめ年齢、国籍・文化的背景、障がいの有無、性的指向・性自認など多様性を認め合い、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向け、県民の皆さんの主体的な行動が広がっています。

現状と課題

- 少子高齢化により人口減少が進む中、社会が成長し豊かさを維持していくためには、県民一人ひとりが性別等に関わらず、個性と能力を十分に発揮し、参画・活躍できる社会を築いていくことが極めて重要です。
- 政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進んでいるものの、指導的地位に占める女性の割合は低く、地域活動等における女性の参画についても未だ十分とはいえない状況です。根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消に向け、男女共同参画意識の一層の普及・啓発が必要です。また、性犯罪、性暴力等の相談件数は増加の傾向にあり、ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談件数も依然として多いことから、性犯罪・性暴力やDVを防止するための啓発や被害者支援の一層の推進が求められています。
- 職業生活における女性の活躍については、趣旨に賛同いただく企業等のネットワークが拡大するなど、気運は高まりを見せているものの、リーダー層で活躍する女性の割合は未だ低く、真に女性が活躍しているとはいえない状況です。働くことを希望する女性や職場でステップアップしたいと希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう取り組んでいく必要があります。
- 多様性を認め合い、誰もが参画・活躍するダイバーシティ社会に対する県民の皆さんの理解や共感が高まり、ダイバーシティ推進に係る主体的な行動につながる必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

女性活躍をはじめ、性別、年齢、国籍・文化的背景、障がいの有無、性的指向・性自認など多様性を認め合い、県民一人ひとりが個性や能力を発揮し、参画・活躍できる社会をめざし、企業や団体、関係機関や市町と連携し、県民の皆さんの意識向上と多様な人びとが社会参画できるような環境づくりのための取組を進めます。

取組方向

■ 基本事業 1 男女共同参画の推進

男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し、責任を担う社会づくりを進めるため、あらゆる分野における指導的地位に就く女性割合の増加に取り組みます。また、市町および関係機関等と連携し、男女共同参画意識の一層の浸透を図ります。

また、DVや性犯罪・性暴力を防止するための啓発を行うとともに、関係機関と連携し、それらの被害者等に対する相談・保護・自立支援等の取組を進めます。

■ 基本事業 2 職業生活における女性活躍の推進

職業生活における女性活躍の推進については、これまでの気運醸成からステージを進め、企業・団体等と連携し、経営者および男性の意識改革や女性のモチベーション向上等に取り組み、リーダー層で活躍する女性の割合を高めます。

■ 基本事業 3 ダイバーシティ推進の気運醸成

「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」に基づき、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けた気運醸成を図り、企業・団体等のダイバーシティ推進の取組を促進します。また、多様な性的指向や性自認についての社会の理解促進を図ります。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
性別による固定的な役割分担意識を持つ県民の割合	23.3%	20.1%	「みえ県民意識調査」で、「男は仕事、女は家庭」のように性別によって役割を固定する考え方について、「同感する」、「どちらかといえば同感する」と回答した県民の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等を策定する、常時雇用労働者数100人以下の団体数	310 団体 (30 年度)	397 団体	常時雇用労働者数 100 人以下の企業・団体で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する一般事業主行動計画の策定もしくは「女性の活躍推進三重県会議」における「取組宣言」を行った企業・団体数
ダイバーシティ講座等の受講後に、ダイバーシティ推進に取り組む意向を示した受講者の割合	89.1% (見込)	100%	県民の皆さんを対象としたダイバーシティに関する講座等の受講後のアンケート調査において、「『ダイバーシティ』についての行動(人の多様性を大切にしたい行動)をしてみよう」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した受講者の割合

施策213 多文化共生社会づくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

外国人住民が抱える生活、就労、教育などの課題の解決に向け、国際交流協会、NPO、経済団体、県民、国・県・市町などのさまざまな主体が適切な役割分担のもと連携して取り組むことにより、多様な文化的背景の人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会を一緒に築いています。

現状と課題

- 県内の外国人住民数は、50,643人（平成31（2019）年1月1日現在）と県人口の2.78%を占め、外国人比率は全国4位となっています。外国人住民は、地域経済を支える大きな力となっているものの、言葉の壁や文化の違いなどから、地域でのコミュニケーションが十分に図られず、外国人住民の地域社会への参画が進んでいません。
- 新たな在留資格「特定技能」の導入により、在留外国人の一層の増加が見込まれており、行政・生活情報や相談対応のさらなる多言語化をはじめとした、新たなニーズの拡大が予想されます。
- 言葉の壁や文化・慣習の違いは、外国人への誤解や差別を生む原因ともなっています。また、言語による意思疎通の困難等から雇用が安定しない外国人労働者が多いといった状況は、依然として継続しています。
- 三重県は、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が全国的にも高く、今後も増加が見込まれます。このような子どもたちの保護者に対して、日本の学校制度や学校生活について周知を行うなど、子どもたちの就学を促進する必要があります。また、外国につながる子どもたちの就学前教育を促進するとともに、学校における日本語習得の支援、進路実現に向けた学びの支援をより一層充実させていく必要があります。
- 外国人も含め、義務教育未修了の学齢超過者、不登校により中学校での学習が十分にできなかった人など、さまざまな事情により学びを必要とする方の教育を受ける機会を確保していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

外国人住民が将来に対して不安を感じることなく安心して暮らし、夢や希望を持って高い目標に向けてチャレンジできる環境が整うとともに、地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画することが求められています。そのため、国際交流協会、NPO、経済団体、国・県・市町等のさまざまな主体が適切な役割分担のもと連携して、多文化共生社会づくりに取り組みます。

取組方向

■ 基本事業 1 多文化共生に向けた外国人住民の生活支援

外国人住民が安心して暮らすことができるよう、行政・生活情報の多言語化や相談体制の充実を図るとともに、外国人住民が抱える日常生活における課題の解決に向けた支援に、さまざまな主体と連携して取り組みます。

■ 基本事業 2 外国人住民に対する学習機会の提供

外国人住民が日本で生活する上で必要となる、ライフステージに応じた日本語の学習機会の提供や、「やさしい日本語」の普及に努めるとともに、日本人住民と外国人住民がお互いの文化の違いや多様性を学び合う機会の提供に取り組みます。

■ 基本事業 3 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援

外国人児童生徒^{注）1}が社会的に自立する力を身につけられるよう、学校における受入体制の整備や日本語指導、適応指導の充実を図るとともに、多言語によるガイドブック等を活用した情報提供など学校制度や職業について理解を深め、希望する進路を選択できるようにするための取組を進めます。また、外国人も含め、義務教育未修了者等の学びの機会を確保するため、夜間中学等に係る検討を進めます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合	27.3% (30年度)	37.3%	「みえ県民意識調査」で、外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっていると「感じる」、「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
医療通訳者の配置や電話通訳の活用により多言語対応が可能な医療機関数	14 機関 (見込)	26 機関	多言語対応のため、医療通訳者を配置している、あるいは電話通訳を導入している医療機関の数
日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本語指導が行われている学校の割合	86.8%	100%	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、教育課程に位置づけた特別な日本語指導が継続的、計画的に行われている公立小中学校の割合

注）1 外国人児童生徒：日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもたちを含みます。

施策221 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

子どもたちが、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、命を大切にする心や他者への思いやりなどの「豊かな心」、心身の健康や体力などの「健やかな身体」を育み、自分のよさを認識し、失敗を恐れず夢と志を持って可能性に挑戦していくために必要な力を身につけています。

現状と課題

- 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」が一体的・調和的に育まれる中で、一人ひとりの子どもたちが自分のよさや可能性を認識し、自己肯定感を高め、新たな時代に対応していくための力の基礎を形成していくことが必要です。
- 新しい時代を生き抜いていくためには子どもたちに、「何を理解しているか、何ができるか」「理解していること・できることをどう使うか」「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」の視点から必要な資質・能力を育成することが求められています。
- 「みえの学力向上県民運動」を実施し、家庭での生活習慣・学習習慣等の確立、地域による学習支援等に取り組むとともに、みえスタディ・チェック等を活用した授業力の向上や教育支援事務所（平成28（2016）年設置）による小中学校へのオーダーメイドの支援を進めました。令和元（2019）年度の「全国学力・学習状況調査」では、小中学校合わせた5教科中4教科で全国の平均正答率以上となりましたが、基礎的・基本的な知識・技能の定着や、説明したり自分の考えを書いたりする力などに課題がみられ、道半ばであることから、引き続き、学校・家庭・地域・市町・県が一体となりオール三重で子どもたちの学力向上の取組を推進していく必要があります。
- 生命を軽視する事件や深刻ないじめ問題、インターネットでの誹謗中傷等が発生している中で、子どもたちの生命倫理や情報モラルの確立、規範意識や人間関係を形成する力の向上が求められています。また、多様な価値観を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と協働してよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが、これまで以上に求められています。
- 子どもたちの身近な遊び場の減少や交通手段の発達等の社会環境の変化、家庭のライフスタイルの多様化を背景として、子どもたちの健康づくりにつながる、運動・食事・睡眠等に関する基本的な生活習慣の確立が難しくなっています。
- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果では、三重県の子どもたちの体力は、全国と同程度に向上しましたが、1週間の総運動時間が60分未満の児童の割合が増加しており、学校における体育活動を通じ、運動することの楽しさに気づく機会を増やす必要があります。
- 「全国学力・学習状況調査」の結果では、授業時間以外に読書をする本県の子どもたちの割合は全国を下回っています。また、学校読書調査における不読者の割合は、年齢が上がるにつれ高くなる傾向にあり、発達段階に応じた読書習慣を形成していく必要があります。さらに、美しいものや芸術的なものにふれることで豊かな感性・情操を育むとともに、生涯にわたり文化や芸術に親しみ、その継承や創造に寄与しようとする意欲や態度を育むことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

子どもたちが、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を身につけ、自分のよさや可能性を認識し、未来の創り手となるために必要となる力を育んでいけるよう、学校と家庭・地域が、それぞれの役割について当事者意識を持ち、連携・協働して取り組んでいきます。

取組方向

■ 基本事業 1 学力の育成

子どもたちが、学習内容を自らの将来や社会のあり方と結びつけて理解し、対話を通じて考えを広げ深める過程を重視した主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組みます。また、子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感し、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を身につけられるよう、「全国学力・学習状況調査」、みえスタディ・チェック等の活用を通じて、一人ひとりの理解と定着の状況を把握し、改善を図る組織的な取組を推進します。

■ 基本事業 2 道徳教育の推進

子どもたちが、公共心、規範意識、自尊感情を高め、命を大切にす心やよりよく生きようとする意欲と実践力を身につけられるよう、道徳教育推進教師を中心とした推進体制の充実に取り組みます。小中学校においては、答えが一つではない道徳的な問題について、考え、議論する道徳の授業づくりに取り組むとともに、高等学校においては学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。

■ 基本事業 3 体力の向上と健康教育の推進

魅力ある体育授業づくりや「I学校I運動」の取組を推進し、子どもたちが運動の楽しさや喜びを味わうことなどを通じて体力の向上を図るとともに、大規模大会の開催等を通じて子どもたちの競技力やスポーツへの関心が高まるよう取り組みます。また、生涯にわたり心身の健康を自ら管理し、健康で充実した生活を送るために必要な知識と実践力を身につけられるよう、基本的な生活習慣や望ましい食習慣の確立に、家庭や関係機関と連携して取り組みます。

■ 基本事業 4 読書活動・文化芸術活動の推進

子どもたちが本を身近なものと感じ、読書を楽しむことができるよう、公立図書館、学校図書館における読書環境の充実や、学校図書館を活用した授業、全校一斉読書、ビブリオバトル、家庭読書など多様な読書活動を促進します。また、子どもたちが本物の文化芸術にふれる機会を充実させることなどを通じて、豊かな感性や情操、生涯にわたり文化芸術に親しむ態度を養います。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合	小学生 80.1% 中学生 74.9%	小学生 86.1% 中学生 80.5%	「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもたちの学力の伸び	小学生 100.2 中学生 98.3	小学生 104 中学生 102	「全国学力・学習状況調査」において文部科学省が示す正答数分布の4階層（ABCD層）におけるAB層の公立小中学生の割合（全国を100とした場合の本県の値）
道徳科の授業で家庭や地域と連携した取組を行っている小中学校の割合	小学校 78.7% 中学校 48.7% (30年度)	小学校 100% 中学校 100%	道徳科での子どもたちの学ぶ姿を保護者や地域の人びとに紹介するなど、家庭や地域社会と連携した取組を行っている公立小中学校の割合
体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合	75.1%	80.0%	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における総合評価が「A」・「B」・「C」・「D」・「E」の5段階のうち上位3段階である「A」・「B」・「C」の公立小中学生の割合（スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）
授業時間以外に読書をする子どもたちの割合	小学生 63.9% 中学生 45.5%	小学生 65.7% 中学生 50.4%	「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

施策222 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

子どもたちが、急速な技術革新等により変化が激しく予測困難な社会にあっても、変化を前向きに受け止め、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自らの感性や創造性を発揮して、他者との絆を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を身につけています。

現状と課題

- 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会、異なる個性や能力を持つ一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現が求められている中で、これからの教育においては、子どもたちにこうした社会づくりに向けて小さなことでも変化を起こし試行錯誤してやり切ろうとする素養を育ていくことが必要です。
- 平成28（2016）年から選挙権年齢が18歳以上に、令和4（2022）年4月からは成年年齢が18歳となる中で、学校教育において、子どもたちが早い段階から自由・権利や責任・義務に向き合い、社会を形成していく力を育ていくことがより重要となっています。
- 社会が急速に変化し雇用形態の多様化等が進む中、子どもたちが、将来、自らの能力等を発揮し、自立した社会人として活躍することができるよう、自らの生き方や働き方について考えを深め、職業生活に必要な知識や技能を育むことや、学習内容と社会のつながりを意識した教育の必要性が一層高まっています。
- グローバル化や人口減少が進む中、子どもたちに、異なる文化に対する理解や英語コミュニケーション力、地球的な視野で考え行動できる態度を養うとともに、郷土の豊かな自然や歴史、文化等について理解し、郷土への誇りや愛着を持ち、世界や地域で活躍できる力を育ていくことが求められています。
- AI、ビッグデータ等をはじめとする技術革新が進み、これらの先端技術を社会生活等に取り入れ、社会的課題の解決等を図る超スマート社会（Society 5.0）が進展する中、子どもたちに先端技術を使いこなしながら人間ならではの考え方で課題を解決していくことができる力を育むことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

子どもたちに、社会の一員として新しい時代を担っていく力を育むためには、これまで以上に、地域や企業、NPO等の様々な主体と協働して、実際の社会で多様な人々と協力しながら実践的に学ぶ取組を推進します。

注) 1 STEAM教育：科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、リベラルアーツ・教養（Arts）、数学（Mathematics）等の学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。

注) 2 プログラミング教育：子どもたちが、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験しながら、発達段階に即した、コンピュータを主体的に活用するための資質・能力を育む教育。

注) 3 EdTech：教育におけるAI、ビッグデータ等のさまざまな新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組。

取組方向

■ 基本事業 1 主体的に社会を形成する力の育成

子どもたちに、社会の形成者としての自覚と責任を持ち、自ら考え判断し課題の解決に向けて主体的に行動する力を育むため、発達段階に応じた主権者教育、消費者教育、環境教育、地域と連携した課題解決型学習等に取り組みます。

■ 基本事業 2 キャリア教育の充実

子どもたちが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら学び、進路を決定する力や人間関係を築く力を身につけ、将来社会的・職業的に自立できるよう、発達段階に応じたキャリア教育を推進するとともに、インターンシップ等実社会で多様な人びとと関わりさまざまな経験を重ねる取組を進めます。

■ 基本事業 3 グローカル教育の推進

子どもたちが、世界にあっても地域にあっても異なる文化や多様な価値観を持つ人びとと互いに尊重し合いながら協働していく力を身につけられるよう、海外留学の支援、国際的な諸課題を題材としたディスカッションやディベート、郷土教育等の取組を推進します。

■ 基本事業 4 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成

子どもたちに、AIやビッグデータ等の先端技術を活用する力、人間ならではの感性や論理的・科学的に思考・吟味し活用する力等のこれからの社会で必要となる力を育むため、STEAM教育^{注)1}、プログラミング教育^{注)2}、EdTech^{注)3}を活用した教育についての研究と実証等の取組を推進します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
自立した主体として、社会において権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合	62.3%	74.3%	「社会の一員として権利を行使し、義務と責任を果たそうと考えていますか」、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問に対して肯定的な回答をした県立高校生の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
社会的な課題について話し合う活動を行っている高等学校の数	20校 (30年度)	56校	政治的事象や環境問題、持続可能な消費と生産など、社会的課題の解決に向けた考えを深める話し合い活動を実施している県立高等学校の数
目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合	小学生 88.2% 中学生 86.6% 高校生 65.9%	小学生 92.0% 中学生 90.0% 高校生 75.0%	「目標の達成をめざして、学習や活動ができていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合
「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している」と答えた高校生の割合	71.8%	76.0%	「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合

施策223 特別支援教育の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

障がいのある子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、継続的な指導・支援を受けることにより、自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、授業で共に学ぶことや行事等の交流などをとおして、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。

現状と課題

- 発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちが増加しており、それぞれの学びの場において、一人ひとりに応じた早期からの一貫した指導・支援を充実する必要があります。
- 特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍していることから、全ての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を高めることが求められます。
- 特別支援学校においては、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行っています。卒業後も地域の中で自分らしくいきいきと生活していくことができるよう、職業教育や職場開拓などを含めたキャリア教育の一層の充実が必要です。
- 共生社会の実現に向けて、障がいの有無に関わらず、誰もが互いに理解を深め尊重し合いながら生活していく態度を育むことが大切です。
- 特別支援学校に在籍する子どもたちが増加している地域もあることから、施設の狭隘化等への対応が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

障がいのある子どもたちが、その個性や能力を発揮し、自分らしくいきいきと暮らしていくために必要な力を身につけることが望まれています。子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援が行われ、必要な支援情報が切れ目なく確実に引き継がれるとともに、地域との交流や職場実習等地域で活動することで、自立や社会参画する力が育まれるよう、学校、家庭、地域、企業等、医療・福祉等の関係機関が連携して取り組みます。

注) 1 パーソナルファイル：本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報（個別的教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を綴じ込んでいくファイル。学校と保護者が支援情報を共有するとともに、進路先等と支援情報を共有することで円滑かつ確実な引継ぎに活用します。（平成24（2012）年度から支援情報ファイルとして活用してきた「パーソナルカルテ」について、より使いやすいものになるよう内容を充実したもの。）

取組方向

■ 基本事業1 一人ひとりの学びを支える教育の推進

幼稚園・認定こども園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校の間で、「パーソナルファイル^{注1}」を活用して必要な支援情報の確実な引継ぎを進めます。また、「個別的教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づき、きめ細かな指導・支援を一層充実します。

学校においては、障がいの有無に関わらず、グループ活動や学校行事等で共に学ぶことを通じて、互いに尊重し合い、よさを認め合える学級づくりを進めます。

全ての子どもたちが「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を実感し達成感を得られるよう、教材や指導方法の工夫等の授業のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、教職員の指導力の向上に取り組みます。

特別支援学校のセンター的機能を活用し、小中学校等への教育相談や特別支援教育に関する研修会等を実施するなど、教職員の専門性の向上に向けて取り組みます。三重県立かがやき特別支援学校では、三重県立子ども心身発達医療センターとの連携により、医療、福祉、教育が連携した専門性の高い発達障がい支援を行うとともに、他の特別支援学校に指導・支援に関する助言および情報提供を行います。

■ 基本事業2 自立と社会参画に向けた教育の推進

特別支援学校において、発達段階に応じた組織的なキャリア教育を進めるとともに、地域生活への円滑な移行に向けた支援を行います。特別支援学校高等部においては、本人の適性を十分に把握し、早期からの計画的な職場実習や農福連携等を活用した職域の拡大に取り組むとともに、関係機関と連携した職場への定着支援を充実します。

障がいのある子どもと障がいのない子どもが、近隣の学校や子どもが居住する地域の学校において、共に尊重し合いながら学ぶ交流及び共同学習を進めます。

特別支援学校に在籍する子どもたちの増加や車両の老朽化に対応して、スクールバスの計画的な配備と更新を進めるとともに、地域の実情をふまえ、施設の狭隘化や個別的教育的ニーズに対応していきます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	100% (30年度)	100%	一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率（就労継続支援A型事業所を除く）

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
小中学校の通常の学級において個別的教育支援計画および個別の指導計画を作成した学校の割合	支援計画 小学校 86.0% 中学校 70.2% 指導計画 小学校 91.5% 中学校 85.1% (30年度)	支援計画 100% 指導計画 100%	通常の学級において、個別的教育支援計画および個別の指導計画を作成した公立小中学校の割合
特別支援学校における交流及び共同学習の実施件数	845回 (30年度)	950回	県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流及び共同学習を実施した回数

施策224 安全で安心な学びの場づくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

子どもたちにいじめや暴力を許さない心や、危険予測・危険回避能力が育まれるとともに、いじめや暴力行為の防止の取組やその解決に向けた組織的な対応、通学路等の安全対策や不登校児童生徒等への支援が進み、子どもたちが安心して学ぶことができる環境が整っています。

現状と課題

- 平成30（2018）年4月に施行された「三重県いじめ防止条例」に基づき、学校の内外を問わずいじめがなくなることをめざして社会総がかりで取り組んでいく必要があります。
- いじめや暴力行為については、未然防止とともに、早期に発見し、早期に解決することが重要です。子どもたちにいじめや暴力を許さない心を育むとともに、学校全体で組織的に対応することや、学校内外の教育相談体制を充実し、適切かつ迅速に対応することが必要です。
- スマートフォン等の急激な普及に伴い、SNS等でのトラブルやいじめの事案が多く発生していることから、子どもたちのインターネット利用に関わる情報モラルの向上や、家庭と連携した取組が必要です。
- 子どもたちが巻き込まれる痛ましい事故や事件が発生しています。今後も引き続き、さまざまな主体が連携し、通学路等の安全確保に取り組むとともに、子どもたちの交通安全や防犯に対する意識を高めていく必要があります。
- 本県における小中学校の不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、不登校の要因・背景はより多様化・複雑化しています。子どもたちが安心して学ぶことができる居心地のよい学校づくりを進めるとともに、不登校の子ども一人ひとりの状況に応じた支援を行う必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

子どもたちが安心して学ぶことができる環境が求められていることから、学校、家庭、地域、関係機関等が連携を一層充実し、いじめや暴力行為への対応、通学路等の安全対策や不登校児童生徒等への支援等のさまざまな課題に対して、社会総がかりで取り組みます。

取組方向

■ 基本事業 1 いじめや暴力のない学校づくり

「三重県いじめ防止条例」に基づき、いじめ防止応援サポーターの活動やいじめ防止強化月間の取組等を通じて、社会総がかりで取り組む機運を醸成します。学校においては、道徳教育・人権教育など教育活動全体を通じ、子どもたちに生命を大切にし、いじめや暴力を許さない態度等を育みます。また、日ごろの子どもたちの言動から兆候を察知し適切かつ迅速に対応できるよう、教職員の資質向上に取り組みます。さらに、いじめを認知した場合には、いじめ防止委員会等において迅速に状況を把握し、組織的に対応するとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家と連携した支援を行います。加えて、学校における教育相談や教職員による子どもたちの見守り、「いじめ電話相談」、「子どもSNS相談みえ」など専門的な教育相談の実施などにより、いじめ問題等の未然防止および早期発見・早期解決に取り組みます。

■ 基本事業 2 子どもたちの安全・安心の確保

子どもたちに危険予測・危険回避能力を育成し、交通事故や不審者事案などから守るため、参加・体験型の交通安全教室や防犯教室、「交通安全マップ」や「地域安全マップ」づくり等による交通安全・防犯教育を推進します。また、子どもたちが安全に登下校できるよう、「登下校防犯プラン」や「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の合同点検や安全対策を関係機関が連携・協働しながら実施します。

■ 基本事業 3 不登校児童生徒への支援

学校行事の運営等での子どもたちの自主的・自律的な活動をととして、「絆づくり」、「居場所づくり」を進め、魅力ある学校・学級づくりに取り組みます。また、教育支援センターが地域の不登校支援の拠点となるように支援するとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けて、学校外での多様な学びを関係機関等と連携して支援します。さらに、不登校の未然防止や早期対応を図るため、スクールカウンセラーを活用した教育相談体制を充実するとともに、スクールソーシャルワーカーによる福祉等の関係機関と連携した取組を推進します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	小学生 92.0% 中学生 96.5% 高校生 88.9%	小学生 95.4% 中学生 98.7% 高校生 92.3%	「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
いじめ防止応援サポーターとしていじめの防止に取り組む団体数	450 団体	650 団体	いじめ防止応援サポーターとして、県いじめ防止条例の趣旨に賛同し、いじめの防止に取り組む事業所・団体・個人の数
いじめの認知件数に対して解消したものの割合	96.7% (30 年度)	100%	当該年度中に発生したいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件（認知後少なくとも3か月経過）を満たすものの割合
不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合	小学生 74.1% 中学生 68.1% 高校生 50.7% (30 年度)	小学生 89.1% 中学生 88.1% 高校生 60.7%	校内のスクールカウンセラーや、校外の教育支援センター等に相談や指導等を受けたことのある公立小中高等学校の不登校児童生徒の割合
学校安全ボランティアの中心となるスクールガード・リーダーの登録者数	5 人	29 人	通学路の見守りボランティアを行うスクールガード（学校安全ボランティア）の活動に対して専門的な指導・助言等を行うとともに、学校における防犯教室等を支援するスクールガード・リーダーの登録者数

施策225 地域との協働と信頼される学校づくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

学校と保護者・地域の方々が、目標やビジョンを共有し、一体となった教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っています。また、学校の特色化・魅力化が進むことや、教職員が指導力を高め意欲的な指導を実践することで、子どもたちが自分の興味・関心や将来の目標に応じて主体的に学び、豊かな人間性や学ぶ力を身につける教育が行われ、県民からの信頼を得ています。

現状と課題

- 子どもたちを取り巻く環境が変化し、教育課題が多様化・複雑化する中で、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、地域の実情に合わせてコミュニティ・スクール等に取り組み、地域全体で子どもたちの豊かな育ちを支える必要があります。
- 幼児期から小学校、中学校、高等学校への進学時においては、生活環境や学習環境の著しい変化から、子どもたちが学校に十分に適応できない状況が生じやすい傾向があります。
- 少子化の進行により、学校の小規模化が急速に進行しており、活力ある教育活動が維持しにくくなっている状況があります。
- 地域の活性化が求められている中で、県内大学や企業、地域住民や職業人等と連携した教育を一層推進し、地域社会の課題を解決する活動等を通じて、子どもたちに将来地域を担っていく力を育む必要があります。
- 多様化・複雑化する教育課題に組織的に対応できるよう、教職員が専門性をより高めるとともに、教職生活全体を通じて探究心を持って学び続ける必要があります。また、多くの経験豊かな教職員が退職する中で、力量のある教職員の確保、知識等の継承、若手および中堅・中核教員の計画的な育成を進める必要があります。
- 子どもたちにどのような資質・能力を身につけさせる必要があるのかを教育課程において明確にするとともに、教育課程に基づき学校全体で子どもたちの状況に応じた教育活動の質の向上を図っていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

子どもたちを取り巻く環境が変化する中で、子どもたちが地域に愛着を持ち、将来の夢や希望を持つためには、学校と保護者や地域の方々が協力して、子どもたちの教育を行うことが大切です。そのため、学校・家庭・地域が目標や課題を共有し、地域の特色を生かした学校づくりを進めます。

取組方向

■ 基本事業 1 地域とともにある学校づくり

保護者や地域の方々が学校運営に参画し、一体となって子どもたちを育むコミュニティ・スクールの仕組みを導入する市町や学校の拡充に取り組むとともに、これまでの学校支援地域本部の活動を基盤として市町が進める地域学校協働本部への移行を支援し、地域とともにある学校づくりを推進します。また、「学校マネジメントシステム」による教育活動および学校運営の質的向上を図ります。

■ 基本事業 2 学校の特色化・魅力化

幼稚園・認定こども園・保育所と小学校が連携した取組、小中一貫教育を進める市町への支援、中高一貫教育の検討、高大連携等に取り組めます。また、少子化の進行により生徒数が減少する中で、子どもたちの社会性を育み、活力ある教育活動が展開できるよう、望ましい高等学校の規模や配置等を検討します。グローバル化や地域の活性化等の社会のニーズに対応した高等学校のあり方を検討するとともに、地域の特色を生かした学校づくりを推進します。

■ 基本事業 3 教職員の資質向上

教職員の経験等に応じて、授業力の向上、生徒指導、特別支援教育等に係る研修を実施し、多様化・複雑化する教育課題に対応できる専門性や指導力の向上に取り組めます。教科等の枠を超えた横断的な視点での授業づくり、教育効果の評価および改善、地域等の人材・施設等を活用した豊かな学びなどの充実に向け、「カリキュラム・マネジメント」に関する研修を実施します。

■ 基本事業 4 私学教育の振興

私立学校に対して、経常的経費等への補助を行うとともに、学校訪問等において、学校が抱える課題等に効果的な助言等を行うことにより、個性豊かで多様な教育の推進および健全な学校運営を支援します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合	36.3%	50.0%	コミュニティ・スクールまたはこれに類似した仕組みを導入している公立小中学校の割合（文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」）

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
授業で主体的・対話的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合	小学生 主体的 77.5% 対話的 73.4% 中学生 主体的 77.6% 対話的 74.2% 高校生 主体的・対話的 73.5%	小学生 主体的 82.5% 対話的 78.4% 中学生 主体的 82.6% 対話的 79.2% 高校生 主体的・対話的 78.5%	「授業で主体的・対話的に取り組んでいる」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合
地域や産業界等と連携し、学校の特色化・魅力化に取り組んでいる県立高等学校の数	35 校	56 校	地域等の課題に対して、地域や産業界等と連携して課題解決型学習や人材育成等に取り組んでいる県立高等学校の数
新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数	66 件 (30 年度)	106 件	新学習指導要領への対応や持続可能な学校運営の実現などに向け、私立中学校・高等学校が実施する特色ある取組数

施策226 地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県内の高等教育機関における教育や研究等の充実により、一層魅力が高まるとともに、学びの選択肢の拡大により、三重県で学び、働き、住み活躍する若者が増えています。

また、県内高等教育機関と産業界等地域との連携が進み、共同研究や地域の課題解決に向けた取組が活発化し、若者から選ばれるしごとの創出や働く場の魅力向上が実現しています。

現状と課題

- 平成28（2016）年に県内の高等教育機関と県で構成する「高等教育コンソーシアムみえ」を創設し、高等教育機関の魅力向上につながる取組を進めているものの、県内高等学校から県内高等教育機関への進学者数は増加しておらず、県内高等教育機関のより一層の魅力向上およびその魅力を学生等に伝えていくことが求められています。
- 平成30（2018）年度の本県の大学収容力指数^{注）1}は、47.7で全国46位と低く、県内の高等学校を卒業した大学進学者が県内大学へ入学した割合も約2割と低くなっており、大学収容力の向上や、魅力ある学部・学科の設置など学びの選択肢の拡大が求められています。
- 県内高等教育機関の卒業生が県内企業に就職した割合は5割に満たないことから、就職時の若者の県内定着が課題となっています。
- 平成28（2016）年度に創設した県内の過疎地域などの指定地域に居住すること等を条件に、大学生等の奨学金返還額の一部を助成する制度については、若者の県内定着を促進するとともに、県外へ進学した学生等が再び三重県に戻り定着する流れをつくるため、より効果的な制度とすることが必要です。
- 平成30（2018）年に県内の産業界、高等教育機関、県および市町で構成する「みえ地方創生多分野産学官連携推進協議会」を創設し、産学官による連携に取り組んでいます。地域での若者の活躍につなげるためには、共同研究などの推進による若者から選ばれるしごとの創出や働く場の魅力向上が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

本県で学び、成長したいという若者の希望の実現に向けて、高等教育機関の魅力向上や学びの選択肢の拡大に取り組めます。

「高等教育コンソーシアムみえ」や「みえ地方創生多分野産学官連携推進協議会」等の高等教育機関、産業界、市町など地域のさまざまな主体と連携しながら、一体となって課題解決に取り組めます。

注）1 大学収容力指数：県内外からの県内大学への入学者数／前年度に県内高等学校を卒業した者のうち国内大学への入学者数×100。

取組方向

■ 基本事業 1 県内高等教育機関の魅力向上・充実

三重県で学び、働き、住み活躍する若者を増やすため、「高等教育コンソーシアムみえ」の取組等を推進し、選ばれる高等教育機関として一層の魅力向上、学びの選択肢の拡大を図ります。

若者の県内定着を促進するため、大学生等の奨学金返還額の一部を助成します。

■ 基本事業 2 県内高等教育機関と取り組む産学官連携の推進

若者から選ばれるしごとの創出や働く場の魅力向上を図るため、県内高等教育機関相互や産学官により構築したネットワークを活用して、高等教育機関に蓄積されている研究成果、企業ニーズなどの情報を共有し、分野の枠を越えて連携した取組を推進します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県内高等教育機関入学者の県内からの入学者の割合(県内入学率)	58.1% (30年度)	63.0%	県内高等教育機関に入学した者のうち、県内からの入学者の割合(県内入学率)

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県内高等教育機関卒業生の県内就職者の割合(県内就職率)	48.9% (30年度)	54.0%	県内高等教育機関を卒業し就職した者のうち、県内に就職した者の割合(県内就職率)
県内高等教育機関と取り組む産学官連携の件数(累計)	—	190件	「みえ地方創生多分野産学官連携推進協議会」や「高等教育コンソーシアムみえ」等のネットワークを活用して、県内高等教育機関と連携して取り組んだ産学官連携の件数

施策227 文化と生涯学習の振興

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

年齢や障がいの有無、国籍などにとらわれず、全ての県民の皆さんが文化や地域の歴史等に学び親しみ、豊かな感性や創造性等を育みながら、心豊かな生活を送っています。

また、生涯にわたって、あらゆる世代の県民の皆さんが、あらゆる機会に学習することができ、その成果が社会に生かされています。

現状と課題

- 「新しいみえの文化振興方針」に基づき、「人材の育成」や「文化の拠点機能の強化」など5つの方向で取組を展開し、年齢や障がいの有無、国籍などに関係なく、全ての県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しむ機会を提供するとともに、多様な分野と連携することにより、新たなみえの文化を創造することができる環境を整備していく必要があります。
- 過疎化・少子高齢化の進行、気候変動等に伴う自然環境の変化により、文化財の滅失や散逸等の防止が課題となっています。こうした中、特色ある歴史や風土に育まれ、地域の中で守り伝えられてきた多くの有形・無形の文化財の適切な保存・活用と未来への継承を地域社会総がかりで進めていく必要があります。
- 「人生100年時代」の到来を見据え、県民の皆さんが人生をより豊かに過ごすことができるよう、ライフステージ等に応じた多様な学習ニーズを把握し、魅力的な学びの場や学んだ成果を発表できる場の提供など、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりが必要です。
- 生涯教育の推進に重要な役割を担う社会教育においては、地域コミュニティ、NPO、企業などさまざまな主体が持つ知識や経験を、学校教育や家庭教育と連携し、地域の課題解決、学習環境の整備に生かしていくことが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

世界に誇る歴史的・文化的資産を磨き上げ、国内外へ情報発信していくことにより、三重の知名度を向上させ、郷土への誇りと愛着を感じられるようにするとともに、市町等との連携を一層強化し、文化活動を通じた幅広い交流を進め、新たなみえの文化を創造します。

また、県民の皆さんが自分らしい生き方を選択できる環境を整備するため、高等教育機関等との連携を強化し、ライフステージ等に応じた学習機会や成果を生かす場の充実を図っていきます。

取組方向

■ 基本事業 1 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

展覧会・公演や調査研究等を通じて文化のおもしろさや価値等を伝えとともに、人材育成や顕彰制度の運用、発表の場づくりなどにより、さまざまな主体の文化活動を促進します。また、文化交流ゾーンを形成することにより、知的な刺激を受けられるよう文化にふれる機会を充実します。さらに、観光、まちづくりなど多様な分野との連携を通じ、新たなみえの文化を創造します。

■ 基本事業 2 文化財の保存・活用・継承

歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、特に重要なものについては指定するなど、文化財を将来にわたって守り伝えるための取組を推進します。また、市町における文化財保存活用地域計画の策定などによる文化財の積極的な保存・活用・継承の取組への支援や、防災および災害発生時における文化財保護等のための県内情報ネットワークの整備に取り組みます。

■ 基本事業 3 学びとその成果を生かす場の充実

県立生涯学習施設において、高等教育機関との連携やさまざまな主体との交流等を通じて、県民の皆さんのさまざまなライフステージやライフスタイルに応じた一層魅力的な講座やセミナー等の学習機会を提供するとともに、生涯学習に係る情報発信や学びの成果を発表する場を充実します。

■ 基本事業 4 社会教育の推進と地域の教育力の向上

地域において社会教育の推進に取り組む関係者の協働による情報共有・情報交換や地域の課題解決、学習環境の整備に向けた相互学習を行う場を提供するなど、社会教育・学校教育・家庭教育の連携を促進します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	73.7% (見込)	77.7%	県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」のうち、その内容について「満足」と回答した人の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県立文化施設の利用者数	152.0 万人 (見込)	153.2 万人	県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および三重県総合文化センターの利用者数
新たな文化財保存活用地域計画のもと、地域社会が一体となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数	0 件	160 件	地域社会総がかりで保存・活用・継承を図るため、市町が新たに策定する文化財保存活用地域計画に位置づけられた国・県指定等文化財の数
公民館等の社会教育活動として、地域課題の解決に向けた取組を行っている市町数	11 市町 (30 年度)	29 市町	公民館等の事業に関する調査において、「地域における課題の解決に向けた取組を行っている」という質問に対して、「行っている」と回答した市町の数

施策231 県民の皆さんと進める少子化対策

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、県をはじめとするさまざまな主体が連携して少子化対策の取組を進めることにより、企業や団体等のさまざまな主体との協創が進み、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる環境づくりが進んでいます。

現状と課題

- 結婚や妊娠、出産、家族のあり方などについては、個人の考えや価値観が尊重されることが大前提ですが、県民の結婚や出産等について、理想と現実ギャップが生じていることから、さまざまな主体の参画を得ながら、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき少子化対策の取組をさらに進めていく必要があります。
- 子どもの権利を尊重する「三重県子ども条例」に基づき、企業や団体等のさまざまな主体と連携し、イベントの実施等を通じて子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりに取り組んできました。引き続き、取組を継続するとともに、子どもの自己肯定感を高め、「生き抜いていく力」を育む必要があります。また、子どもの携帯電話・スマートフォンの所有率が高まっており、インターネットを通じて有害情報にふれたり、犯罪やトラブルに巻き込まれる事案が発生していることから、子どもが適正にインターネットを利用できるよう啓発を進める必要があります。
- 地域のつながりの希薄化や少子化の進行など家庭をめぐる環境が変化するとともに、共働き家庭の増加や家庭の小規模化など家庭のあり方が多様化し、子育てに悩みや不安を感じる保護者が増加している中、平成28（2016）年度に「みえ家庭教育応援プラン」を策定し、市町や三重県PTA連合会と連携して家庭教育の応援に取り組んできました。今後も各家庭の実情に応じた家庭教育応援の取組を社会全体のつながりの中で進めていく必要があります。
- イクボス^{注）1}の推進や「みえの育児男子プロジェクト」等の取組により、企業等で働く男性の育児休業取得への関心が高まっている中、仕事と子育ての両立支援制度は整いつつあるものの、男性が育児休業を取得しやすい職場風土となっておらず、実際の取得が進んでいない現状があります。一方、パートナーの家事・育児の参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査結果等があり、職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方をより広めていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんや企業・団体、関係機関と少子化等の現状とその対策の必要性について認識を共有するとともに、さまざまな主体との協働により、従来の血縁、地縁、社縁にとどまらない、「縁を育み、縁で支える」といったより幅広いつながりづくりを進めていきます。

注）1 イクボス：職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）。

取組方向

■ 基本事業1 子ども・子育てを応援する気運醸成

さまざまな主体で構成される「少子化対策推進県民会議」で情報共有等を図るとともに、企業や団体、関係機関等と連携した少子化対策の気運醸成やウェブサイトによる情報発信を進めます。

■ 基本事業2 子どもの育ちを支える地域社会づくり

「三重県子ども条例」の基本理念をふまえ、企業、団体、県民等、さまざまな主体と連携し、子どもの育ちを見守り、子育て家庭を支える取組を進めます。また、「三重県青少年健全育成条例」に基づく立入調査の適正な実施や、青少年のインターネットの適正な利用が進むよう啓発活動等に取り組みます。さらに、自然体験を通じて、子どもの「生き抜いていく力」を育むため、幼児期からの自然体験の普及啓発を市町や関係機関と連携して進めます。

■ 基本事業3 家庭教育応援の充実

「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、妊娠期から学齢期の子を持つ親同士の交流をはじめ、教育の原点である家庭教育を応援する取組を進めます。

■ 基本事業4 男性の育児参画の推進

男性の育児参画が進むよう、「みえの育児男子プロジェクト」の取組による普及啓発や情報発信、ネットワークづくりを進めます。また、男性の育児休業の取得が進むといった、仕事と育児を両立できる職場環境づくりについて企業等に働きかけるなど、社会全体に男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるよう気運の醸成に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
男性の育児休業取得率(育児休業制度を利用した従業員の割合(県、男性))	4.4% (30年度)	11.2%	三重県内事業所労働条件等実態調査(雇用経済部雇用対策課実施)において、育児休業を取得した男性従業員の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
「みえの子ども応援プロジェクト」に参加した企業・団体数(累計)	—	企業・団体 160	「みえの子ども応援プロジェクト」の活動に参加(人的、資金的、物的支援の全て)した企業・団体数
県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数	4市町	29市町	申込みの受付から実施までの間に県が関わって「みえの親スマイルワーク」を実施した市町の数
「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業・団体数	企業・団体 100 (30年度)	企業・団体 180	男性の育児参画の普及・啓発やイクボスの推進等に関わる企業・団体数

施策232 結婚・妊娠・出産の支援

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、社会全体で結婚や家族形成を希望する人を応援する取組が進んでいます。また、不妊に悩む夫婦の負担が軽減され、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが進んでいます。

現状と課題

- 子どもたちが家族の大切さや自らのライフデザインについて考える機会が少なくなっていることから、子どもたちを含めた若い世代が妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考える機会を提供することの必要性が高まっています。
- 未婚の人が結婚していない理由として「出会いがない」、「理想の相手に出会えていない」が上位を占めており、さまざまな出会いの機会の情報提供が必要です。また、結婚後には現在と同じ、または近隣の市町に住みたいと考えている人が多く、各地域において出会いや結婚を応援する取組が広がることが必要です。
- 晩婚化に伴う妊娠・出産年齢の上昇により不妊に悩む夫婦が増加していることから、妊娠・出産についての希望がかなうよう、特定不妊治療等に対する経済的支援を行うとともに、精神的な負担を軽減するための専門的な相談等の取組が必要です。また、仕事をしながら不妊治療を受ける人も増加していることから、不妊治療と仕事の両立支援のための取組が必要です。
- 核家族化や地域社会でのつながりの希薄化等により育児の負担感や不安感を解消できない親が増加しており、地域において妊産婦・乳幼児やその家族が必要な時に必要なサービスが受けられるような出産支援体制の構築が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

結婚や出産を個人や家族だけの問題と捉えることなく、行政や学校、企業、NPO等さまざまな主体が連携し、それぞれの地域資源を活用しながら、学童期から結婚、出産、育児に至るまで、ライフステージに応じた切れ目ない支援を提供する体制を整備します。

取組方向

■ 基本事業1 思春期世代におけるライフデザインの促進

家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考える基盤ができるよう、思春期世代を対象とした教育や普及啓発に取り組みます。また、思春期の性の悩みや計画していない妊娠、妊婦健診未受診など妊娠等に悩みを抱える若年層に対して、相談しやすい体制整備を進めます。

■ 基本事業2 出逢いの支援

結婚を希望する人等に対して市町や企業などが行う出会い支援の取組を活性化させるなど、社会全体で結婚を希望する人を応援する気運を醸成します。

■ 基本事業3 不妊に悩む家族への支援

特定不妊治療や男性不妊治療の助成のほか、不育症治療等県独自の経済的支援や不妊専門相談センター事業における相談体制の強化に取り組みます。また、若年がん患者が治療を終えた後、子どもを産み育てることができるよう妊孕性温存治療^{注）1}を支援します。さらに、不妊治療と仕事の両立に向けて、企業の不妊治療への理解を深め、不妊治療を受けやすい環境づくりを推進します。

■ 基本事業4 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

各市町が、妊娠・出産・育児における地域の強みを生かした切れ目のない母子保健体制を整備できるよう、人材育成や、関係機関の連携促進等の支援を行います。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
母子保健コーディネーター養成数（累計）	132人 （30年度）	270人	県の研修等により養成した母子保健コーディネーターの数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
出会い支援の取組について連携した企業・団体数	24 企業・団体 （30年度）	64 企業・団体	「みえの出会い応援団体」の実施する出会い支援に係る取組のうち、複数団体が連携して実施された取組における関わった企業や団体数
不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合	48.6%	60.0%	仕事をしながら不妊治療を受けている人のうち不妊治療に関して職場の理解があると感じている人の割合
産婦健診・産後ケアを実施している市町数	19市町	29市町	産婦健診・産後ケア事業の両方を実施している市町の数

注）1 妊孕性温存治療：小児、思春期・若年でがんと診断された方が、がん治療により生殖機能が低下または失うおそれがあると医師に診断された場合、がん治療前に将来の妊娠のために、精子、卵子、胚（受精卵）、卵巣組織を採取し、凍結保存する治療。

施策233 子育て支援と幼児教育・保育の充実

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整っています。また、子育て支援サービス等が地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して子育てのできる体制整備が進んでいます。さらに、就学前教育・保育を担う幼稚園、認定こども園、保育所の機能向上が図られ、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることのできる環境が保障されています。

現状と課題

- 施設整備などにより保育所等の定員は増加していますが、共働き家庭や女性の継続就業率の増加などにより、保育所等への入所希望者が増え、保育所等における待機児童数は高止まり状態となっています。また、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園・認定こども園・保育所が家庭や地域と一層連携し、就学前教育の充実を図っていくことが求められています。
- 平成30（2018）年度に新しい保育所保育指針等が実施されるとともに、令和元（2019）年10月には幼児教育・保育の無償化が実施されました。今後も、保育人材の確保等による待機児童の解消や幼児教育・保育のより一層の質の向上、幼稚園等の子育て支援の充実を図っていく必要があります。
- 就学前の保育ニーズの増加とともに、小学校入学後に放課後児童クラブの利用を希望する家庭が増えており、施設整備などにより利用できる小学校区の割合は増加していますが、一部の地域において十分な受け皿が確保されておらず、待機児童は解消されていません。引き続き、放課後児童クラブの施設整備や従事する人材の確保、安定的な運営への支援が必要です。また、必要とする時に病児・病後児保育が利用できる環境整備が必要です。
- 令和2（2020）年度から高等教育の無償化が始まり、低所得者層の教育支援の充実が図られます。子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、未来に希望を持ち、夢や志に向かっていけるよう、より実効的な子どもの貧困対策を推進することが必要です。
- 県立子ども心身発達医療センターにおいて、専門的な診療機能を充実させるとともに、市町の総合相談窓口の中心となる人材育成や、発達障がい児の支援ツールである「CLM（Check List in Mie）^{注）}」と個別の指導計画の保育所等への導入を促進してきました。しかし、地域の専門医の不足といった状況も相まって、初診診療の待機期間が長期化しています。そのため、発達支援が必要な子どもとその家族に対する適切な医療・福祉・教育サービスが、身近な地域において途切れることなく提供される体制の整備が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

未来の宝である子どもたちの健やかな成長を支えるため、必要な子育て支援サービスが全ての子育て家庭に対して提供されるよう、行政・企業・団体と連携するとともに、地域のさまざまな人材の参画を得ながら、社会全体で支える取組を進めます。

注）1 CLM：保育所等に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するためのアセスメントツール。

取組方向

■ 基本事業 1 幼児教育・保育の充実

「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、待機児童の解消に向けて保育所等の整備への支援や低年齢児保育の充実を図る市町への支援、幼稚園教諭・保育教諭・保育士等の資質向上を図るための研修などを実施します。また、人材確保のため、保育所等が働きやすい職場環境となるよう支援し、就労促進や早期離職防止を図ります。幼児教育の充実に向けて「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用した実践事例の普及に努めるとともに、質の高い幼児教育・保育を一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます。

■ 基本事業 2 放課後児童対策の推進

新・放課後子ども総合プランを推進するため、放課後児童クラブ等の整備や運営への支援を行うとともに、放課後児童クラブ等に従事する人材の確保や資質向上に取り組みます。また、病児・病後児保育事業の充実を図るため、施設整備等への支援を行います。

■ 基本事業 3 子どもの貧困対策の推進

「三重県子どもの貧困対策計画」および「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、学校・地域の連携による学習支援などの教育の支援、子どもたちが安心できる居場所の拡大、経済的支援、身近な地域での支援体制の整備など、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援に、市町や関係団体等と連携して総合的に取り組みます。

■ 基本事業 4 発達支援が必要な子どもへの支援

県立子ども心身発達医療センターにおいて、専門的な治療・療育を行うとともに、地域の医療機関を対象とした研修会の実施、市町等の専門人材の育成支援、保育所・幼稚園等への発達障がい児支援ツールの導入等をより一層進めます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
保育所等の待機児童数	109人 (30年度)	0人	翌年4月1日現在における保育所等の待機児童の数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
保育士等キャリアアップ研修の修了者数（累計）	2,066人 (30年度)	11,000人	県が実施するキャリアアップ研修における各分野で定められた全ての講座（時間）の修了者数
放課後児童クラブの待機児童数	55人	0人	5月1日現在における放課後児童クラブの待機児童数
子どもの貧困対策計画を策定している市町数	2市 (30年度)	22市町	子どもの貧困対策について、計画の策定または子ども・子育てに関連する計画の一部として位置づけている市町の数
「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合	53.8% (30年度)	67.5%	県内の保育所・幼稚園等のうち、発達支援が必要な子どもに対し、「CLMと個別の指導計画」を利用して支援を行っている保育所・幼稚園等の割合

施策241 競技スポーツの推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

令和3（2021）年の三重とこわか国体で天皇杯・皇后杯を獲得するとともに、その後も安定的な競技力を維持しスポーツの魅力を発信し続けることで、本県選手の活躍をとおり、県民の皆さんが夢、感動、勇気を得るとともに、郷土を愛する意識や一体感が醸成されています。

スポーツ施設の整備により競技環境が向上することで、競技スポーツを通じた人づくりが進んでいます。また、一般利用者が快適に施設を利用できるようになっています。

現状と課題

- 平成25（2013）年に三重県競技力向上対策本部を立ち上げ、計画的に競技力向上対策を進めてきたところ、令和元（2019）年の第74回国民体育大会（いきいき茨城ゆめ国体）では、天皇杯順位（男女総合成績）は14位、皇后杯順位（女子総合成績）は20位まで順位を上げることができました。
- 令和3（2021）年の三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得に向けて、さらに競技力向上を図るとともに、三重とこわか国体での本県選手の活躍や地域の盛り上がり、その後の安定的な競技力の維持や、スポーツを通じた人づくりに生かされるよう、取組を進めていく必要があります。
- 平成30（2018）年のインターハイ開催の成果を生かすとともに、スポーツの楽しさや躍動感を共有する「応援村 OUEEN-MURA」の取組をはじめ、東京2020オリンピック・パラリンピック開催の気運を三重とこわか国体・三重とこわか大会につなげる必要があります。
- 三重県では46年ぶりの開催となる国内最大のスポーツの祭典である国民体育大会「三重とこわか国体」と三重県では初めての開催となる全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」の成功に向けて、市町や競技団体等と連携しながら、県民力を結集した大会となるよう、オール三重で着実に準備を進めていく必要があります。
- 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて必要なスポーツ施設の整備と、大会後においても引き続き必要となる施設の受入れ環境を向上させる必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

本県アスリートが個性や能力を発揮して夢の実現につなげるとともに、本県アスリートの活躍が県民の皆さんに夢や感動を与えることにより、一体感と活力のある地域社会をつくっていくことが重要です。

三重とこわか国体・三重とこわか大会での本県選手の活躍を通じて高まった県民の皆さんのスポーツへの関心を生かし、競技団体などさまざまな主体が一体となって本県の競技スポーツを支え、安定的な競技力の維持と向上に取り組めます。

取組方向

■ 基本事業 1 競技力の向上

三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得に向けて、選手やチームの強化活動や、選手の県内定着への支援を行うことで、成年選手の育成・強化を進めるとともに、指導者の資質向上、指導体制の充実を図り、少年選手の育成・強化を進めます。

また、三重とこわか国体の後も安定的な競技力が維持されるよう、引き続き、成年・少年選手の育成・強化などに取り組むとともに、未来の三重の競技スポーツを支えるジュニア選手等の発掘・育成や、選手が競技生活を終えた後も指導者として活躍でき、次代を担う選手が生み出されるよう支援を進めます。

■ 基本事業 2 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて、創意工夫を凝らしつつ、簡素・効率化が図られた大会となるよう、会場地市町や競技団体等と緊密に連携し、開催準備を進めるとともに、県民力を結集した両大会とするため、とこわか運動（県民運動）の展開や運営ボランティア、情報支援ボランティア等の養成を行うなど、両大会の成功に向けて県民の皆さんと共にオール三重で開催準備に取り組みます。

■ 基本事業 3 スポーツ施設の充実

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて、スポーツ施設における競技環境の整備と、施設職員のおもてなしやサービスの改善・強化など施設への受入れ環境の向上に取り組めます。

また、両大会後においても、施設の機能を最大限に生かし、新たな大会の誘致などに取り組むとともに、施設を快適に利用できるよう適切な維持管理に取り組めます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
国民体育大会の男女総合成績	14 位	10 位台	国民体育大会における正式競技の参加点（ブロック大会を含む）と冬季大会および本大会の競技得点の合計による都道府県ごとの男女総合順位 ※三重とこわか国体が開催される令和3年度は、1 位（天皇杯獲得）を目標とします。

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
全国大会の入賞数	162	150	国民体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会において、ベスト8以上に入った団体・個人の数
とこわか運動（県民運動）の取組数（累計）	130 取組 (30 年度)	1,000 取組	三重とこわか国体・三重とこわか大会の自発的な県民運動の取組である とこわか運動の取組数 ※両大会が令和3（2021）年に開催されることから、令和3（2021）年度までの取組とします。
県営スポーツ施設年間利用者数	1,181,289 人 (30 年度)	1,065,200 人	県営スポーツ施設（三重交通G スポーツの杜 鈴鹿、三重交通G スポーツの杜 伊勢、県営松阪野球場、県営ライフル射撃場）の年間利用者数

施策242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

スポーツを「する」「みる」「支える」といったさまざまな形で参画している人が増え、日常にスポーツがあることによって、スポーツを通じた地域の活性化が図られ、地域が持続的に発展しています。

また、大規模大会で培われたレガシーが次世代に継承されることによって、交流と活気にあふれる人づくり、まちづくりが進んでいます。

現状と課題

- 「第2次三重県スポーツ推進計画」に基づき、スポーツを「する」「みる」「支える」ための機会の提供や機運醸成に取り組むことにより、県民の皆さんが日常的にスポーツにふれ親しむための環境づくりを進め、スポーツを通じた地域の活性化につなげていく必要があります。
- 大規模大会の開催を一過性のものとせず、「する」人だけでなく「みる」「支える」人も含めたスポーツへの関心を持続させるとともに、大会のレガシーをスポーツによるまちづくりにつなげていく必要があります。
- 日本で初めての開催となる「ボッチャ国際大会」（平成30（2018）年3月）や日本パラ水泳選手権大会（平成30（2018）年12月）の開催誘致など、障がい者スポーツを「する」「みる」「支える」ことへの関心や理解を高める取組を進めました。三重とこわか大会の開催を好機ととらえ、障がいのある人への運動・スポーツの参加機会の提供や障がい者スポーツを支える人材の育成等、障がい者スポーツの裾野の拡大により一層取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

本県では、スポーツは人生を豊かにし、私たちに幸福を実感させるものととらえています。スポーツを通じて、個人が個性や能力を発揮し、夢や希望の実現に挑戦でき、生きがいを実感できる活力ある地域社会づくりが重要です。

スポーツの持つ多面的な価値を県民の皆さんや市町、競技団体等のさまざまな主体が共有しながら、県民の力を結集した元気な三重県をめざし、取組を進めます。

取組方向

■ 基本事業 1 地域スポーツ活動の推進とスポーツを通じた地域の活性化

県民の皆さんが運動・スポーツにふれ親しむための機会を創出し、あらゆる世代が運動・スポーツに参画（「する」「みる」「支える」）するための機運醸成に取り組みます。また、平成 29（2017）年からの 5 年間にわたる「みえのスポーツイヤー」をスポーツ推進の好機ととらえ、市町等とさらに連携を強化しながらさまざまな取組を進め、スポーツを通じた地域の活性化を図ります。

■ 基本事業 2 大規模スポーツ大会のレガシーを活用したまちづくりの推進

大規模大会の開催を通じて培われた有形・無形のレガシーを活用することにより、大会で活躍した選手が地域スポーツの場で活躍するための環境づくりや、大会に関わった皆さんが地域を担い、大会誘致や交流促進に取り組むための支援など、スポーツによる活気あるまちづくりをあらゆる関係機関と連携しながら進めます。

■ 基本事業 3 障がい者スポーツの裾野の拡大

障がい者スポーツを「する」「みる」「支える」ことへの関心や理解をより一層高めるため、三重とこわか大会を好機ととらえ、障がいのある人が運動・スポーツに取り組む機会の充実や、障がい者スポーツを支える人材の育成等、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組み、運動・スポーツを通じた障がいのある人の自立と社会参加を促進します。

主指標			
目標項目	現状値	令和 5 年度の目標値	目標項目の説明
成人の週 1 回以上の運動・スポーツ実施率	52.8% (30 年度)	71.0%	「みえ県民意識調査」で、「週 1 回以上、運動やスポーツ（散歩、ぶらぶら歩き、ジョギング、キャンプ、野球、テニスなど（日常生活での工夫した運動も含む））を実施している」と回答した県民（成人）の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和 5 年度の目標値	目標項目の説明
県内スポーツ大会等への参加者数	194,938 人 (30 年度)	218,000 人	県、市町が主体となって実施するスポーツ大会やスポーツイベントにおける「する」「みる」「支える」人の数
県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数	3,800 人 (30 年度)	4,050 人	県が主催する障がい者スポーツ大会や障がい者スポーツイベントにおける「する」「みる」「支える」人の数

施策251 南部地域の活性化

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

南部地域において働く場の確保が図られ、定住が促進されているとともに、生まれ育った地域に住み続けたいというあらゆる世代の地域住民の思いがかなう地域社会が創られています。

現状と課題

- 南部地域は、第一次産業の衰退に加え、大規模な工場誘致による雇用の場の確保も難しいことなどから、若者世代の人口の流出と高齢化に歯止めがかからない状況が続いています。定住につながるよう、南部地域活性化基金を活用し、より直接的な働く場の確保に向けた取組や住民の生活に寄り添った取組を支援することで、持続可能な地域社会の実現を図ることが求められています。
- 若者の定着には、若者に魅力的な働く場が必要であり、民間企業の進出等による雇用創出を図るため、市町と民間事業者等が連携して、働く場の確保に取り組む必要があります。
- 進学等のタイミングで多くの若者が南部地域を離れていることから、一旦は南部地域を離れたとしても将来的に戻ってくるために、地域の魅力や仕事を知る取組が必要です。
- 生まれ育った地域に住み続けたいという思いがあるものの、日々の生活における不便さや地域の課題から、地域を離れる住民がいます。市町やさまざまな主体が行う生活サービスの維持、確保のための取組を支援し、生まれ育った地域に住み続けたいという思いがかなう地域の実現が必要です。
- 南部地域は過疎・高齢化により地域を支える世代の人口流出が進み、地域の活力の維持が課題となっています。地域づくりに関わる関係人口の取組を進めるとともに、地域おこし協力隊のネットワーク化を図り、隊員の定住・定着を進めていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

人びとが南部地域の魅力や価値に気づき、主体的に活性化に取り組むことで、定住を促進していく必要があります。そのため、南部地域が持つ「らしさ」や「ならでは」の魅力を生かし、磨き上げ、発信するとともに、人と人、人と地域などの「つながり」を創出することで、地域住民、団体などさまざまな主体が相互に作用し、新たな活動が生まれてくるような環境づくりを進めます。

取組方向

■ 基本事業 1 住み慣れた地域で暮らし続けるための取組

持続可能な地域社会の実現を図るため、南部地域活性化基金を活用し、若者に魅力的な働く場の確保に取り組むとともに、新たに、地域で暮らし続けるための生活サービスの維持、確保に関する取組を支援します。また、若者に地域の魅力や仕事を知ってもらう取組を進めます。

■ 基本事業 2 地域で暮らしたくなる取組

地域の活力の向上を図るため、南部地域の魅力を生かして移住・定住を促進するとともに、関係人口の拡大を図り、地域住民が主体となった取組を支援します。また、地域おこし協力隊等の地域づくりをサポートする人材の育成やネットワーク化に取り組めます。

主指標			
目標項目	現状値	令和 5 年度の目標値	目標項目の説明
南部地域における若者の定住率	55.6% (30 年度)	50.0%	南部地域における若者の定着率を測るため、25 歳～34 歳人口を 20 年前の 5 歳～14 歳人口で割った値

副指標			
目標項目	現状値	令和 5 年度の目標値	目標項目の説明
県の取組を通じて、暮らしの改善や仕事の創出に結びついた件数（累計）	—	30 件	県の取組を通じて、生活サービスの維持、確保などの地域の暮らしの改善および創業、事業拡大などの仕事の創出に結びついた件数
県および市町の施策を利用した県外から南部地域への移住者数（累計）	504 人 (30 年度)	1,350 人	平成 27 (2015) 年度以降に県および市町の施策を利用した県外から南部地域への移住者数

<対象地域の考え方>

県南部に位置し、地理的・経済的に条件が不利な地域、若者の流出などによる生産年齢人口の減少の著しい地域を中心に、一定のまとまりを持った以下の市町を対象とします。

<対象市町（南部地域 13 市町）> 三重県南部地域活性化基金条例第 1 条で規定

伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

施策252 東紀州地域の活性化

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

東紀州地域は、多様で豊かな自然や歴史風土の中で、豊かでゆとりある暮らしが実現できる地域です。地域の人びとだけでなく、都市部の人びとにとっても魅力的な地域をめざして、地域のさまざまな主体が連携し、地域の自然や歴史と共に生きる暮らしを大切にしながら、地域経済が活性化され、持続可能な地域社会が維持されています。

現状と課題

- 東紀州地域では、過疎・高齢化の進行や若年層の流出などに伴い、県内でも特に人口減少が懸念されており、持続可能な地域社会の形成に向けた方策が求められています。
- 伝統文化の担い手の高齢化が進み、その継承が危ぶまれつつあります。地域の大切な財産である伝統文化を次世代に継承し、地域の活力向上につなげるため、新たな担い手を発掘し、創出しようとする地域の機運醸成が必要となっています。
- 令和元（2019）年度の熊野古道世界遺産登録15周年の取組により、従来の圏域や世代を超えた一体感が生まれ、交流人口の増加、地域の賑わいにつながってきています。こうした成果を一過性のものとせず、住む人にも訪れる人にも魅力的で個性豊かな地域づくりを進める必要があります。
- 今後、国内旅行市場の縮小が懸念され、外国人旅行者の増加が見込まれる中、東紀州地域が選ばれる観光地となるために、旅行者のニーズを的確にとらえ、国内外からの誘客促進等の取組をさらに進める必要があります。
- 東紀州地域は、地理的条件もあって地域経済が低迷しており、また、観光関連産業を含めた産業分野には小規模な事業者も多いことから、さまざまな主体が連携して、商機拡大に向けた取組を進めるなど、地域経済の活性化を図る必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

東紀州地域が、人々にとって、より魅力的で活力ある個性豊かな地域となるためには、世界から認められた地域の宝である熊野古道をはじめとする東紀州地域ならではの価値や魅力を未来へ守り伝えるとともに、地域経済の活性化につなげていく必要があります。そのために、地域住民、団体、市町などさまざまな主体と連携して、地域資源を生かした観光地域づくりや産業振興などの取組を進めます。

取組方向

■ 基本事業 1 持続可能な地域社会に向けた基盤づくり

地域のコーディネーターとしての役割を担う東紀州地域振興公社を軸に、東紀州地域の5市町と連携して、観光振興、産業振興、まちづくりなどの取組を進めます。また、地域の伝統文化の担い手づくりに向けて、東紀州地域の生活の中に息づく価値や魅力を次世代に伝える取組を進めます。

■ 基本事業 2 地域資源を生かした観光地域づくり

熊野古道をはじめとする東紀州地域ならではの地域資源を生かすとともに、世界遺産登録15周年のネットワークを活用し、伊勢から熊野を結ぶ環境づくり、国内外への情報発信、外国人旅行者の受入れ環境整備などの取組をさらに進めます。また、集客交流の拠点となる施設を十分に活用し、交流人口の拡大に向けて取り組みます。

■ 基本事業 3 地域資源を生かした産業振興

地域産品のブランド力強化や販路拡大などの取組を支援するとともに、観光関連産業が東紀州地域をけん引する産業となることをめざし、観光の産業化に向けた取組を進めます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
東紀州地域における観光消費額の伸び率	100 (30年)	112以上	観光旅行者が東紀州地域において支出した観光消費額の平成30(2018)年を100とした場合の伸び率

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
熊野古道の来訪者数	331千人 (30年)	430千人	熊野古道伊勢路を訪れた人数の推計値(延べ数)
東紀州地域の事業者等が商品やサービスの改良、業務拡大に取り組んだ件数	83件 (30年度)	160件	県等によるセミナー、商談会等の商機拡大等に向けた支援をきっかけに、東紀州地域の事業者等が商品やサービスの改良、業務拡大に取り組んだ件数

施策253 農山漁村の振興

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

地域の魅力を最大限に活用し、心豊かで安心できる農山漁村に、多くの人が住みたい、住み続けたい、あるいは訪れたいと感じ、農山漁村の活性化が進んでいます。

現状と課題

- 農山漁村は、豊かな自然環境、良好な景観や食文化など多彩な地域資源を有していますが、地理的・経済的条件を背景とした人口減少や高齢化に伴う人材不足などから、その魅力を十分に生かしきれていない状況となっています。農山漁村の振興を図るため、これまで「三重まるごと自然体験構想」に基づき三重が誇る豊かな自然を「体験」という形で生かし、都市住民との交流の拡大を図ってきた結果、新たなビジネスが生まれる等、農山漁村の活性化につながることができました。引き続き、「自然体験」を推進するとともに、「食べる」「泊まる」といった魅力を組み合わせるなど、さらなる交流の拡大等を図り、農山漁村の活性化に取り組む必要があります。
- 農山漁村の人口減少や高齢化による集落機能の低下に伴い、農業および農村の持つ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の保全、文化の伝承など多面的機能の維持に支障が生じています。大切な財産である農山漁村の多面的機能を維持・発揮させるためには、地域内外のさまざまな主体の参画・協働による農地・水路・農道など地域資源の適切な保全管理などにより、農業を継続させることが必要です。
- 頻発・激甚化する自然災害に伴い、農業用ため池における堤体の決壊や、老朽化が進んでいる排水機場の機能低下などから、農村地域に被害を及ぼすおそれがあります。持続可能な農村における安全で安心な暮らしを守るためには、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策などを進めることが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

農山漁村において、豊かな自然などの地域資源を生かした交流の促進、農地の保全に向けた共同活動などをおして、市町および県民の皆さんと共に、次代を担う若者が地域に定着し活力を向上させる持続的な取組を進めるとともに、強くしなやかで魅力ある農山漁村の構築に取り組みます。

取組方向

■ 基本事業 1 人や産業が元気な農山漁村づくり

農山漁村地域に国内外から多くの人を呼び込み、より長い滞在・交流の促進を図るため、さまざまな主体と連携し農山漁村の地域資源を活用したビジネス創出の取組などを加速化します。また、健康の視点を加えリニューアルした「三重まるごと自然体験構想 2020」に基づき、市町を越えた連携による「食べる」「泊まる」を組み合わせた滞在交流の促進や、効果的な情報発信などに取り組めます。

■ 基本事業 2 農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮

農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農村地域における農地・水路・農道等の地域資源の保全や景観形成などに向けた共同活動や、中山間地域等における持続的な農業生産活動、環境保全効果の高い営農活動を支援します。

■ 基本事業 3 安全・安心な農村づくり

農村の安全・安心を確保するため、農業用ため池、排水機場等の豪雨・耐震化対策および長寿命化等のハード対策と併せて、管理体制の強化等のソフト対策を計画的に進めることで防災・減災対策を推進し、地域防災力の向上に取り組めます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
農山漁村の活性化につながる新たな取組数（累計）	—	70 取組	農山漁村地域における豊かな地域資源を生かした新たな経済活動につながる取組数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率	53.7%	58.5%	農業集落のうち、農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動に取り組む集落の割合
ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	3,357ha	4,376ha	豪雨・耐震化対策および長寿命化の緊急性が高い農業用ため池および排水機場の被害想定面積のうち、それらの整備が進められることにより、被害が未然に防止される面積

施策254 移住の促進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

移住を考える人が一人でも多く三重県に移住し、自分に合った新しい暮らしを実現するとともに、地域の人びとと交流を深めていくことで、地域に活力が生まれています。

現状と課題

- 平成27（2015）年4月から東京有楽町に設置している「ええとこやんか三重 移住相談センター」や、大阪および名古屋での移住相談デスク等において、市町と連携し、きめ細かな移住相談や三重の暮らしの魅力発信に取り組んでおり、県および市町の施策を利用した三重県への移住者数は、平成27（2015）年度から平成30（2018）年度までの4年間で1,000人を超えています。
- 東京での移住相談件数は全体の8割を超えていますが、関東からの移住者数は全体の3割にとどまっているため、東京での移住相談が移住の実現につながるよう、より効果的な情報提供や取組が必要です。
- 移住相談者のうち、約半数を20代・30代の若者が占めていることから、地方で活躍したいと考えている若者を対象にした効果的な取組が必要です。
- 市町においては、全ての市町に移住相談窓口が設置され、空き家バンク制度が25市町で運用されるなど、移住者の受入体制の整備が進められてきています。そうした中、県では空き家の利活用等について独自のネットワークを持つ民間団体と協定を結び、空き家を活用した移住の取組事例などの情報提供を市町に行っています。移住希望者が安心して三重に移住し、自分に合った暮らしを続けていけるよう、市町の受入体制の充実とともに、地域において移住者を受け入れる気運の醸成が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

移住希望者がそれぞれのライフステージやライフシーンにおいて自らの夢や希望に沿った暮らしができるよう、三重の美しい自然や多様な暮らしなど三重の魅力の情報発信に取り組むとともに、市町や地域等と連携し、移住希望者が三重で新しい活躍の場を見つけることを支援していきます。

取組方向

■ 基本事業1 きめ細かな移住相談と総合的な情報発信の推進

移住希望者から選ばれる三重となるよう、「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、きめ細かな移住相談を行うとともに、具体的な就労情報や住まいに関する情報の提供、多様な暮らし方のできる三重の魅力等、移住希望者のニーズに沿ったさまざまな情報の発信に取り組みます。また、地方で活躍したいと考えている首都圏の若者を中心に、地域の人たちや移住者と継続的に関わりを持ち、移住につながっていく仕組みづくりに取り組みます。

■ 基本事業2 移住受入体制の充実

移住希望者が安心して三重に移住できるよう、市町や地域と連携し、地域で移住者を受け入れる気運の醸成を図ります。また、県内の求人情報を掲載するマッチングサイトを運用し、東京圏から移住・就職した人を対象に、市町と連携して移住に必要な費用を支援するとともに、市町が実施する空き家バンクが効果的に活用されるよう、民間団体の知見を生かした人材育成や情報発信に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県および市町の施策を利用した県外からの移住者数(累計)	1,022 人 (30 年度)	3,070 人	県および市町の施策を利用した県外からの移住者数 (平成 27 (2015) 年度以降の累計)

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
移住相談件数	1,414 件 (30 年度)	1,600 件	「ええとこやんか三重 移住相談センター」や移住セミナー等での移住相談件数
移住支援事業による移住就業者数	—	60 人	就業マッチングサイトを通じて、東京圏から移住・就職した人の三重県への移住にかかる費用を支援する移住支援事業を利用した移住就業者数

施策255 市町との連携による地域活性化

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末の到達目標）

県と市町の連携した取組により、地域の誰もがいきいきと活躍し、暮らし続けることができる地域づくりが進んでいます。

現状と課題

- 人口減少および少子高齢化が進展する中で、コミュニティの維持や生活サービス機能の確保等、さまざまな課題が顕在化しています。持続可能で活力ある地域社会を実現するため、県と市町が連携し、県民の皆さんと共に地域づくりに取り組んでいく必要があります。
- 人口減少の進展に伴い、地方自治体の経営資源が制約されていくことが予測される中、持続可能な形で行政サービスを提供し続け、その水準をいかに維持・向上していくかが課題となっています。市町においては、基礎自治体として自主性、自立性を確保しつつ、新しい時代に求められる Society 5.0 や SDGs の視点を取り入れた効率的かつ効果的な行財政運営が行われる必要があります。また、国から要請のある防災・減災、国土強靱化に向けた取組、公営企業の経営改革、第2期となる地方版総合戦略の推進等が円滑に行われる必要があります。
- 木曽岬干拓地、大仏山地域等については、関係機関との連携のもと、それぞれの地域の状況に応じた利活用を図っていく必要があります。また、宮川の流量回復の取組について、継続して調整・検討を行っていく必要があります。
- 三重県の過疎地域における人口は、昭和45（1970）年から平成27（2015）年までの45年間で約44%減少しています。今後も人口減少と高齢化が加速する過疎・離島・半島地域が持続可能な地域社会を構築することができるよう、市町と連携して地域活性化や定住促進などに取り組むことが必要です。また、現行の過疎対策法が令和2（2020）年度末で期限を迎えることから、引き続き過疎地域を支援していくため、新たな法制定などについて、市町と連携し、国に働きかけていくことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

住民に最も身近な自治体である市町と広域的な自治体である県が、それぞれの役割を分担しながら連携を強化し、県民の皆さんと共に地域の特性や実情に応じた地域づくりを推進します。

取組方向

■ 基本事業 1 市町との連携・協働による地域づくり

地域・市町の実情に応じた持続可能な地域づくりを推進するため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組等により地域課題の解決に取り組みます。

■ 基本事業 2 市町行財政運営の支援

市町が、生産性の向上と正確性の確保を両立させたスマート自治体の実現に向け、A I や R P A^{注）}などの I C T の活用などにより行政事務をこれまで以上に効率的かつ適正・的確に処理するとともに、健全で持続可能な財政基盤を確立し安定的な財政運営を行うことができるよう、市町に対する必要な助言や情報提供等による支援を行います。

■ 基本事業 3 木曽岬干拓地等の利活用の推進

地域の活性化につながるよう、関係機関と連携し、木曽岬干拓地、大仏山地域等のそれぞれの利用計画などに基づき利活用を推進します。また、宮川の流量回復については、宮川流域振興調整会議を活用して取り組みます。

■ 基本事業 4 過疎・離島・半島地域の振興

過疎・離島・半島地域の振興を図るため、地域の活性化・定住促進につながる市町の取組を支援します。また、過疎地域の振興にあたっては、市町との連携を深め、新たな過疎対策法に基づいた支援を的確に行っていきます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県と市町の連携により地域づくりに成果があった取組数（累計）	19 取組 (30 年度)	120 取組	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」において、全県的な課題および地域固有の課題の解決に取り組んだ結果、成果があった取組数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
行財政運営の維持・向上に向けて行う市町と県の研修会等の回数	11 回 (30 年度)	12 回	市町の行財政運営の維持・向上を支援するため、市町を対象として行う I C T 利活用や公営企業の経営改善などの研修会等の開催数
木曽岬干拓地の利用率	23.7%	40.0%	木曽岬干拓地の都市的土地利用区域（第1、2、3期分譲地）のうち、分譲した面積の割合
過疎・離島・半島地域で県との連携により実施する地域活性化に資する事業数	10 事業 (30 年度)	15 事業	市町が県と連携し、過疎・離島・半島地域の活性化などを目的とした国の制度を活用して実施する事業数

注）1 R P A : Robotic Process Automation の略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットに代行させ、自動化による生産性の向上、業務効率の改善を図る取組。

第3節 Ⅲ ^{ひら}「拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

政 策	施 策
Ⅲ－１ 持続可能なもうかる 農林水産業	311 農林水産業の多様なイノベーションの促進とブランド力の向上 312 農業の振興 313 林業の振興と森林づくり 314 水産業の振興
Ⅲ－２ 強じんで多様な産業	321 中小企業・小規模企業の振興 322 ものづくり産業の振興 323 Society 5.0 時代の産業の創出 324 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進
Ⅲ－３ 世界の三重、三重から 世界へ	331 世界から選ばれる三重の観光 332 三重の戦略的な営業活動 333 国際展開の推進
Ⅲ－４ 多様な人材が活躍で きる雇用の推進	341 次代を担う若者の県内定着に向けた就労支援 342 多様な働き方の推進
Ⅲ－５ 安心と活力を生み出 す基盤	351 道路網・港湾整備の推進 352 安心を支え未来につなげる公共交通の充実 353 安全で快適な住まいまちづくり 354 水資源の確保と土地の計画的な利用

施策311 農林水産業の多様なイノベーションの促進とブランド力の向上

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

さまざまな主体によって創出された県産農林水産物の魅力を生かした新たな価値が、多様な商品・サービスとして広く提供されることで、県民の皆さんの豊かな暮らしや「持続可能なもうかる農林水産業」の実現につながっています。

現状と課題

- 食のグローバル化の進展をはじめ、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした新たな需要やインバウンドの拡大、スマート技術の普及など、農林水産業を取り巻く状況が大きく変化する中、農林水産物などの地域資源を活用した競争力の高い商品・サービスの開発や新たな市場の開拓等を、分野横断的なイノベーションの促進や先端技術の導入により加速する必要があります。
- 農林水産物の効率的な生産や品質向上、利用拡大に向けて、さまざまな知識・情報・データの共有や組み合わせなどを進め、農林水産技術の研究開発に取り組むとともに、開発した技術を生産現場等へ移転する必要があります。
- 伊勢志摩サミットや東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機としたプロモーションの実施により、「三重ブランド」をはじめとするストーリー性のある県産農林水産物への関心・評価が高まっていることから、これらが有する本質的な価値に着目したブランド力の向上と消費者等に的確に魅力を伝えていく取組を強化する必要があります。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックへの食材供給やその先の取引拡大に向けて、引き続き、関係者が一丸となってGAP^{注）1}等の認証取得を推進するとともに、供給体制やプロモーションの強化等を図り、認証取得をビジネスチャンスの拡大につなげる必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

三重の食や木の活用を通じて、県民一人ひとりの暮らしの利便性や質の向上等が図られ満足度が高まるよう、さまざまな主体の連携を強化・高度化し、分野横断的なイノベーションの促進や県産農林水産物の特徴を生かした高付加価値化を進めます。

また、地産地消や食育の推進など地域の魅力発信などに取り組むとともに、これらを実践できる多様な人材の確保・育成を図ります。

注）1 GAP：農薬の使い方、土や水などの生産を取り巻く環境、農場の労働者の状況など、あらゆる工程を記録・点検・改善して、安全な農産物の生産につなげる取組。Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）の頭文字。

取組方向

■ 基本事業１ 新価値創出と戦略的プロモーションの展開

多分野連携のフードイノベーションの促進やＡＩ・ＩｏＴ^{注）２}など先端技術の積極的な活用により、新たな商品・サービスの創出に取り組みます。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの成果等をフル活用した戦略的なプロモーションを、生産者や企業等との連携を強化しながら展開します。

■ 基本事業２ 農林水産技術の研究開発と移転

農業・畜産・林業・水産の各研究所において、新しい技術・知恵・情報を組み込みながら、農林水産技術の研究開発に取り組むとともに、開発した技術の農林水産事業者等への移転を進めます。

■ 基本事業３ ブランド力向上の推進

農林水産物のブランド化支援や６次産業化等を担う人材の育成を通じて、新たなブランド力の向上に取り組みます。また、さまざまな主体と連携を図りながら、地産地消や食育の推進など県産農林水産物が有する本質的な価値にふれる機会を提供します。

■ 基本事業４ 農林水産業の国際認証取得の促進と活用

農林水産業の国際認証取得に向けた取組を加速させるとともに、認証を取得した農林水産物の供給体制やプロモーションの強化等を図り、国内外における販路開拓・拡大を進めます。

主指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
「みえフードイノベーション」や新たなブランド認定から生み出される県内事業者の商品等の売上額（累計）	４億円	３０億円	農林水産資源を高付加価値化する「みえフードイノベーションプロジェクト」から生み出された県内事業者の商品等の売上額および新たに「三重ブランド」に認定された事業者の商品等の売上額の合計

副指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
企業等と連携したスマート農林水産業の実践数（累計）	１０件	８０件	企業等と連携して、生産、加工、流通・販売過程においてスマート農林水産業を実践した件数
県産農林水産物のブランド力向上に取り組む事業者数（累計）	７者	５７者	農林水産物のブランド化支援や６次産業化等を担う人材の育成を通じて、新たにブランド力の向上に取り組んだ事業者数
農林水産業の国際認証等を活用した新たなマッチングによる取引件数（累計）	１０件	８５件	農林水産業の国際認証等（ＧＡＰ、ＦＳＣ認証 ^{注）３} 、水産エコラベル等）を活用した新たなマッチングによる取引件数

注）２ ＩｏＴ：Internet of Things の略。「モノのインターネット」と呼ばれます。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、相互に情報交換、機器制御等が行われる仕組みのこと。ＩｏＴによってモノから集められたデータをもとに、自動化の進展等、新たなサービス・付加価値が生み出されています。

注）３ ＦＳＣ認証：国際的な認証機関である、ＦＳＣ（Forest Stewardship Council：森林管理協議会）による、環境保全に配慮し、地域社会の利益にかなう、経済的にも継続可能な形で適切に管理された森林と、その森林に由来する製品の流通や加工のプロセスを認証する制度。

施策312 農業の振興

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんの「食」に対する多様なニーズに応え、安全で安心な農産物が生産され、安定的に供給されることにより、本県農業の持続的な発展と県民の皆さんの健全な食生活の実現につながっています。また、収益性と高付加価値化を意識した農業の戦略的な振興や多様な担い手が共生する営農体制の構築、若者が魅力を感じる働きやすい農業の実現のための取組が進められ、次代を担う農業人材が活躍しています。

現状と課題

- 安全・安心な農産物等の安定供給を図るため、三重県の食料自給力の維持向上に努めるとともに、本県の強みである豊かな食材や多様な食文化など「食」の魅力と、伊勢志摩サミットや東京2020オリンピック・パラリンピック等を契機に高まった評価等を最大限に活用し、持続可能なもうかる農業の実現につなげていくことが求められています。
- 農業就業人口に占める65歳以上の割合は75%（平成27（2015）年）と高いことから、本県農業が将来にわたって持続できるよう、効率的かつ安定的な農業経営の実現に向け、TPP11^{注）1}や日欧EPA^{注）2}等によるグローバル化に対応しながら、AI等のICTの活用によるスマート化を進めるとともに、雇用力のある農業法人や次世代農業の主軸となる農業ビジネス人材、新規就農者などの確保・育成に取り組む必要があります。また、家畜伝染病など地域や産地に大きな影響を及ぼすリスクに適切に対応していくことが必要です。
- 中山間地域など、担い手が不足している地域では、集落営農など農業経営の共同化や地域資源を生かした付加価値づくり等を進めることにより、さまざまな地域の関係者が参画する地域営農体制の構築につなげていく必要があります。
- 効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けて、担い手への農地集積・集約化等を通じた生産コストの削減や高収益作物への転換等を促進することが重要なことから、引き続き、営農の高度化・効率化に向けた生産基盤の整備を計画的に進めていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんが、多彩な農産物の魅力や農村の美しい景観を身近に感じ、豊かな暮らしを営めるよう、農業および食を支える皆さんと共に、安全で安心な農産物の生産と供給および農業の有するさまざまな機能の維持と活用に取り組みます。

また、農業者の皆さんが、働く場として農業に誇りを持ち、未来に展望を描けるよう、新たなチャレンジへの支援や地域の皆さんのさまざまな課題に応じたサポートに取り組みます。

注）1 TPP11：環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定。日本を含む11か国が加盟する、アジア太平洋地域においてモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定。平成30（2018）年12月に発効。

注）2 日欧EPA：経済上の連携に関する日本国と欧州連合（EU）との間の協定。日本とEUとの間で、貿易や投資など経済関係を強化する目的で締結された経済連携協定。平成31（2019）年2月発効。

取組方向

■ 基本事業１ 持続可能なもうかる農業の実現

国内外の新たな需要を取り込みながら、ブランド米や麦・大豆・飼料用米等水田作物の生産拡大と、野菜の加工・業務用需要や果樹・伊勢茶の輸出への対応など多様なニーズに対応できる戦略的な園芸産地の育成に、ＩＣＴ等の活用によるスマート化を進めつつ取り組みます。また、稲・麦・大豆の優良種子の生産と安定供給に取り組むとともに、生鮮食料品の安定的・効率的な供給に向け、卸売市場の適正運営を図ります。

■ 基本事業２ 持続可能なもうかる畜産業の実現

畜産物の高品質化や生産コストの低減を図るとともに、国内外への販路拡大の促進や食品関連事業者と連携した高付加価値化等に取り組めます。また、ＣＳＦ等家畜伝染病の発生により影響を受けた農場等に対する経営支援に取り組むとともに、県産畜産物の消費拡大を図ります。さらに、基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討を進めます。

■ 基本事業３ 農業の多様な担い手の確保・育成

農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積・集約化を加速するとともに、雇用力のある農業法人や若き農業ビジネス人材、新規就農者の育成等に向けた取組を進めます。また、小規模農家や高齢農家等が参画した集落営農組織の育成、地域資源の活用による価値創出を目的とした地域活性化プランの推進などを通じて、地域の実情に即した多様な担い手が共生する営農体制の構築を促進します。

■ 基本事業４ 強い農業のための基盤づくり

「三重県農業農村整備計画」に基づき、ほ場の大区画化や農業用水路のパイプライン化など高度な生産基盤の整備を計画的に進めるとともに、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用により、優良農地の維持・保全を図ります。

主指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
農業産出等額	1,205 億円 (30 年)	1,222 億円 (4 年)	農業生産によって得られた農産物、これらを原料とする加工農産物の生産額の合計（農林水産省生産農業所得統計・三重県調べ）（経営所得安定対策等による交付金等を含む）

副指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
米、小麦、大豆の自給率（カロリーベース）	78.0% (30 年度)	80.0% (4 年度)	県民の皆さんが食料として消費する米、小麦、大豆のうち、県内産により供給が可能な割合
認定農業者のうち、他産業従事者と同程度の所得を確保している者の割合	34.3% (30 年)	40.0%	認定農業者のうち、所得等が 500 万円以上の経営体が占める割合
基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	43.0%	55.2%	パイプライン化など高度な基盤整備を実施した地域における担い手への農地集積率

施策313 林業の振興と森林づくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

循環型資源である県産材が社会のあらゆる場面で活用され、林業活動がビジネスとして活発に展開されることにより、森林資源の持続的な活用と育成が進むとともに、県民の皆さんがさまざまな形で森林づくりに参画しています。

現状と課題

- 水源のかん養や国土の保全、地球温暖化防止など、森林の持つ公益的機能を十分に発揮させるため、間伐等の森林整備を促進するとともに、市町を主体とした適正な森林の経営管理を円滑に進める必要があります。また、集中豪雨や台風等による豪雨災害が多発するなど、自然災害の発生リスクが高まっており、「災害に強い森林づくり」をより一層進める必要があります。
- 県内の森林資源の大半は、本格的な利用時期を迎えているものの、木材価格の低迷による採算性の悪化などから、その多くが伐採されず、活用されない状況が続いています。一方で、大型合板工場や木質バイオマス発電所の稼働によって合板用途や木質チップ原料の需要は増大しています。このため、森林資源の循環利用による持続可能な森林経営を促進するとともに、森林施業の低コスト化や生産体制の強化を図り、素材生産量の増大に取り組む必要があります。
- 住宅着工戸数が伸び悩む中、内装材等木材の建築用途でのさらなる利用促進、公共建築物や商業施設等中大規模の非住宅建築物等の需要の獲得など、新たな販路の拡大に向けた取組を推進し、県産材の需要を拡大していくことが必要です。
- 林業従事者が減少傾向にある中、森林・林業の振興や地域の活性化につなげるため、「みえ森林・林業アカデミー」において、新たな視点や多様な経営感覚を持った人材の確保・育成に取り組んでいます。引き続き、社会状況の変化やニーズに対応した講座を実施し、産学官の連携のもと、次代を担う林業人材を育成する必要があります。さらに、自伐型林業などさまざまな主体による自立的な林業活動を促進する必要があります。
- 森林は県民共有の財産であるとの認識のもと、森林づくりを社会全体で進めるためには、森林づくりに取り組む活動団体を増加させ、森林環境教育や木育を推進する必要があります。また、指導者や活動団体と学校などをつなぐコーディネート機能の強化や、森林環境教育・木育活動のフィールドや施設の整備、活動指導者の確保・育成が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

中山間地域の貴重な産業である林業の活性化を通じて、若者やU・Iターン希望者などの働く場を創出するだけでなく、そこで生活する人びとのつながりや絆が深まるよう、地域の資源を生かした新たな森林・林業ビジネスを創造できる人材や地域振興の核となりうる人材の育成に取り組めます。

また、県民の皆さんによる、森林づくりへのさまざまな形での参画を通じ、森林や木材への親しみが深まり、次世代に豊かな森林を健全な形で引き継いでいく意識が醸成されるよう、活動や学びの「場」づくり、家庭や子育てにおける「木づかい」の促進に取り組めます。

取組方向

■ 基本事業１ 森林の適正な管理と公益的な機能の発揮

森林の多面的機能を高度に発揮し、持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適正な森林管理を行うとともに、樹種や林分構造が多様な「構造の豊かな森林づくり」を進めます。また、適切な森林管理を推進するため、森林資源情報の効果的な把握と活用にも努めるとともに、森林経営管理制度を活用した計画的な森林整備を促進します。さらに、頻発する台風や集中豪雨等から県民の命と暮らしを守るため、「災害に強い森林づくり」を進めます。

■ 基本事業２ 「緑の循環」の推進と県産材の利用の促進

利用期を迎えた森林資源を活用し、「植え、育て、収穫し、また植える」緑の循環を確実に進めるため、持続可能な林業生産活動を促進するとともに、林業・木材産業の競争力強化と、暮らしの中のさまざまな場面における県産材の利用の促進に取り組みます。

■ 基本事業３ 林業・木材産業を担う人材の育成

森林の適切な管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルを持った人材、地域を担う新たな視点、多様な経営感覚を持った人材の育成および新規就業者の確保に取り組みます。また、市町と共に地域の森林経営を担う、意欲や能力の高い林業事業体の育成に取り組みます。

■ 基本事業４ みんなで支える森林づくりの推進

「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、さまざまな主体に森林づくりに必要な情報の提供を行います。また、「みえ森と緑の県民税」を活用し、市町による地域の実情に応じた森林づくりを促進するほか、森林環境教育・木育の総合窓口である「みえ森づくりサポートセンター」を核とした連携促進などの「仕組みづくり」、県民の皆さんが森林の役割や大切さを体感できる活動の「場づくり」、指導者への研修会の開催などの「人づくり」に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
県産材素材生産量	395 千 m ³ (30 年度)	415 千 m ³	県内で生産される木材の供給量

副指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
公益的機能増進森林整備面積（累計）	1,476ha (30 年度)	11,650ha	森林の公益的機能を高めることを目的として、環境林を中心に県や市町など公的な主体等が実施した間伐等の面積
林業人材育成人数（累計）	54 人 (30 年度)	320 人	「みえ森林・林業アカデミー」などにおいて研修を受講した人数
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	85 人 (30 年度)	200 人	地域の実情に応じて実施する指導者養成講座を受講し、現に活動が可能な森林環境教育や木育の指導者数

施策314 水産業の振興

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

水域環境の保全を図りながら、水産資源の適切な管理や競争力のある養殖業の確立とともに、多様な担い手の確保や水産業者等の経営力の強化などにより、水産業が安定的に継続されることで、県民の皆さんの多様なニーズに応える水産物が供給されています。

現状と課題

- 漁場環境の悪化や資源量の減少、消費者の魚離れなど本県の水産業を取り巻く環境が厳しい中、将来にわたって、漁業が継続的に行われ、漁業者が一定以上の所得を確保できるよう、水域環境の保全を図りながら、水産資源の適切な保存・管理によりその維持・増大を図るとともに、競争力のある養殖業を確立していく必要があります。
- 漁業就業者の高齢化と減少が急速に進む中、さまざまな世代の漁業者がいきいきと働き、次の世代に継承できる魅力ある水産業・漁村を確立できるよう、多様で意欲のある若者が漁業に就業し、漁業者自らが高い付加価値を創出するなど、多様な担い手の確保・育成や水産業者等の経営力の強化を図っていく必要があります。
- 南海トラフ地震など大規模地震発生の緊迫度がより高まるとともに、台風や豪雨など頻発・激甚化する風水害等への対応の強化が求められる中、災害に強く生産性が高い水産業と安心で快適な漁村を構築できるよう、漁村地域の防災・減災対策や水産業の持続的な発展に資する基盤整備および活力ある漁村づくりを推進していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

将来にわたって、水産業が安定的に継続されるよう、県、市町、水産事業者および県民の皆さんが連携して、水産業や漁村の持つ多様な役割の発揮に向けた取組を進めます。また、多様な水産業の担い手の確保・育成に向け、漁村への定着を支援する取組を漁業者や関係機関と連携して進めます。さらに、地震や頻発・激甚化する風水害等に対し、漁港で働く人びとが、安心して生産活動に取り組めるよう、水産基盤の整備を進めるとともに、水産業BCP（事業継続計画）の策定に取り組めます。

取組方向

■ 基本事業１ 水産資源の維持・増大と競争力のある養殖業の構築

水産資源の維持・増大を図るため、科学的知見をふまえた新たな資源管理体制の構築、海女の主要な漁獲物であるアワビ資源の増大など効果的な栽培漁業の推進、地元漁業者と連携した密漁防止対策等に取り組みます。

また、安全で安心な養殖水産物の安定供給や養殖業の競争力強化のため、養殖環境の保全、ＡＩ技術等を活用した養殖業のスマート化による生産性・所得の向上等に取り組むとともに、「三重県真珠振興計画」や「みえの真珠振興宣言」に掲げた真珠の生産性・品質の向上や海外への情報発信等の取組を着実に進めます。

■ 基本事業２ 多様な担い手の確保・育成と経営力の強化

多様な担い手確保や水産業者等の経営力向上のため、漁師塾や真珠塾などによる新規就業者の定着支援、ＡＩ技術等を活用した作業の効率化・省力化等による働き方改革の促進、漁業経営体の協業化・法人化などによる若者に選ばれる経営体の育成、事業承継の仕組みづくり等に取り組みます。

また、水産物輸出の促進、首都圏等への県産水産物の販売促進、衛生管理の高度化、海女漁業の魅力発信等、高い付加価値の創出に向けた取組を進めます。

■ 基本事業３ 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築

地震や頻発・激甚化する風水害等からの被害を軽減し、安全で生産性の高い水産業や安心して快適な漁村を構築するため、漁港施設および海岸保全施設の地震・津波対策の実施や、水産業ＢＣＰ（事業継続計画）の策定、予防保全が必要な施設の計画的な補修・補強、藻場・干潟の造成、漁場の環境改善、多面的機能の発揮等に取り組みます。また、内水面域の活性化を図るため、内水面資源の保全・活用、漁場環境の保全・管理等に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
漁業産出額	50,654 百万円 (29年)	53,147 百万円 (4年)	海面漁業（養殖を含む）の産出額

副指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
「浜の活力再生プラン」策定地区における漁業所得の増加率	100 (30年度)	108 (4年度)	漁業所得の向上を掲げる「浜の活力再生プラン」の策定地区における漁業所得（平成30年度を100とした場合）の増加率
沿岸水産資源の資源評価対象種の漁獲量に占める割合	26.0% (29年)	58.0% (4年)	本県の沿岸水産資源漁獲量 ^{注）１} に占める資源評価対象種漁獲量 ^{注）２} の割合
拠点漁港における耐震・耐津波対策を実施した施設の整備延長（累計）	493m (30年度)	716m	県管理の生産・流通拠点漁港における耐震・耐津波対策を実施した施設の整備延長

注）１ 海面漁獲量からマグロ類、イワシ類、ブリ類など広域回遊水産資源を除外した漁獲量の直近値。

注）２ 資源解析モデル等を用いた高精度の資源評価に限定。

施策321 中小企業・小規模企業の振興

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づく施策・事業に取り組むことにより、中小企業・小規模企業が、直面する経営課題に自ら気づいて対応し、ICTの利活用をはじめとした生産性の向上や、円滑な事業承継、防災・減災対策等が進んでいます。

現状と課題

- 中小企業・小規模企業は、県内企業数の99.8%を占め、本県の経済をけん引し、地域社会の持続的な形成および維持に寄与しています。こうした重要性の認識のもと、平成26（2014）年4月に施行した「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、中小企業・小規模企業の振興に取り組んでいます。条例施行前と比べ、県内の経済指標は改善傾向にありますが、中小企業・小規模企業にとっては、景気回復の実感は乏しい状況にあります。また、社会構造が変化し、中小企業・小規模企業が新たな課題に直面する中、より一層きめ細かな支援を行うことで、成長を続ける三重県経済をさらに発展させ、厚みを増していく必要があります。
- 人口減少等の大きな構造変化により、本県の有効求人倍率は高止まりしています。また、中小企業・小規模企業と大企業とは、依然として収益性に格差があります。こうした中、中小企業・小規模企業には、人材の確保・育成に加えて、ロボットやクラウドシステム、キャッシュレス決済、AI等のICTを活用した生産性の向上が求められています。
- 平成30（2018）年における県内企業の経営者の平均年齢は58.5歳となり、今後10年の間に団塊世代の経営者の大量引退が想定されています。一方、県内中小企業・小規模企業のうち、事業承継に具体的に取り組んでいる企業は3割以下にとどまっており、早急な対策が必要です。
- 自然災害が頻発する中、県内中小企業・小規模企業の事業継続計画（BCP）の策定割合は1割以下で、他県と比べても低い割合となっています。中小企業・小規模企業が防災・減災対策に取り組むメリットは、被災時の被害低減だけでなく、平時の業務の標準化や効率化を進めるきっかけにもつながることから、これを推進する必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

中小企業・小規模企業の活動は、グローバルなサプライチェーンの形成や生活サービスの提供だけでなく、地域コミュニティの存続に必要なインフラの一部でもあります。こうした重要な役割が、人口構造の変化や自然災害などで中断されないよう、中小企業・小規模企業が経営課題に自ら気づいて対応するとともに、県や市町、大企業、支援機関、金融機関等が連携し、知恵や知識、技術を組み合わせ、あるいはつなぎ直していくKUMINA OSHIの視点も入れて、これをしっかりとサポートする体制を構築します。

取組方向

■ 基本事業１ 中小企業・小規模企業の経営力の向上

「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、関係機関と連携しながら、三重県版経営向上計画や三重県中小企業融資制度を活用し、中小企業・小規模企業が自ら気づいて行う経営課題の克服や、ＩＣＴの活用、強みを生かした新商品・新サービスの開発等の取組を支援するなど、中小企業・小規模企業の生産性向上を図ります。

■ 基本事業２ 事業承継の円滑化

事業承継の段階に応じて、①プレ承継支援（経営者の気づきを促す事業承継診断や準備のきっかけづくり）、②事業承継支援（事業承継計画の作成、特例承継計画の承認、後継者マッチング（Ｍ＆Ａ等）の強化、事業承継支援資金の供給、税制活用の促進）、③ポスト承継支援（再成長に向けた経営革新、人材育成）を行います。

■ 基本事業３ 防災・減災対策による事業継続力の強化

関係機関と連携しながら、中小企業・小規模企業の事業継続計画（ＢＣＰ）や事業継続力強化計画の策定を支援します。また、商工団体の経営指導員等と連携し、特に小規模企業の身近な防災・減災対策を促進します。

主指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
三重県版経営向上計画の認定を受けた中小企業・小規模企業のうち、収益等が向上または維持した企業の割合	66.8% (30年度)	71.0%	三重県版経営向上計画の認定を受けた中小企業・小規模企業のうち、「営業利益」が認定前と比較し「増加傾向」または「横ばい」と回答した企業の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
三重県版経営向上計画や経営革新計画の認定を受けた件数（累計）	2,579 件 (30年度)	4,455 件	商工団体等の支援により、三重県版経営向上計画や経営革新計画の認定を受けた件数
事業承継計画の作成件数および特例承継計画の確認件数の合計（累計）	－	400 件	三重県事業承継ネットワークの支援により県内企業が事業承継計画を作成した件数および県が特例承継計画を確認した件数の合計
県内中小企業・小規模企業におけるＢＣＰ等の策定件数（累計）	－	2,500 件	中小企業庁指針等に基づく事業継続計画（ＢＣＰ）、「中小企業強靱化法」に基づく事業継続力強化計画および三重県版経営向上計画（経営課題を防災・減災対策とした計画）の策定件数

施策322 ものづくり産業の振興

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

第4次産業革命等が進展する中、県内ものづくり企業が、産学官連携や自社の特徴・強みを生かし、技術的な課題解決をはじめ、自動車産業の構造変化に対応し、航空宇宙等の新たな分野・事業にチャレンジするなど、時代の変化に適応することで、引き続き、本県経済をけん引しています。また、それを支える技術人材の育成が進んでいます。

現状と課題

- 本県では、北勢地域を中心として、我が国の基幹産業である自動車産業、電機・電子産業、石油化学産業等の大企業やそれを支える中小企業・小規模企業が数多く立地しています。今後、第4次産業革命やグローバル競争の激化、人口減少による国内市場の縮小や生産年齢人口の減少等に対応するためには、県内ものづくり企業が新たな技術等を積極的に取り入れ、イノベーションによる新しい価値の創出につなげるための支援が必要です。
- 新技術の開発、技術の高度化、コスト削減、人材育成など、ものづくり企業にとって大きな課題に対応するため、企業の状況に応じた中長期的な視点に基づいた支援を行うとともに、行政をはじめ、研究機関、高等教育機関、産業支援機関が一層の連携を図り、新たな製品開発や事業化等につなげる必要があります。
- 「コネクテッド」^{注）}、「自動化」、「電動化」など自動車関連産業は「100年に一度」の大変革期を迎えています。本県の基幹産業である自動車関連産業が構造変化に迅速に対応できるよう、県内ものづくり企業の技術開発や技術人材育成等の取組を進める必要があります。
- 国産航空機の完成による新たな市場や今後の技術動向等もふまえ、引き続き、本県が強みを発揮できる分野を生かして、県内ものづくり企業の航空宇宙分野への挑戦を支援する必要があります。
- 国内市場の縮小や厳しい国際競争に晒されている石油化学産業において、今後とも四日市コンビナートが競争力を維持・強化できるよう、ビッグデータ、IoT・AI等を活用したコンビナートのスマート化による生産性向上を促すとともに、それを担う技術人材を育成する必要があります。
- 技術革新への対応や海外生産へのシフト、国内需要の低下等から、ものづくり企業は業種にとられない、新たな事業展開や取引拡大が求められていることから、多様な産業分野でのマッチングの機会を創出していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

本県の活力あるものづくり産業の発展に向け、県内ものづくり企業が今後も高い技術力や競争力を保ち、さらに成長産業分野への参入を進めていけるよう、研究機関、高等教育機関、産業支援機関などの産学官等が連携することにより、企業の技術的課題の解決や技術力の向上を支援し、新たな価値の創出に取り組めます。

取組方向

■ 基本事業１ ものづくり基盤技術の強化・産学官連携の促進

県内ものづくり企業が抱える技術的課題の解決や基盤技術の強化のため、県工業研究所が「町の技術医」としてきめ細かな支援を行うとともに、みえ産学官技術連携研究会の活動を通じた共同研究等に取り組みます。また、高度部材イノベーションセンター（AMIC）を中心に、本県の産業集積の強みを生かし、東京大学や三重大学等の先端的な研究を行う高等教育機関と県内企業との産学官連携による共同研究等を通じた新たな製品開発や高付加価値化等を促進します。

■ 基本事業２ 次世代ものづくり産業の振興に向けた人材育成と事業環境整備

本県のものづくり産業の競争力強化を図るため、次世代自動車や航空宇宙等をはじめとする次世代ものづくり産業をけん引する技術人材を、関係機関と連携しながら育成します。また、県内企業の次世代ものづくり産業への参入や事業拡大を促進するため、次世代自動車等で必要とされる技術、素材、部品の開発等を支援するとともに、「みえ航空宇宙産業振興ビジョン」に基づき、商談機会の提供や技術習得支援等により、航空宇宙分野への参入促進、事業環境整備等に取り組みます。

■ 基本事業３ 四日市コンビナートの競争力強化

本県のものづくりを支える四日市コンビナートの今後を見据え、コンビナートのスマート化による生産性向上や技術人材育成等、競争力の強化や先進化に向けた取組を支援します。

■ 基本事業４ ものづくり企業の販路開拓の促進

県内ものづくり企業の新分野への進出等を促進するため、大手企業等との技術交流会等を開催し、中小企業等が大手企業の開発・技術動向を知る機会を創出するとともに、販路開拓や新製品の設計・試作、技術力の高度化等への支援に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
県内ものづくり企業の新たな製品開発や事業化等につながった件数（累計）	－	110 件	次世代自動車や航空宇宙等の次世代ものづくり産業をはじめとする県内ものづくり産業の振興に向け、県内企業が、県の技術支援や技術交流会等を活用し、新たに製品開発や事業化等につなげた件数

副指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
技術開発や技術課題解決に向けた共同研究等に取り組んだ企業数（累計）	－	150 社	県工業研究所やAMICの支援を受けて、技術開発や技術課題解決の共同研究等に取り組んだ企業数
技術人材育成講座等の参加企業数	77 社 (30 年度)	100 社	県が実施する技術人材育成講座等に参加した企業数
四日市コンビナートの競争力強化・先進化に向けた取組数	4 件 (30 年度)	5 件	コンビナート企業と県・四日市市等が連携し、コンビナートの競争力強化や先進化に向けて取り組んだ件数

注) 1 コネクテッド：自動車関連産業でのキーワードとして使用される「コネクテッド」は、車両の状態や周囲の道路状況等のデータを車両同士やインフラとネットワークを介して双方向に通信を行うことで、安全性や利便性等の価値を生み出すこと。

施策323 Society 5.0 時代の産業の創出

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

Society 5.0 時代につながる新しい視点・発想やデータの利活用等により、さまざまな産業分野において、新しい商品・サービスが創出され、将来の地域社会の担い手である若者にとって魅力があるしごとが増えています。

現状と課題

- 産業を取り巻く社会経済情勢等は、目まぐるしく変化し、従来の社会モデルが通用しない時代に入っています。また、生産年齢人口が減少し、若者の県外流出が課題となっている中、クリエイティブな視点や新たなテクノロジーを活用して、新しい価値や事業等を生み出すことにより、新たな産業や若者にとって魅力的なしごとを創出することが求められています。
- 世界の産業の主戦場が、ビッグデータを取得してI o TやA Iと組み合わせ、市場を獲得していくような領域にシフトし、産業構造や就業構造さえも転換させていく中では、Society 5.0 時代の到来を見据え、I o T・A I等I C Tの導入活用およびデータ活用を進め、産業振興や課題解決につなげていく必要があります。
- 今後の食品市場規模は、国内市場が縮小していく一方で、世界市場は大きく拡大することが想定されており、消費者のライフスタイルの変化や海外現地ニーズを的確にとらえ、新商品の開発や魅力あるサービスの提供など、新たな価値を創出できる人材の確保・育成を進める必要があります。
- 高齢化が進展する中、ヘルスケア（医療・健康・福祉）分野の製品・サービスに対するニーズも多様化しています。このため、研究開発等の促進やヘルスケア産業の活性化をめざすライフイノベーションの取組を推進する必要があります。
- 環境や住民生活に十分配慮し、地域との共生が図られた安全で安心な新エネルギーの導入が求められています。I o T・A Iの活用等により、さらなる省エネ推進とともに、需要に対応したエネルギーの安定供給が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

Society 5.0 時代の到来を見据えるとき、I o T・A I・5 G等I C Tの利用を進め、集積したデータの活用等による地域や企業の課題解決や新価値の創造に、積極的に取り組んでいく必要があります。そうした観点から、県内産業の活性化や今後の三重県経済をけん引する産業の創出・育成、環境に配慮した効果的なエネルギー利用等、産学官をはじめ、さまざまな関係機関との連携により取組を進めます。

取組方向

■ 基本事業１ 新たな発想や技術による新事業の創出

クリエイティブな視点や新しい技術による新たな価値・事業の創出を促進するなど、若者が将来に向かい希望を持って働くことのできる県内企業の創出や育成をめざし、KUMINAOSHIによる協創を通じた空の移動革命やスタートアップ支援等に取り組みます。

■ 基本事業２ ICTやデータの利活用による産業振興

IoT等ICTの導入活用を促進するため、経営者の理解促進や人材育成に取り組みます。また、データ活用を推進するため、「みえデータサイエンス推進構想（仮称）」に基づき、産学官連携によるデータ活用プロジェクトの推進やリカレント教育の支援等に取り組みます。

■ 基本事業３ 「食」の産業振興

「みえ食の産業振興ビジョン」に基づき、商品開発や販路開拓等に取り組む事業者を関係企業・団体等と連携して支援するとともに、商品やサービスに新たな価値を創出できる「みえの食」の将来を担う人材育成に取り組みます。

■ 基本事業４ ライフイノベーションの推進

ヘルスケア分野の産学官民が連携し、地域資源・ICTなどの活用や医療機関等における実証等をとおして、ものづくり技術などを活用した先進的な製品・サービスや、ニーズの高い予防・健康管理等の新たな製品・サービスの研究開発や販路開拓などの支援に取り組みます。

■ 基本事業５ 新エネルギーの導入促進とエネルギー関連技術の開発

地方から安全で安心なエネルギーの確保に貢献するため、地域との共生が図られるよう新エネルギーの導入を促進するとともに、エネルギー関連技術の開発を支援します。また、県民や事業者に対してエネルギーに関する啓発等を行います。

主指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
今後、三重県経済をけん引することが期待される産業分野における商品・サービスの創出等の件数（累計）	－	138 件	県の支援を受けて、さまざまな産業分野において、新たな発想やICT等の利活用による新事業展開や、商品・サービスの創出等につながった件数

副指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
今後、三重県経済をけん引することが期待される産業分野における人材の育成数	－	405 人	新たな発想やICT等の利活用による新事業展開等を促進するための、県の人材育成事業への参加者数
産学官連携プラットフォームを活用したプロジェクト数（累計）	－	12 件	「みえデータサイエンス推進構想（仮称）」に基づく産学官連携プラットフォームを活用して取り組んだデータ活用による地域課題解決や新事業の創出に係るプロジェクト件数
新エネルギーの導入量（世帯数換算）	668 千世帯（30 年度）	747 千世帯（4 年度）	県内に導入された新エネルギーによって家庭で消費されるエネルギーを賄ったと仮定した場合の世帯数

施策324 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

成長が期待される産業や国際競争力のある産業など多様な産業において、活発に事業活動を行える環境づくりが進むとともに、国内外の企業による県内への投資が持続的に行われ、雇用の維持・創出や地域経済の活性化につながっています。

現状と課題

- グローバル競争が激化する中でも県内産業が持続的に発展していくため、航空宇宙や次世代自動車関連、「食」関連など、今後成長が期待される分野の投資に加え、マザー工場化等を促進していく必要があります。一方、少子高齢化の加速や若者の流出による生産年齢人口の減少に対応するため、スマート工場化や本社機能の移転、県南部地域における投資などを促進していく必要があります。
- 経済のグローバル化が進展する中、新たなノウハウや最新技術を取り込み、県内企業の技術力向上やイノベーション創出につなげるため、市町や国、日本貿易振興機構（JETRO）など関係機関と連携して、外資系企業の立地を促進していく必要があります。
- 国内外における操業環境の優位性を保つため、操業に関する規制の合理化や法手続きの迅速化を図る必要があります。また、県内の産業用地が減少傾向にあることから、新たな企業誘致や県内企業の再投資を促進するため、産業用地を確保する必要があります。
- 背後圏の産業を物流面で支える総合港湾として、四日市港がその機能を十分に発揮する必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

経済のグローバル化の進展や人口減少・超高齢化という課題に直面する中、地域においては、自律的で継続的な産業の創出が必要です。このため、市町や関係機関と連携して、国内外の企業による県内への投資を呼び込むことにより、雇用の維持・創出を図るとともに、さらなる地域経済の活性化につなげます。

取組方向

■ 基本事業１ 付加価値創出に向けた企業誘致

企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供などにより、航空宇宙、次世代自動車関連、「食」関連など成長産業分野への投資や、マザー工場化、スマート工場化、研究開発施設など高付加価値化や生産性の向上につながる投資を促進します。また、サービス産業や県南部地域における地域資源を活用した産業、中小企業・小規模企業の高付加価値化につながる投資を促進します。

さらに、国やJETROなど関係機関との連携を密にしながら、外資系ホテルなども視野に入れた外資系企業の誘致に取り組みます。

■ 基本事業２ 操業しやすい環境づくり

操業に関する規制の合理化や法手続きの迅速化など操業環境の向上を図ることにより、企業の新たな事業展開を支援します。

また、産業用地の確保に向けて、新たな候補地および開発手法の検討や、工場跡地等の未利用地の情報収集を行い、企業誘致を推進します。

■ 基本事業３ 四日市港の機能充実と活用

四日市港が背後圏産業の競争力の維持・強化に物流面から貢献できるよう、四日市港管理組合による港湾施設等の機能強化や、国内外の企業や船会社に対するポートセールスを支援し、四日市港の利用促進に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
県内への設備投資目標額に対する達成率	－	100%	県が関与した企業による県内への設備投資の目標額 2,940 億円に対する達成率

副指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
企業立地件数（累計）	－	200 件	県が関与した企業立地件数と工場立地動向調査における企業立地件数の合計（重複除く）
操業環境の改善に向けた取組件数（累計）	－	28 件	規制の合理化など企業のニーズに応じた操業環境の改善に向けた取組件数

施策331 世界から選ばれる三重の観光

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さん、観光地域づくり法人（DMO）^{注1}、観光関連事業者、市町等と一体となって、オール三重で戦略的な観光マーケティングの仕組みを確立し、三重の強みを生かした観光ブランディングや観光の魅力づくり、観光産業の基盤づくり、快適な旅行環境整備に取り組むことにより、三重が旅の目的地として世界から選ばれ続け、観光産業が三重県経済をけん引する産業の一つとして持続的に成長するとともに、地域全体の発展につながっています。

現状と課題

- 観光産業は、県内総生産の3%（平成28（2016）年）を超えており、本県経済の稼ぎ手として、持続的に成長することが期待されています。
- 本県では、伊勢志摩サミットやお伊勢さん菓子博2017、インターハイ等の好機を生かし、オール三重で観光振興に取り組んだ結果、平成30（2018）年の観光入込客数は4年連続で増加し、過去最高の4,261万人を記録しました。また、観光消費額についても5,338億円と4年連続で増加し、神宮式年遷宮のあった平成25（2013）年に次ぐ過去2番目となるなど、観光で地域の稼ぐ力を伸ばす「観光の産業化」に向けた取組が着実に実を結びつつあります。
- 日本の観光を取り巻く状況は、人口減少および少子高齢化の進展、旅行ニーズの多様化、インバウンドの急増、キャッシュレス化の進展、ICTの進歩、観光産業の担い手不足等大きく変化しており、本県の観光の発展のためには、こうした新たな課題にもしっかりと対応していく必要があります。
- 令和2（2020）年の東京2020オリンピック・パラリンピック、令和3（2021）年の第9回太平洋・島サミット、三重とこわか国体・三重とこわか大会、令和7（2025）年の大阪・関西万博等のイベント、令和9（2027）年のリニア中央新幹線東京・名古屋間先行開業、令和15（2033）年の次期神宮式年遷宮等を見据え、オール三重で観光振興に取り組むことが必要です。
- 旅の目的地として世界から選ばれ、持続的に成長する三重の観光の実現に向けて、国内外の観光客の多様なニーズを的確にとらえるためのデジタルマーケティング^{注2}の仕組みを確立し、三重県観光のブランディングや観光地の魅力づくりに取り組むとともに、観光産業の高付加価値化や観光産業の生産性向上、受入れ環境整備に向けた取組を進めていくことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

観光産業の持続的な成長につなげるため、県民の皆さん、観光地域づくり法人（DMO）、観光関連事業者、市町等と連携し、三重県観光のブランディングや三重が世界に誇る観光資源を生かした新たな観光の魅力を創造することで、国内外からの観光客の流れを創出するとともに、観光産業の高付加価値化や観光産業を担う人づくりを進めるなど、観光産業の振興に取り組めます。

取組方向

■ 基本事業１ 世界の人びとを魅了する三重の観光地づくり

世界の人びとから旅の目的地として選ばれるよう、三重が世界に誇る観光資源を生かしたブランディングに取り組みます。あわせて、データ収集・分析に基づいた戦略的な観光マーケティングの仕組みを構築し、旅行者の目線に立った体験等観光の魅力づくりや新たな価値の創造、国内外からの誘客拡大に向けた戦略的なプロモーションにオール三重で取り組み、「客が客を呼ぶサイクル」を確立します。

また、第９回太平洋・島サミットをはじめとしたMICE^{注）}３をオール三重で成功させることでMICE開催地としてのブランド価値をさらに向上させ、三重ならではの特色を生かした戦略的なMICE誘致につなげます。

■ 基本事業２ 人にやさしい観光の基盤づくり

三重を訪れる全ての観光客に満足していただける、質の高い観光地を実現するため、「地域DMO」や観光関連事業者、市町等、さまざまな主体との連携強化や産業間連携の促進、観光産業を支える人材の育成・確保等により三重の観光を変革し続けるとともに、誰もが快適でストレスフリーに旅行ができる旅行者目線に立った受入れ環境整備にオール三重で取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
観光消費額	5,338 億円 (30 年)	6,000 億円 以上	観光客が県内において支出した観光消費額（交通費、宿泊費、飲食費、入場料、土産代等）

副指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
観光客満足度	94.9% (30 年度)	95.0% 以上	県内の観光地を訪れた観光客の７段階の満足度評価で、「大変満足」「満足」「やや満足」の上位３項目を回答した割合
県内の延べ宿泊者数	890 万人 (30 年)	950 万人	「観光庁宿泊旅行統計調査」に基づく、県内の宿泊施設における延べ宿泊者数
県内の外国人延べ宿泊者数	34 万人 (30 年)	68 万人	「観光庁宿泊旅行統計調査」に基づく、県内の宿泊施設における延べ外国人宿泊者数

注）１ 観光地域づくり法人（DMO）：観光地のブランドづくり、情報発信・プロモーション、マーケティング、戦略策定等を担う観光地域づくりの推進主体のこと。

注）２ デジタルマーケティング：インターネットやＩＣＴ等「デジタル」を活用したマーケティング手法で、収集されたデータの活用・分析を行うことで、多様化するニーズに対応した戦略的な観光資源の開発やサービスの提供につなげることができます。

注）３ MICE：企業等の会議（Meeting）、企業等が行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市・イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称のこと。

施策332 三重の戦略的な営業活動

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

戦略的な営業活動により、三重が世界に誇る産業の持つ魅力や価値に国内外から共感が集まり、本県の認知度が高まることで、県産品等の販路拡大や観光客の増加、県内への企業誘致など、産業・地域経済の活性化につながっています。

現状と課題

- 令和2（2020）年に東京2020オリンピック・パラリンピック、令和3（2021）年に第9回太平洋・島サミット、三重とこわか国体・三重とこわか大会、令和7（2025）年に大阪・関西万博、令和8（2026）年に愛知県でアジア競技大会が開催されます。これら国内・県内で開催されるビッグイベントの機会を生かして、県産品の販路拡大や観光客の増加に向けた戦略的な営業活動を行う必要があります。また、これまでの取組によりつながった三重ファンと協働して魅力発信していくことが必要です。
- 三重テラスは、第2ステージ（平成30（2018）年度から令和4（2022）年度まで）に入り、首都圏における認知度向上、三重の応援団等のネットワーク構築、販路開拓のノウハウの蓄積、首都圏メディアとの関係構築等の第1ステージ（平成25（2013）年度から29（2017）年度）の成果の活用が求められています。また、集客に向けた取組を強力に進めるとともに、魅力的なイベント内容・商品・メニューや店員のおもてなしにより、お客様の満足度を高めるよう、運営の質をさらに向上させることが必要です。
- 関西圏においては、近年インバウンドが急増しており、令和7（2025）年には大阪・関西万博も開催されることから、これらの動向を的確にとらえ、三重の魅力発信、観光誘客、県産品の販路拡大につなげていくため、営業活動をさらに強化していく必要があります。
- 伝統産業・地場産業等は、地域の伝統や技術、原料など、三重の風土に根づいた魅力（特性）を生かした貴重な産業です。あらためてその魅力を再認識し、昨今のライフスタイルの変化や消費者ニーズに対応できる新たな魅力や価値を創出し、広く発信することが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

三重が誇る観光資源や食材、伝統工芸品等の地域資源が持つ個性や優位性を生かして、国内外における営業活動を展開することにより、三重の魅力発信に取り組むとともに、県民の皆さん、市町、県内事業者、関係機関等と連携し、三重の魅力づくり、認知度向上に取り組めます。

取組方向

■ 基本事業１ 営業本部の展開

三重県営業本部では、県、市町、県内事業者、関係機関等とのオール三重体制により、ビッグイベントの機会を生かして、三重の魅力を発信することで、認知度向上に取り組みます。また、首都圏、関西圏および中部圏にターゲットを絞った営業活動を行うほか、包括協定を締結した企業等とも連携しながら、物産観光展や商談会を開催し、県産品の販路拡大や観光客の増加につなげます。さらに、三重ファンと連携した取組を拡大し、重層的な三重の魅力発信に取り組みます。

■ 基本事業２ 首都圏営業拠点の強化

三重テラスにおいて、三重の応援団や、首都圏メディア・SNSを活用した情報発信に取り組み、三重の認知度をさらに向上させます。商品・食材の背景や生産者の思い、三重の自然や伝統、伊勢志摩サミットのレガシーを来店者に伝えることで、新たな三重ファンの獲得につなげます。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催の機会を生かし、「応援村 OUEEN-MURA」等との連携により、世界の人びとに三重の魅力を発信します。

■ 基本事業３ 関西圏営業活動の強化

関西圏営業戦略に基づき、県、市町、県内外の事業者、関係機関など官民一体となって、ターゲットを絞った三重の魅力発信に取り組み、関西圏の経済団体や県人会など多様なパートナーとのネットワークを生かしながら、関西圏からの観光客の増加や県産品の販路拡大に向けた取組を効果的に展開します。

また、令和 7（2025）年大阪・関西万博開催のチャンスを生かし、三重を知って、選んで、来て、リピーターになっていただけるよう、オール三重による取組を進めます。

■ 基本事業４ 伝統産業・地場産業、地域資源の魅力増進

伝統産業・地場産業等の事業者の創意工夫や、他事業者等との連携による商品づくり、体験メニューの開発等、新たな魅力や価値を創出する取組を支援するとともに、伝統工芸品と日本酒や食材など他の産品と一体となったプロモーションにより、広く情報発信します。

主指標			
目標項目	現状値	令和 5 年度の目標値	目標項目の説明
三重県産品を購入したい・観光旅行で三重へ行きたいと考えている人の割合	66.6% (30 年度)	70.0%	首都圏・関西圏におけるアンケートで、「購入したい三重県産品がある」、「観光旅行で三重に行きたい」と考えている人の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和 5 年度の目標値	目標項目の説明
営業活動に関するネットワークを生かしたイベント実施件数（累計）	－	2,370 件	三重テラス、関西事務所等において、これまでの営業活動でネットワーク化した応援企業、応援店舗や、市町・関係機関等と連携して実施したイベントの件数
首都圏営業拠点「三重テラス」の利用者数	18.5 万人 (30 年度)	20.2 万人	三重テラス来館者のうち、県産品の購入や、県産食材の飲食、観光案内の利用、イベント参加など、三重テラスの利用により、三重の魅力を体験していただいた人数
伝統産業・地場産業の技術等の活用、連携により商品開発、販路開拓、情報発信に取り組んだ事業者数（累計）	－	460 件	伝統産業・地場産業の技術や地域資源を活用し、他事業者等との連携により新たな価値を見出し、商品開発、販路開拓、情報発信に取り組んだ事業者数

施策333 国際展開の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

平成28（2016）年の伊勢志摩サミット開催で大きく向上した本県の知名度や、これまで培ってきたさまざまな強みを生かし、産学官が一体となった取組により、ものづくり産業や食・観光など県内企業の海外展開が進むとともに、優れた企業の誘致や、グローバル人材の相互交流により地域に新たな活力と価値が創造されています。

現状と課題

- グローバル化の進展に加え、人口減少による国内市場の縮小が見込まれることから、企業の海外展開は喫緊の課題となっています。県内中小企業の海外展開は他県と比べ遅れている傾向にあることから、タイや台湾をはじめ、これまで本県が関係を構築してきた国や地域とのネットワークを生かしながら、海外展開をめざす中小企業を積極的に支援していく必要があります。とりわけ、タイではバンコクの「三重タイ イノベーションセンター^{注）1}」を拠点として、食関連のビジネスを展開する好機を迎えています。
- 伊勢志摩サミットでは、三重県の魅力が国内外に発信されるとともに、海外留学や海外研修等に参加する高校生が2割以上増えるなど、県内の若者が海外に目を向ける絶好の機会となりました。こうしたサミットのレガシーを生かし、県民が主体的に行う国際的な活動をさらに広げていくことで、グローバルな視野を持って将来地域で活躍する人材の育成に取り組んでいく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

本県の有する強みや海外とのネットワークを生かしつつ、「みえ国際展開推進連合協議会」や県内大学等との連携を通じて、産学官が一体となってオール三重で国際展開の推進に取り組めます。

注）1 三重タイ イノベーションセンター：三重県とタイ政府が協力してバンコクに設置した食などの産業連携の拠点。平成30（2018）年11月開所。

取組方向

■ 基本事業１ 海外事業展開の推進

「みえ国際展開に関する基本方針」や「みえ国際展開推進連合協議会」での意見をふまえながら、産学官が一体となったオール三重による海外ミッションを派遣します。また、「三重県国際展開支援窓口」を活用するなど、中小企業の海外展開支援に取り組みます。

「三重タイ イノベーションセンター」では、本県の食の魅力発信や食品加工技術のPR、県産食材の利用促進、タイ製造業の技術力向上支援によるタイ進出県内企業の競争力強化に取り組みます。

また、県内企業の海外人材獲得を促進するため、県内大学等と連携し、国際インターンシップの受入れを推進します。

■ 基本事業２ 国際交流の推進

若者への交流機会の提供など、県民が世界に目を向けるきっかけとなるよう働きかけを行うとともに、各国友好団体や公益財団法人国際環境技術移転センター（ICETT）など、関係機関と連携した交流活動に積極的に取り組んでいきます。また、姉妹・友好提携先とは長期的視野に立って交流を継続し、周年事業の機会等をとらえた関係強化を図ります。

主指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
海外展開に取り組んでいる県内企業の割合	19.9%	24.0%	「三重県事業所アンケート」において、「輸出」、「海外拠点の設立」または「外国人観光客の受入」を行っている回答した企業の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
県が海外展開の支援・関与を行った企業数（累計）	－	80 社	本県がこれまで構築してきた海外の政府・自治体等との関係を活用したり、海外ミッションや「三重県国際展開支援窓口」等を通じて海外展開に取り組んだりした企業数
国際的な視野を持つ若者の育成に取り組んだ件数	8 件	20 件	みえ国際ウィークの取組や、学生の自主的な活動の支援、民間の交流団体と連携した交流活動など、県が国際的な視野を持つ若者の育成に取り組んだ件数

施策341 次代を担う若者の県内定着に向けた就労支援

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県内で働きたいという意欲のある若者が、その能力を発揮しながら、いきいきと働き続けることができるとともに、安定した就労により経済基盤を確立することで、安心して次世代を育てることのできる環境が実現しています。

現状と課題

- 人口減少・高齢化の進行や、若者・子育て世代の転出超過などにより、県内中小企業では、労働力不足が深刻化しています。特に若者の県外流出が大きな課題となっており、県内高等教育機関卒業生の県内企業への就労を促進するとともに、県外の大学へ進学した学生を就職時に三重県へ呼び戻す取組が必要です。
- 県外の大学へ進学した学生やIターン希望の学生が県内企業でのインターンシップや就職を希望しても、どのような企業があるのか、県内企業にはどのような魅力があるのかなどを知ることが難しい状況です。
- 労働力不足を解消するためには、新規卒者に加え、離職者・転職希望者等の幅広い人材の県内企業への就職・定着が必要であるとともに、無業者などの潜在的な労働力を確保することが重要です。
- いわゆる就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、現在も、本意ではない非正規雇用や無業の状態である人が一定数存在します。こうした状況にある人を対象に、安定した就労に向けた支援の充実が求められています。また、若年無業者の職業的自立が課題となっており、就労に向けて、地域で包括的に支援する仕組みが求められています。
- 生産性向上や競争力の強化など、県内産業界のニーズをふまえながら、新規卒者や離転職者、在職者等を対象とした多様な職業訓練を実施していくことが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

次代を担う若者は、その能力を発揮しながら、安定した就労により経済基盤を確立し、県内企業は、必要な人材を確保できるよう、企業、国、市町、関係団体などさまざまな主体と連携して、地域の実情に応じた支援に取り組みます。

取組方向

■ 基本事業１ 若者等の雇用支援

若者の安定した就労に向けて、その支援拠点である「おしごと広場みえ」を中心として、総合的な就労支援サービスを提供するとともに、就職支援協定締結大学や経済団体等と連携した、県内企業の情報発信や県内企業へのインターンシップ、合同企業説明会の開催などにより、U・Iターン就職を促進します。

また、県内における就職氷河期世代の実態を把握し、当該世代の安定した就労を希望する人を対象に、相談から就職までの切れ目ない支援等に取り組みます。

■ 基本事業２ 人材の育成・確保支援

若者をはじめとした多様な人材の育成・確保、さらには企業が行う生産性向上や新たな事業展開などを支援し、地域の産業政策と一体になった雇用機会の拡大に取り組みます。

また、産業界のニーズをふまえ、新規学卒者や離転職者などさまざまな人材を対象とした多様な職業訓練を実施して、修了生の就職促進を図るとともに、県内企業の技術者等の技能向上を図るため、引き続き在職者訓練に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合	44.8% (30年度)	50.0%	県内高等教育機関の新卒就職者および県外の就職支援協定締結大学の新卒就職者（三重県出身者に限る）のうち、県内企業等へ就職した人の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
おしごと広場みえ等に登録した求職者の就職率	57.6% (30年度)	64.0%	おしごと広場みえおよび地域若者サポートステーションに登録した求職者のうち、就職に至った人の割合
インターンシップ実施率	－	52.0%	インターンシップ受入れ可能企業（インターンシップ情報サイト掲載企業）のうち、実際に学生等を受け入れてインターンシップを実施した企業の割合

施策342 多様な働き方の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

誰もが働き続けられる職場環境づくりに向けて、企業、経済団体、労働団体、行政等が主体的に取り組むことにより、性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わりなく、意欲や能力を十分発揮していきいきと働いているとともに、家庭生活も充実し、仕事と生活を調和させています。

現状と課題

- 働く意欲のある全ての人が、多様な働き方を選択し、自らの能力・スキルを発揮することにより、いきいきと働き、地域の中で活躍できるよう、柔軟な就労形態の導入など、企業における働き方改革の取組を促進し、企業の生産性向上や人材確保・定着につなげる必要があります。
- 安心して働き続けるためには、雇用等に不安を抱える労働者に対する労働相談等のセーフティネット機能の充実が求められています。
- 働く意欲のある女性が、妊娠・出産・子育て等のさまざまなライフイベントを迎えても、希望する形で就労することができるよう支援する必要があります。
- 生産年齢人口が減少する中、働く意欲のある高齢者がこれまで培ってきた経験や能力を発揮できるよう、高齢者の心身の状況等に応じた多様な就労機会を提供することが求められています。
- 県内の民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合は、近年改善しているものの、一層の雇用促進に向けて、ステップアップカフェなどを活用した気運の醸成や働きやすい職場づくりの支援に取り組むとともに、多様な働き方についての検討を進める必要があります。
- 外国人労働者は、日本語能力や仕事上のルールに関する知識等が十分でないことが多い中で、外国人に対する受入れ環境が十分整っていない企業が一定数存在すると見込まれるため、安心して就労できるよう、環境を整備することが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが夢や希望を持って自己実現し、個人の能力や適性を生かして活躍できるよう、企業、関係団体、国・市町等と連携しながら、めざす仕事に就き、いきいきと働くことができる環境整備に取り組めます。

取組方向

■ 基本事業１ 働き方改革の推進

働く意欲のある全ての人が働き続けられるよう、職場環境の整備を進めるとともに、生産性の向上や人材の確保・定着につながる働き方改革に取り組みます。また、働く意欲のある女性や高齢者が就労できるよう、女性の再就職支援や就労継続支援に取り組むとともに、市町と連携し、ＩＣＴを活用するなど、高齢者の心身の状況等に応じた多様な働き方の提供に取り組めます。

相談内容が複雑・多様化する中、さまざまな労働相談に対して的確なアドバイスができるよう、関係機関と連携しながら、相談体制の充実を図ります。

■ 基本事業２ 障がい者の雇用支援

障がい者が希望や能力、適性を生かして働き、障がい者と共に働くことが当たり前の社会を実現するため、職業訓練の機会を提供するとともに、ステップアップカフェや「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」などの取組を通じて、企業や県民の理解を促進します。また、障がい者が働く可能性を広げる新たな雇用の仕組みやＩＣＴなどを活用した多様な働き方の普及を進めます。

■ 基本事業３ 外国人の雇用支援

外国人材の受入れを円滑に行うため、企業における受入体制の整備を促進し、適切な労働環境の確保を図ります。また、外国人が安心して就労できるよう、相談支援体制や、職業訓練・職場体験の提供に取り組めます。

主指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
多様な就労形態を導入している県内事業所の割合	72.6% (30年度)	81.4%	「三重県内事業所労働条件等実態調査」における調査対象事業所（従業員規模 10 人以上 300 人未満の県内事業所から抽出）のうち、「多様な就労形態を導入している」と回答した県内事業所の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合	58.3%	69.5%	毎年 6 月 1 日現在の県内民間企業（県内に本社がある 45.5 人以上規模の企業）における障がい者の法定雇用率達成企業の割合
外国人雇用に係るセミナー等を活用した事業者の満足度	－	95.0%	県が実施するセミナーおよび相談会に参加した事業所や、三重県労働相談室に相談を寄せた事業所のうち、外国人雇用に関する課題の解決につながった、または有用な情報が得られたなど、県の取組が役に立ったとする事業所の割合

施策351 道路網・港湾整備の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

東海環状自動車道や近畿自動車道紀勢線など高規格幹線道路の整備が進み、幹線道路やこれらにアクセスする道路等の整備、道路・港湾施設等の適切な維持管理に取り組むことで、県民の皆さんの安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が広がり、地域の経済活動が活性化しています。

現状と課題

- 新名神高速道路の県内区間全線開通をはじめ、多くの幹線道路等の整備が進み、地域間の交流・連携が促進されるとともに、地域の安全・安心が高まるなどの整備効果があらわれてきていますが、都市部における慢性的な渋滞の発生、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えなど多くの課題があります。このため、引き続き道路整備や新たな道路ネットワークの検討を進める必要があります。道路整備については、地域のニーズにきめ細かに応えるため、バイパス整備等の抜本的な整備に加え、待避所の設置など柔軟な対応を織り交ぜた整備を推進していく必要があります。また、令和3（2021）年の三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向け、県内外からの来場者の安全、利便性の向上を図るため、道路整備が急務となっています。さらに、県内への誘客促進や地域活性化のため、東海環状自動車道および令和元（2019）年に全線事業化が実現した近畿自動車道紀勢線の早期整備に向けた取組を進める必要があります。
- 交通事故対策や交通弱者への対策を進める中で、通学児童や未就学児の安全確保が全国的な課題となっており、道路利用者の安全確保に向けた道路施設の機能向上を図る必要があります。また、道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、老朽化の進行により維持管理コストの増大が予想されている橋梁等道路施設の効果的・効率的な修繕や、剥離が進んだ区画線の引き直しを実施する必要があります。さらに、道路施設の老朽化対策等を可視化する「維持管理の見える化」を進める必要があります。
- 県管理港湾については、老朽化した施設について、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、施設の維持管理を行ってきました。しかし、建設後50年を経過する施設が今後、急速に増加することから、老朽化対策が喫緊の課題となっています。このため、引き続き、施設の適切な維持管理と老朽化対策が必要です。また、港湾は大規模地震発生時に防災上の拠点となることから、緊急物資輸送ルートの機能を確保する取組を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

道路施設の機能向上にあたり、通学路の安全対策について、「通学路交通安全プログラム」に基づき、PTAなど地域の皆さんと連携しながら進めていくとともに、滋賀県大津市における園児の死亡事故を受け、未就学児の安全対策として園外活動の経路にある危険箇所の現地点検とその対策を講じていきます。

取組方向

■ 基本事業 1 高規格幹線道路および直轄国道の整備促進

産業活動や観光交流の拡大に伴い増加する交通需要への対応や交通渋滞の解消、地域のさらなる安全・安心の向上、活性化をめざし、高規格幹線道路および直轄国道の整備促進を図るとともに、国・県・市町等が連携し、未事業化区間の早期事業化に向けた取組や、新たな道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。

■ 基本事業 2 県管理道路の整備推進

高規格幹線道路や直轄国道の整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成や、地域ニーズへの的確な対応に向けて、早期に効果を発現できる柔軟な対応を織り交ぜながら、計画的かつ効果的・効率的な県管理道路の整備を進めます。

■ 基本事業 3 適切な道路の維持管理

通学児童や未就学児の安全確保を図るため、危険箇所の現地点検および対策を実施し、道路施設の機能向上を図ります。また、道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、橋梁等道路施設について、予防保全の考え方を取り入れながら、計画的な点検、効果的・効率的な修繕を実施するとともに、剥離が進んだ区画線については継続的に引き直しを実施するなど、適切な維持管理を進めます。さらに、道路施設の老朽化対策等を可視化する「維持管理の見える化」の取組を一層進めます。

■ 基本事業 4 県管理港湾の機能充実

港湾施設が将来にわたり必要な機能を十分発揮するよう、点検・補修等の維持管理を実施するとともに、計画的かつ効果的な岸壁等の老朽化対策を進めます。また、大規模地震に備え、緊急物資輸送ルートの機能を確保するため、臨港道路橋梁の耐震対策を進めます。

主指標			
目標項目	現状値	令和 5 年度の目標値	目標項目の説明
県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長（累計）	－	29.6km	高規格幹線道路、直轄国道およびこれらと一体となった県管理道路の新規供用延長

副指標			
目標項目	現状値	令和 5 年度の目標値	目標項目の説明
橋梁の修繕完了率	100%	100%	定期点検で早期措置（健全性区分Ⅲ）と診断された橋梁のうち、次回点検までに修繕を完了した橋梁の割合
県管理港湾における岸壁等の更新実施延長（累計）	240m	470m	県管理港湾において、更新を実施した岸壁等の延長

施策352 安心を支え未来につなげる公共交通の充実

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

誰もが行きたいところへ移動できる社会の実現をめざし、地域の実情に応じた持続可能な移動手段の確保や、新技術を活用した次世代モビリティの導入等に、国、市町、事業者、関係者等と連携して、取り組むことで、高齢者をはじめとする県民の皆さんや来訪者の安心感や利便性が高まっています。

また、国内外とのさらなる交流を促すため、中部国際空港や関西国際空港の機能強化や、リニア中央新幹線の早期整備に向けた取組が進んでいます。

現状と課題

- バスについて、人口減少や運転士不足などにより減便や縮小が進む中、複数市町等をまたぐ幹線バス等を国と協調して支援するとともに、利用者の少ない路線の利用促進等による収支改善を図る必要があります。また、市町の地域公共交通会議等に参加するなどにより、路線バスやコミュニティバス等公共交通の維持・活性化に向けた検討を進める必要があります。
- 鉄道について、人口減少などにより厳しい経営環境が続いていることなどから、路線の維持・活性化を図るため、地域鉄道事業者が実施する安全対策等を国等と協調して支援するとともに、沿線市町や関係府県等と連携し在来線や地域鉄道の利用促進に取り組む必要があります。
- 車を持たない高齢者などの円滑な移動を支援するため、市町等と連携を図りながら、制度の垣根を越えた取組を進める必要があります。また、高齢者の多様なニーズや地域の実情に応じた自動運転技術やMaaS（Mobility as a Service）^{注）1}等の次世代モビリティの導入、新たな移動手段の確保に関係機関と連携して取り組む必要があります。
- モビリティ・マネジメントの推進を図るため、高齢者を対象としたセミナーやバスの乗り方教室を実施するなど、公共交通への理解と活用を促す取組を市町や企業等と連携して進めていく必要があります。
- 「三重県自転車活用推進計画」に基づく施策等を、着実に進める必要があります。
- 中部国際空港の機能強化に向けて、引き続き、「中部国際空港利用促進協議会」等関係者との連携を図りながら、空港の利用促進に取り組む必要があります。
- リニア中央新幹線の日も早い全線開業の実現や、名古屋・大阪間のルート・駅位置の早期確定に向けた取組を進める必要があります。そのため、リニア中央新幹線の名古屋・大阪間の環境アセスメントの円滑な着手や、その後の速やかな工事着手に向けた事前準備を進めるとともに、県内の気運醸成を図る必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

バス、鉄道などの公共交通の維持・活性化に向けた取組に加え、高齢者をはじめとする車を持たない県民の皆さんが円滑に移動できる環境づくりに向けて、市町をはじめとする関係機関と連携し、地域の実情に応じた持続可能な移動手段を確保する取組や、自動運転技術やMaaSなど新しい仕組みを導入する取組を進めます。また、国内外との交流を生む広域交通網の充実を図るため、関係自治体、事業者、経済団体等と連携しながら、中部国際空港等の機能強化やリニア中央新幹線の開業などに向けた準備を着実に進めます。

注）1 MaaS：出発地から目的地まで、利用者にとっての最適経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、一括して提供するサービス。

取組方向

■ 基本事業１ 持続可能な移動手段の確保と次世代モビリティの導入支援

バス、鉄道の維持・活性化に向け、国と協調し市町や事業者への支援を行うとともに、地域の実情に応じた具体的な取組が進むよう、市町の地域公共交通会議などで検討を進めます。

車を持たない高齢者などの円滑な移動を支援するため、地域の実情に応じた、福祉をはじめとする関係分野と連携した取組や次世代モビリティ等を活用した取組などを市町、事業者等と進めるとともに、MaaS等の新技術を活用した新たな移動手段の導入について検討を行う地域や市町の取組に参画し、支援します。また、これらの取組を核としながら、円滑な移動手段の確保に取り組む地域の拡大を図ります。

さらに、自動運転の導入検討や、交通データのオープン化等に取り組む交通事業者等に対して積極的に支援します。

■ 基本事業２ モビリティ・マネジメント力の向上

運転免許返納後、円滑に公共交通を活用した移動が可能となるよう、返納前から公共交通の乗り方等の啓発活動や、返納時に移動情報の提供などを行います。

「三重県自転車活用推進計画」に基づく施策等が着実に進められるよう、関係機関等と連携します。

■ 基本事業３ 国内外との交流を生む広域交通網の充実

中部国際空港について、「中部国際空港利用促進協議会」の事業を活用し、企業や若年層の利用促進に取り組むほか、LCCなどのエアライン、鉄道やバス、高速船と連携して、広域周遊を促進するための取組や利便性の向上を継続して行います。

リニア中央新幹線について、「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」および「リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議」の２つの枠組みを通じ、一日も早い全線開業の実現に向けた取組を進めます。また、JR東海との連携を密にし、必要な情報の収集・整理等を進めるとともに、県民の皆さんのリニア事業に対する理解や協力を得られるよう、効果的な啓発を行い、気運醸成を図ります。

主指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
県内の鉄道とバスの利用者数	116,975 千人 (29年度)	116,975 千人	県内の鉄道（JRと私鉄の全線）とバス（三重交通バス、三岐バスおよび八風バスの全路線）の利用者数の合計

副指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
地域公共交通会議等において、生活交通の確保に向け、新たな交通手段の導入について検討を開始した件数（累計）	5 件	13 件	生活交通の確保に向け、自動運転技術等新たな技術を活用した移動手段、デマンドタクシー等地域の実情に応じた移動手段、スクールバス等への混乗等関係機関が連携して取り組む移動手段等、新たな交通手段の導入の検討を開始した件数
高齢者を中心としたモビリティ・マネジメントの取組を行った地域数	6 地域	14 地域	運転免許返納後に公共交通を活用した移動が可能となるよう、市町や事業者等との連携による公共交通の利用拡大に向けた取組など、高齢者を中心としたモビリティ・マネジメントの取組を行った地域数
リニア中央新幹線に関する啓発活動の実施件数（累計）	－	60 件	リニア事業に対する県民等の気運醸成につながる啓発活動を実施した件数

施策353 安全で快適な住まいまちづくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

新都市計画区域マスタープランに示す都市計画の目標や方針に沿って人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造^{注）1}の形成（コンパクトなまちづくり）が進んでいます。また、都市基盤の整備や、地域の個性を生かした景観形成、住環境の整備、建築物の安全性確保の取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、安全で快適な住まいまちづくりが進んでいます。

現状と課題

- 人口減少・超高齢社会に対応した持続可能性が高い集約型都市構造の形成に向けて、土地利用や都市施設等に関する都市計画決定や、街路の歩道整備等、都市基盤の整備を進めてきました。引き続き持続可能性の高い集約型都市構造の実現とともに、発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害に対応したまちづくりに向けて、都市計画の策定や都市基盤の整備が求められています。また、県や市が景観計画を策定するなど、良好な景観づくりに向けた取組を進めてきました。地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを推進するため、引き続き、市町が主体となった景観づくりの取組や、地域の景観特性に配慮した公共事業等の推進が求められています。
- 県営住宅の適切な維持管理を進めるとともに、耐久性・省エネ性能等を備えた長期優良住宅の普及促進と認定を行ってきました。また、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者等への支援の充実を図っています。引き続き、誰もが安全・安心で豊かな住生活を楽しむ良質な住宅への転換や高齢者をはじめ住宅の確保に特に配慮を要する方々への支援が求められています。
- 建築物の安全性確保に向けて、建築主事を置く市と連携して、適法な新築建築物の確保とともに、既存建築物の適正な維持保全の促進に努めてきました。引き続き、「建築基準法」や「都市計画法」等に基づく許認可や指導・助言を行うことにより、安全・安心な建築物、宅地の確保を図ることが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが安心して快適に暮らせるよう、都市における効果的な医療・福祉・子育て支援・商業等生活サービス提供のための都市機能の拠点への集約、持続的な生活サービスやコミュニティ確保のための周辺部等への居住の誘導を一体的に取り組み、市町や事業者等と共にコンパクトなまちづくりを進めます。

また、頻発・激甚化する水害や土砂災害、発生が懸念される大規模地震等をふまえ、地域に即した災害に強いまちづくりを進めます。

注）1 集約型都市構造：人口の減少や超高齢社会などの社会情勢に対応するため、都市の無秩序な拡散を抑え、多様な都市機能と公共サービスを拠点となる市街地に集約することで、高齢者をはじめとする全ての人が暮らしやすく、市街地を中心として内外の交流が進み、魅力ある都市空間となることを可能とする都市構造。

取組方向

■ 基本事業１ 安全で快適なまちづくりの推進

人口減少・超高齢社会等に対応したまちづくりの形成に向けて、新都市計画区域マスタープランを定めるとともに、それに沿った都市計画の策定を進めます。また、街路における通学路等の安全対策や電線類の地中化等による都市基盤の整備を実施します。さらに、地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを進めるため、地域住民と連携した市町の景観づくりの取組の支援、景観に配慮した建築物や公共施設等への誘導、屋外広告物の設置の適正化や安全対策の充実に取り組みます。

■ 基本事業２ 安全で快適な住まいづくりの推進

県営住宅および市町営住宅の安全性を確保し、適正な維持管理を推進するとともに、長期優良住宅の普及や空き家対策等による既存住宅のストックの活用を促進します。さらに、民間賃貸住宅の活用により住宅確保要配慮者への支援体制の充実に図ります。

■ 基本事業３ 適確な建築・開発行政の推進

新築建築物等の完了検査の徹底や、不特定多数の者が利用する既存建築物を対象とした定期報告制度^{注）}により、「建築基準法」の遵守を促すとともに、「都市計画法」に基づき適確な開発行為の許可を行うことなどにより、安全・安心な建築物および宅地の確保に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
新都市計画区域マスタープランの内容に沿って都市計画決定（変更）が行われた都市計画区域の数（累計）	－	7 区域	改定後の新都市計画区域マスタープランで示された土地利用規制（区域区分）の基本方針および土地利用（用途地域、地域地区）や都市施設などに関する都市計画の決定方針に沿って都市計画決定（変更）を行った都市計画区域の数

副指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
街路における歩道整備および電線共同溝整備の合計延長（累計）	－	1,290m	計画期間内に街路における歩道および電線共同溝の完成が見込まれる箇所の合計延長
県営および市町営住宅の長寿命化工事達成割合	－	100%	県および市町が策定する「公営住宅等長寿命化計画」に基づく県営および市町営住宅の長寿命化工事を実施した割合

注）２ 定期報告制度：一定規模・用途の建築物や昇降機等について、所有者等が専門技術を有する資格者に、その建築物の構造、建築設備、避難施設等を定期的に調査・検査をさせて特定行政庁（県知事や建築主事を置く市長）に報告する制度。

施策354 水資源の確保と土地の計画的な利用

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

水や土地は、限られた貴重な資源であり、県民の皆さんの生活や経済活動にとって不可欠な基盤です。安全で安心な水資源がいつでも安定して使用できる基盤整備が進むとともに、市町、関係機関等と連携した供給体制が確保され、水が大切に使用される社会が構築されています。

また、計画的かつ適正な土地利用が図られ、自然環境と調和のとれた豊かな県土が次世代に引き継がれています。

現状と課題

- 水道事業については、人口減少などの社会情勢の変化に対応するため、経営安定化への取組が必要となっているとともに、大規模地震による被害発生時などにおいては、水の供給等、行政区域を越えた連携の重要性が高まっています。また、県が供給する水道用水、工業用水の施設についても、地震による被害や経年による老朽化が懸念されています。こうした中で、将来にわたって県民の暮らしの安全・安心の確保と地域経済の発展に寄与していくため、持続可能な水の安全・安定供給の実現に向けて、引き続き取り組んでいく必要があります。さらに、渇水時における水不足を解消するため、安定的な水資源の確保に取り組む必要があります。
- 土地は限られた貴重な資源であることから、計画的かつ適正な土地利用を図る必要があります。また、円滑な土地利用を図るため、地籍調査を市町等と連携し推進していますが、地籍調査の進捗率は、平成30（2018）年度末において9.6%で全国平均52%と比べて低い状況にあることから、県内の地籍調査を着実に進めていくという考え方のもと、効果的かつ効率的に地籍調査を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

南海トラフ地震等の大規模地震の発生に伴う断水や渇水時の水不足が危惧されるとともに、水道用水・工業用水の施設の老朽化が進行する中で、県民生活や経済活動の基盤となる水がいつでも安定して利用できるように、市町や関係機関等と連携して取り組みます。

また、豊かな県土を次世代に引き継ぐため、市町等と連携して、計画的かつ適正な土地利用や、自然環境等を保全する土地利用を進めるとともに、円滑な土地利用や災害時の迅速な復旧・復興等につながる地籍調査を推進します。

取組方向

■ 基本事業１ 水資源の確保と水の安全・安定供給

県が供給する水道用水、工業用水の安全・安定供給の確保に向けて、施設の適切かつ計画的な改良を継続して進めるとともに、経営基盤の強化に取り組みます。また、県内の水道事業について、県民の皆さんに安全な水道水を安定的に供給するため、持続可能な事業運営ができるよう、水道事業体の経営安定化の促進、協定による災害発生時における県内市町および近隣府県市との応急給水、応急復旧等の応援体制の連携推進に取り組みます。さらに、渇水時の水不足に対処するため、利水者および関係機関と連携して、必要な水資源の確保に取り組みます。

■ 基本事業２ 土地の基礎調査の推進

「国土利用計画法」に基づく土地取引の届出制度の運用など、県土が計画的かつ適正に利用されるよう取組を進めます。また、地籍調査の進捗率は、全国平均を大きく下回っていることから、市町と連携して地籍調査を効果的かつ効率的に行っていく必要があります。災害時の迅速な復旧・復興等に向け、緊急性の高い南海トラフ地震などによる被災想定区域等での地籍調査を進めるとともに、新技術の導入や国直轄事業の成果を活用した地籍調査などに取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
被災想定区域等で地籍調査に取り組む市町数	21 市町	25 市町	大規模災害時の浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの被災想定区域等で地籍調査を推進する市町の数

副指標			
目標項目	現状値	令和５年度の目標値	目標項目の説明
管路の耐震適合率	62.9%	66.3%	企業庁が管理する水道用水・工業用水の管路総延長 780km のうち、耐震適合性のある管路延長の割合
地籍調査の効率化に取り組んだ市町数	18 市町	22 市町	地籍調査の推進に向けて、新技術を用いた調査の実施や、国の直轄事業の成果の活用など効率的な手法の導入を行った市町の数

